

第百九十六回国会
衆議院
厚生労働委員会
議 録 第 六 号

平成三十年三月三十日(金曜日)

午前九時三分開議

出席委員

委員長 高島 修一君

理事 後藤 茂之君 理事 田村 憲久君

理事 橋本 岳君 理事 堀内 詔子君

理事 渡辺 孝一君 理事 西村智奈美君

理事 岡本 充功君 理事 榎屋 敬悟君

赤澤 亮正君 秋葉 賢也君

穴見 陽一君 安藤 高夫君

井野 俊郎君 石崎 徹君

大岡 敏孝君 木村 哲也君

木村 弥生君 国光あやの君

小泉進次郎君 小林 鷹之君

後藤田正純君 高村 正大君

佐藤 明男君 塩崎 恭久君

繁本 護君 白須賀貴樹君

田畑 裕明君 高木 啓君

高橋ひなこ君 中曾根康隆君

中谷 真一君 長尾 敬君

百武 公親君 福山 守君

藤井比早之君 船橋 利実君

三ツ林裕巳君 山田 美樹君

池田 真紀君 尾辻かな子君

岡本あき子君 長谷川嘉一君

初鹿 明博君 吉田 統彦君

大西 健介君 白石 洋一君

山井 和則君 柚木 道義君

伊佐 進一君 中野 洋昌君

平野 博文君 高橋千鶴子君

浦野 靖人君

議員 池田 真紀君

議員 初鹿 明博君

議員 尾辻かな子君

議員 山井 和則君

議員 宮本 徹君

厚生労働大臣 加藤 勝信君

厚生労働副大臣 高木美智代君

厚生労働大臣政務官 牧原 秀樹君

厚生労働大臣政務官 田畑 裕明君

厚生労働大臣政務官 大沼みづほ君

政府参考人 吉住 啓作君

(内閣官房内閣参事官) 向井 治紀君

(内閣官房内閣審議官) 中山 隆志君

政府参考人 政府参考人

(人事院事務総局職員福祉局次長) 其田 真理君

政府参考人 堀江 宏之君

(総務省大臣官房審議官) 田島 淳志君

政府参考人 政府参考人

(財務省大臣官房審議官) 白間竜一郎君

政府参考人 政府参考人

(文部科学省大臣官房審議官) 高橋 俊之君

政府参考人 政府参考人

(厚生労働省大臣官房年金管理審議官) 土屋 喜久君

政府参考人 政府参考人

(厚生労働省大臣官房審議官) 武田 俊彦君

政府参考人 政府参考人

(厚生労働省医政局長) 福田 祐典君

政府参考人 政府参考人

(厚生労働省健康局長) 山越 敬一君

政府参考人 政府参考人

(厚生労働省医薬・生活衛生局長) 官本 真司君

政府参考人 政府参考人

(厚生労働省労働基準局長) 宮川 晃君

政府参考人 政府参考人

(厚生労働省雇用環境・均等局長) 晃君

委員の異動

三月三十日

辞任

穴見 陽一君

木村 弥生君

小林 鷹之君

後藤田正純君

繁本 護君

吉田 統彦君

足立 康史君

同日

辞任

石崎 徹君

高村 正大君

中谷 真一君

百武 公親君

藤井比早之君

岡本あき子君

浦野 靖人君

同日

政府参考人 吉田 学君

(厚生労働省子ども家庭局長) 定塚由美子君

政府参考人 政府参考人

(厚生労働省社会・援護局長) 濱谷 浩樹君

政府参考人 政府参考人

(厚生労働省老健局長) 鈴木 俊彦君

政府参考人 政府参考人

(厚生労働省保険局長) 藤澤 勝博君

政府参考人 政府参考人

(厚生労働省政策統括官) 水島藤一郎君

参考人 参考人

(日本年金機構理事長) 中田 裕之君

参考人 参考人

(日本放送協会理事) 中村 実君

厚生労働委員会専門員

補欠選任

藤井比早之君

百武 公親君

中谷 真一君

石崎 徹君

高村 正大君

岡本あき子君

浦野 靖人君

同日

補欠選任

福山 守君

高木 啓君

小林 鷹之君

木村 弥生君

穴見 陽一君

吉田 統彦君

足立 康史君

同日

同日

辞任

高木 啓君

福山 守君

同日

辞任

中曾根康隆君

補欠選任

繁本 護君

同日

三月三十日

生活保護法等の一部を改正する法律案(池田真紀君外九名提出、衆議院第九号)

生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二〇号)

は本委員会に付託された。

三月三十日

産科・小児科医師不足への対応と周産期医療体制の整備に関する陳情書(静岡市葵区追手町五の一 井上恒彌(第八四号))

「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案」の修正を求めることに関する陳情書(千葉市中央区中央四の一三の九 及川智志(第八五号))

生活保護基準について一切の引き下げを行わないよう求めることに関する陳情書外三件(東京都千代田区霞が関一の一三 伊東卓外三名)(第八六号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二〇号)

提出第二〇号)

生活保護法等の一部を改正する法律案 池田真紀君外九名提出、衆法第九号)

厚生労働関係の基本施策に関する件(年金をめぐる諸問題)

厚生労働関係の基本施策に関する件

○高島委員長 これより会議を開きます。

厚生労働関係の基本施策に関する件、特に年金をめぐる諸問題について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

本件調査のため、本日、参考人として日本年金機構理事長水島藤一郎君、日本放送協会理事中田裕之君の出席を求め、意見を聴取し、また、政府参考人として財務省大臣官房審議官田島淳志君、厚生労働省大臣官房年金管理審議官高橋俊之君、労働基準局長山越敬一君、子ども家庭局長吉田学君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○高島委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○高島委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。平野博文君。

○平野委員 おはようございます。無所属の会の平野博文でございます。

早朝でございますので、元気が出るかどうかかわかりませんが、頑張つて、大臣並びに、きょう理事長にお越しもいただいておりますので、質疑を続けていきたいと思っております。

きょうは、年金データの入力ミスという、この問題についての集中でございますが、先般、大臣に質疑をしました働き方改革の少し残っている部分があるものですから、その部分について少し説明を受けたいと思っておりますので、その点はお許しをいただきたいと思っております。

特に働き方改革、今にも、自民党の部会が了承した、こういうニュースがけさも伝わってまいり

ましたが、やはり、労働時間が長時間にわたる原因、こういう視点で見たときに、裁量労働でありますとかそういうことを考えますと、個人の仕事の業務量というものが明確でないがゆえに、できる人にとんどん仕事が集まって、いろいろな問題を引き起こしてきているんだらうというふうに実は思っております。業務量の制限という言い方がいかどうかわかりませんが、やはり、過労死の家族の方々からも訴えている言葉の中に、できる人間ほど業務がそこに集中するというのが現実の姿であるという訴えがたくさんあるように私は思っております。

また、平成二十年の内閣府の調査でも、業務における責任範囲というのがまたあって、そこが曖昧である、そのことによって長時間労働の原因になっているということも示されておるわけでありまして、特に、労働時間管理のない管理職や裁量労働などには、本来の仕組みとして、こなすべき仕事量を含めて、働く者自身が判断、決定できるということが大前提でないといけない、私はそういうふうにも思っています。

みなし労働時間内に消化できない業務量を与えてはならないというふうに、私は、改めて、この裁量労働、みなしを加えていく上においては、規制をやはり加えていくべきではないかと。そうしなければ、できるところにどんどんどんどん来る、結果的には、その仕事の見合いに合った賃金体系であるとか時間がオーバーフローする、こういうことになる懸念が大だと思んですが、この点、大臣、どう思われますか。規制をしていこうという考え方は持っておりますか。(加藤国務大臣「最後、ちょっと聞き取れなかった」と呼ぶ)

労働時間の規制を、仕事量の規制を、明確でないがゆえに、仕事量はその人の本来の業務範囲を超えて裁量労働となつていくというのが現実の実態ですから、そこを明確にするとともに、労働時間内に消化できない業務量はやはり与えてはならないという規制を加えていくつもりはありますせんか、こういう質問です。

○加藤国務大臣 今の委員の御指摘、裁量労働制あるいはみなし労働制を中心にお話しになられたけれども、幅広く捉えらるると、通常の雇用形態においても同じような課題があつて、結果的に、本来の業務時間が決まっていなければならない、それだけの業務量を仮にこなすのであれば、とてもその時間ではおさまらずに、場合によっては深夜あるいは土日までやらなければそもそも対応できないということが出てきているわけでありまして、そういったことを含めて、今回、罰則つきの上限規制を入れる。これは一応形でありまけれども、そうすると、結果的に、今委員がおっしゃるように、仕事の仕方あるいは与える仕事量、こういったものも、当然それぞれにおいて考えていただかなきゃいけないんだらうというふうに思っています。

それから、みなしの場合には特に、みなし労働時間と実労働時間の乖離の問題がございます、特に裁量労働制について。これは、委員会でも御議論がございました。私も、余りにも乖離が、一日ごとにてこぼさることは、これは裁量労働制ということではあり得ると思ひますけれども、かなりの期間にわたつてみなし労働時間よりも労働実態の時間の方がはるかに長い、こういったことについては、しっかりと是正をしていくということも必要であると思ひます。

それから、これは御議論いろいろあるんですけども、今回の高度プロフェッショナル制度において、実は、職務をしっかりと書きます、そしてそれを文書で合意します、こういう規定になつていくわけでありまして、その部分については、これまでそういった具体的な形を決めて、いわゆるジョブディスクリプション、具体的にどうするかはこれから議論しなきゃいけない部分もありますけれども、そういった意味においては、今委員お話のあったように、裁量をかなり任せる、裁量も含めてやり方が任せられるという以上は、やはり自分の受ける仕事の範囲というものをきちんと規定をしていこう、そういった考え方のひとつと

ているということでございます。トータルとしてどうするかについては、これはいろいろ御議論があるかもしれませんが、今申し上げた一つの事案、あるいは一つ一つの制度においては、今委員がお話しになったことも念頭に置きながら、私もども対応を検討させていただいているということでございます。

○平野委員 大臣今おっしゃった点でいいですと、では、これぐらいが適当である、その判定は誰がするんですか。結果、使用者側が、これぐらいはできるだらう、こういうふうに思つて、その枠をベースに、裁量労働でやるとかを決めていく。しかし、働く側から見たら、使用者側から言つて、いやいや、それは働く側から見るとそんなにできないよ。そこによつて、その人の、できる人、できない人の評価につながるんじゃないか。だから、働く側の人間は我慢をして必死になつてやるんだ、こういうふうには悪循環を起していると思ひますが、その辺、大臣、認識どうですかね。

○加藤国務大臣 今の御指摘は、一つには、例えば裁量労働制においては、これはある部分、結果で見えていく部分も必要なんだらうと。それで、先ほど申し上げた、みなし労働時間と労働時間がかなり乖離をしていけば、それは是正するように我々は働きかけていかなきゃいけないと思ひます。

ただ、今回の高プロの場合には、どこまでかというのをベースに、交渉する、まず入るに当たつての交渉の中に、それを具体的にやらなきゃだめだ、こういう形になつていくわけですから、そして一方で、これは法案を出した中でも御議論があると思ひます。どこまで交渉力があるのかないのかという御議論はあると思ひますが、一応、これまでのいろいろな制度も踏まえて、交渉力もあると考える人たちが、もしそれが自分の納得がいかなければそれは受けない、そして、もしそれが納得がいけるのであればその限りで受けるといふいわば事前におけるチェック、チェック

といいますか、事前における条件の設定というのができ得る一つの制度ではないかな、こう考えております。

○平野委員 もともと四百万から始まって、今一千七十五万ですか、そういうふうな基準が出ていますが、一般的に見て、一千七十五万ぐらいの報酬をもらう人が、本当に経営者と一、二でやれるぐらいの力量を持った人が一千七十五万円ぐらいのベースにあるかどうかというのは、極めて私は疑問を感じますね。

私、なぜこのことを、管理職と言っているかといいますが、通常、一般的に大企業と言われている課長職ぐらいだったら、大体一千万を超えていつているんだろとは思いますが。課長職の方が経営者と対等で言える環境にやはりあるかどうか。いわゆる課長職でない一般の方にも高プロという概念を入れようとしているわけですから、その方が対等に言える関係にある賃金ベースに、賃金ベースから見てもあるんだろかという疑問を持っていますね。

私、客観的にちょっと関係者の勤め人に聞くと、そんなのはとても机上の空論ですよ。少なくとも、中小含めて、経営者層と対等でやはり頑張ろうと思うと、それだけのスキルとそれだけの能力と、その人間がいなきゃとてもこの会社がもたないよというぐらいの人であると、報酬でいったら大体どれぐらいだと聞いたら、やはり二十万以上もならないと、とてもじゃないけれどもそんなのは対々という環境にないよというのが、私が個人的に聞いた人の報酬ベースです。

大臣、本当に一千七十五万という基準が、大臣が今いみじくもおっしゃった高プロの対象、しかし判断はその本人だと言っているけれども、実態的に言うと、やはり経営者からそう言われると、従わざるを得ない環境に、やもすると雇用者はそうなっちゃう。そうならないような関係にある極めて有能な従業員を放さないというための報酬というのはどんなものですか、私は二十万ぐらいだと思っただけども。

○加藤国務大臣 平野委員からも、要するに、結果的に一千万で、一千万というか一千七十五万、これは労政審での議論で、まだ最終的にはこれから議論ですけれども、どこかで切ることによって、一定、交渉力のある人がいるでしょう、そしてその人はやはり自律的な働き方があってもいいんじゃないかという、ある意味では、その部分においては、やや私どもと重なり合いがあるのかなというふうに思います。

それ以外にも、いろいろな、健康確保措置とか、更にこうだとか、それはまたいろいろな議論をさせていただきたいというふうに思いますが、ただ、この千七十五というの、たしか有期契約法のとときに、通常三年を五年にするというときに、交渉力があるというところで当時議論があつてつくられたという経緯から、それが一つの水準になるのではないかとということが労政審で議論されたということでもあります。

やはり、大事なことは、その人がそれなりに交渉力がある、それから多分、給与だけじゃなくて職種もあるのかもしれない。いわゆる会社のラインの人だと、そこから外れちゃうと、もうほかの会社で、それぞれマネジメントの仕方も違いますが、なかなか同じ仕事を得ることはできない。しかし、特殊なスペシャリティーを持っている方は、Aという会社でもBという会社でも同じように仕事をしてくいことになれば、やはり最大の交渉力は、いや、もうそれだったら私はここにいません、こっちにもう行きますよというのがやはり一番強い交渉力の一つなんだろうと思います。

○平野委員 余りこの問題ばかり触れるわけにいきませんのでこのぐらいいしておきますが、要は、いずれにしても、使用者側の使い勝手のいい仕組みとして入れていくのではないんですよ。働き方の多様化していくこの時代に応じた仕組みと

しての一つの部分ですよ。

したがって、私は前回も最後にお願ひしましたが、やはり働く側に立つ制度設計なんです、労基法というのは。労働法制というのは基本的にはそうなんです。その軸を、ややもすると、今の政府は使用者側に立つた法制度に変えようとしているように思えてなりませんから、やはりあくまでも、これは過労死を含めて、働いている側にとつて本当に大丈夫な法制であるべきだということを重ねて強くお願いをしておきたいと思ひますし、そういう視点で見てもいい。

それともう一点、これは簡単にやりますが、労働基準監督制度、この前、日本は少ないんじゃないの、こういうふうに申し上げました。

それと同時に、じゃ、監督官はどれだけのものといったら、人数が非常に毎年ころころ変わるんですね。これは何なんですかね、何で変わるんですかね。例えば、労働基準監督官の総数は三千四百三十九人、現場では、監督指導に当たる監督官は二千九百七十八人。これはいろいろあるんですが、毎年二転三転しているんですね。

これは、何でこの監督官の数が、私がなぜそれを言うかといったら、ベースは、少ないということとを言いたいんですよ。もともと、しっかりと現場を把握してもらうための監督官というのは、もつとやはり多くあつてもいい。ただ、それは財源との関係があるでしょうけれども。しかし、労働基準監督官の、例えば昨年の会議の数、その前の会議の数等々、なかなか政府から出てくる数字が、微妙に違うんですね。

これはやはり、どういうことかという違いになつてくるのか正確に把握してもらいたいということと、加えて、我が国がやはりしっかりと労働実態を調べていくための監督官をもつと、ある意味、財政事情もあるでしょうけれども、しっかりとふやしてほしい、こういうふうに私は思うんですが、大臣としてはどうですか。

○加藤国務大臣 今の数字のそこというかについては、また別途詳細に事務局からも御説明させていただきます。

いただきたいと思ひますが、ただ、その根底にあるのは、やはり、労働基準監督官という形で、これは実際、採用はその資格で採用しているんですね。でも、実際、採用された後に、まさに監督業務に従事している場合と、例えば本省で、当然その経験をもつてやっていたらいいんですけど、それはそういう方も本省にはいていただきたいと思ひますが、等々、あるいは、場合によっては他部門におられるという方もいらっしゃると思います。ですから、そういったところの数字が今委員おっしゃった数字なんだろうと思ひますが。

ただ、私も、ここに赴任をさせていただいて、やはり監督官業務というのは非常に大事な業務でありますから、そしてこれは監督官じゃなければできないわけでありまして、ということであれば、まさに監督官として採用した人を、監督官業務にしっかりと従事をしていただき、そしてその中で、かつ、経験を積んで、監督の手法、技法を高めてもらう。

そのことが、適正な監督指導、ややもすると、ちょっとやり過ぎをしているんじゃないかということもあると思ひますが、やはりそこは、経験とか知識が足りないということによってそうなるという事案の中にはあるんだろと思ひます。

ですから、適正な監督指導を行うためにも、きちっとした人数を確保し、そしてしっかりと年限をかけて、最初に入つた人たち、中堅、ベテランという形でつくり上げていくということが私は委員御指摘のように必要だということに思ひますので、今そういう方向に向けてかじを大きく切らせていただいております。

ただ、定員そのものは、御承知のように、もう長官もやっておられたから御承知ですが、全体としての規模がありますが、しかし、その中で、できる限り、定員の増員も含めて努力をさせていただきたいと思ひます。

○平野委員 それでは、本題の、年金機構の年金のデータの入力ミスの問題について、きょうは機構の水島理事長にもお越しをいただいております

ので、少し具体的なところをお聞かせをいただきたいと思っています。

先般も少し、この問題というのはあつちやならないことだということで指摘をいたしました。まして、外国の、中国の事業者に再委託というのか、再委託ではないんでしょうけれども、再外注をしている、こういうあつちやならぬことが起こっている。加えて、ミスがある。こういうことによつて、結果、国民に大きな影響が出ている、こういうことでございます。

先般からの各委員の質疑を少し聞いておつて、私も腑に落ちない点がございまして。少し具体的なことではございますが、理事長にもし御答弁いただいたら、恐縮かなと思つております。

私なりに、どういうシステムで、どういう流れでこれが入力され、どういう仕事としてSAY企画ですか、行っているのかというのを自分なりに、頭でポンチ絵をちよつと自分でつくつてみたんですが、これは、国民から出てくるそれぞれのデータを機械に集めますよね、まず。機械からSAY企画に行くときは、紙で行くんですか、データで行くんですか。まず初歩的なところからちよつと聞かせてもらいたいんですが、私が言いますから、イエスカノーかで答えてください。

まず、機械からSAY企画という業者に行くのは、ペーパーで行くんですか、データで行くんですか、どちらなんですか。

○水島参考人 SAY企画に参りますそのデータは、審査業者というのがございまして、まず、申告書をいただくのは私どもにいただきますが、具体的にその申告書の内容が正しいかどうかということについて審査することについて、業者に委託をいたしております。その業者が審査をいたしまして、審査した結果、内容が整っているということとを審査いたしまして、その紙をSAY企画に渡すということでございます。

○平野委員 ということは、国民から上がってきたデータは、機械へ来る前にまずどこかの業者に入るんですか。そういうことですね。

機構は、それはもう業者に委託しちゃつていて、一切ここに関与はない。

○水島参考人 まず機構に参りまして、それを審査業者に渡しまして、そして審査業者からまた機構に参りまして、そのそれをSAY企画に渡す、そういう形式でございます。

○平野委員 わかりました。

それで、SAY企画に渡すときには紙ですか。

○水島参考人 紙でございます。

○平野委員 その紙というのは、どこまで入ったデータなんですか。

○水島参考人 申告書で、お客様、国民からいただいた申告書の内容を書いてございまして、申告書そのものでございまして、全てのデータが入っております。

○平野委員 ということは、まず確認しておきたいことは、国民から来たデータについて、紙ベースで、これは申告書ですから上がつてきますよね。それで機構へ行きますよね。それで審査をする業者に渡るといふことですね、まず。その業者から機構に戻つてきて、機構がそれによつて、多分これは戻つてくるけれどもスルーなんでしょうな、スルーで、紙ベースでSAY企画に行く、こういうことですね。

では、ここでまた教えてほしいんですが、私が昔仕事しておつたときに、普通、特にコンピュータなんかでデータ入力するときは、昔だったらパンチングをしたりいろいろして、今ではいろいろな方法があると思いますが、例えば、これは、非常に重要情報というのはダブル入力するんですね。一入力でやれば間違いがあつたときにスルーでいきますから、ダブル入力するんですね。これは間違つていて、したがって再チェック、こういうことをするんですが、これは、実際SAY企画の仕事の身中身というのはどういうワケなんですか、簡単に言えば、入力という作業はないんですか、ここには。

○水島参考人 結果として判明をいたしております

すのは、紙のデータをスキヤニングいたします。スキヤンをいたしまして、PDFデータとTIFFのデータの画像にいたします。その画像をOCRで読み取る。読み取りまして、データにいたしました、それを、その内容について人の目で確認をするという作業工程をとつていた。結果としては、そういう作業工程がございました。

○平野委員 そうすると、SAY企画ではスキヤニングするんですね。ということは、スキヤニングするんではないか、この間の委員の説明の中にあつた光学機器が何かでスキヤニングするんですね、これは多分。そうすると、それによつて読み取るわけですね。スキヤニングすることによつて読み取るということですが、ここで入力ミスが三十一万八千件起つていてというのは、これは何で入力ミスが起るんですか。

○水島参考人 三十一万八千件の入力ミスは、扶養親族申告書の源泉徴収に関するデータの入力に關して三十一万数千件のミスが発見されたということでございます。それはOCRで読み取つたものを人の目でチェックをしているということでございますが、そのチェックの過程でチェックが漏れたというものが三十一万八千件あつたということだといふふうに理解をいたします。

○平野委員 そこがちよつとわからないんです。そうすると、国民から来たものを、機構からその業者という、どこの業者かわかりませんが、まず、入り口の部分で業者にチェックさせているわけでしょう。この業者は何のためのチェックをしているんですか。

○水島参考人 申告書に例えば氏名がきちんと書かれていないとか、その申告書の内容で記入されるべきところがございまして、その記入されるべきところにきちんと記入されているかということとをチェックをする業者でございます。

○平野委員 そうすると、今、私、単純に入力ミスと称しましたけれども、これは入力ミスではないんですね。

○水島参考人 恐縮でございます。私の御説明がわかりにくいかわかりませんが、もう一度御説明を申し上げますと、まず、私どもは紙の申告書を受け取りまして。その紙の申告書の内容に全て書かれていくかどうかについて確認をするというステップがございまして、書かれているという内容についてそれをデータ化して、それを納品させて、私どものオンラインで処理をするという過程をとるわけでございます。

したがしまして、まず紙を審査をして、データ化する業者がこれはSAY企画でございますが、その紙の内容をデータ化する作業がSAY企画で行われたということでございます。

○平野委員 いや、ですから、この入力ミスというのは、じゃ……(発言する者あり)あつ、OCRの読み取りミスですか、これは。

○水島参考人 申しわけございません。OCRが間違つて読み込んだということについて、人の目でチェックをできなかったということでございます。

○平野委員 ここが、僕、非常によくわからなくて。OCRの読み取りミスなんというのは、極めてレアケースなんですよ。普通、自分の目線で、人間の目線で見るとOCRのミスとの間で、どちらがミスが起ると思ひますか。OCRの方が多いんですね、それならこれは。機械的なミスですか、これは。機械のミス。

○水島参考人 私が確認をしております限りでございますが、一番多いミスは、審査業者が審査をいたしますときにいろいろチェックをいたしまして、そのチェックをOCRが誤つて読み取つたというケースが一番多い誤りだといふふうに認識しております。

○平野委員 どんなOCRを使つていらっしゃるんですか。私も古い技術屋ですけれども、もう陳腐化していますよ、してしまいますけれども、OCRが読み取りミスを起す、これもゼロとは言ひませんが、あるかもしれないんですが、人間の目線の方が正確だったら、人間の目線でやればいいじゃないで

すか。

だから、さつき、冒頭言ったように、ダブルでチェックするんですが、普通、それによって物すごくデータ入力精度が上がるんですね。IBMだつて、当初、僕のは370だったんですが、そのときなんて、ダブルチェックしたら、ほとんどミスはゼロですよ、全部はねるんですから、それでまた戻すんですから。

これはちょっと原始的な仕組みじゃないですか。

○水島参考人 私どもが指示をいたしておりますのは、ペリファイア入力をするということを示しているわけでございまして、他のパンチ業者にいるいろいろな委託をいたしておりますが、全てペリファイアを義務づけております。

この業者もペリファイアをやっているというふうな説明をしていたわけでございまして、現実には、ペリファイアをやらずにOCRによって処理をして、それを人の目によってチェックをするという過程をとっていたということございまして、私どもが契約上指示をいたしておりました内容と全く異なった方法によって作業が行われたということでございます。

○平野委員 理事長、それをさつき言ってくれたらいいんですよ。そういうふうな指示しているのに実際はOCRという仕組みでやって、あとは人的目線でチェックをしているという、こういうことですね。

まず、仕事のシステムの工程がなっていないじゃないですか。いつ気づいたんですか、それは。後でこういう問題が起ってきたから、後追いでいったら、結果こういうことだったということではなかったんですか。

○水島参考人 最終的に判明いたしましたのは十一月の中旬でございます。十月の下旬及び十一月月上旬に臨場いたしました、作業方法について確認をいたしましたところ、OCRによってやっているということが判明をいたしました。そして、その時点では、ペリファイアに切りかえて、本来の

契約による方法でやるようにということを指示をしたということでございます。

○平野委員 これは根本的なところなので、もうちょっと、具体的にどこをどうやってやっているのか、ちょっと私も興味がありますから、あえてこうやって自分なりにメモをとって、自分なりに、こういうふうになっているんだらうなと頭の体操をしたんですが、明らかに、一点、今、理事長がいみじくも言われた、まずそこが変わっているという点が一つ。

それと、データ化した部分というのはこのサーバーに入れているんですか。SAYのサーバーに入っているんですか。

○水島参考人 SAY企画のサーバーに入りました、それを媒体化して、私どもに納品するという形式でございます。

○平野委員 SAYのサーバーからデータ化して、機構へ、理事長のところへ戻るんですね。そのサーバーの中は、もうメモリは空っぽですか、抜いているんですか。

○水島参考人 現在、まだサーバーの中には、当社のサーバーの中には、私どもに納品されたデータは入っております。そこについては全部外部と遮断しておりますので、そこからデータが出ることはございません。

○平野委員 SAYのサーバーの中には、マイナンバーを含めて、あるということですよ。あるということですね。あるというならば、それは遮断しているから絶対に外部に漏れることはないし何で言えるんですか。切っているんですか、もう。

○水島参考人 失礼いたしました。

そのサーバーはSAYの所有物でございますが、現実には、私どもに引き揚げております。機構に、物として、物理的に物として機構が持っているということでございます。

○平野委員 そこはちょっと安心しましたかな。ただ、こんなのをサーバーなんかに入れておいたら、今、クラウドなんというって、どここのデータ

から抜かれてくるかというのはわからぬわけですよ。これはオンラインで当然やっているはずでしょう。一々データを持ってきて、こちらのサーバーに入れて、こつちへこうするということはないはずで、オンライン化しているんですね。

○水島参考人 SAYのサーバーは、オンラインとは、インターネットとはつながっております。

○平野委員 いずれにしても、後で結構ですから、事務方からデータのフローチャート、私に説明をいただけませんか。

私は、専門家ではありませんが、ある程度わかりますから、ここでどういうチェックがされているのか、ここでどういうチェックがされているのか、ということがやはり必要なんだと思います。

特に、これはマイナンバーがひつついていておるものですか、このマイナンバーの行方がどこでわからぬようになっていくのかというのが見えなものですから。

もう一回聞きますよ。SAYに行つて、中国へ渡るときには、このマイナンバーのデータというのはどんな仕組みでこれはトリミング、トリミングという表現をしているのかどうかかわりませんが、カットしているんですかね。

○水島参考人 御指摘のとおり、トリミングの手法で、システムで氏名と仮名だけを取り出して、切り出して、先ほど申し上げましたが、紙からTIFFのデータをつくと申上げました。まず、一次のTIFFのデータは全てのデータが入っております。そこから氏名と仮名文字だけを切り出しまして、中国に渡すためのTIFF画像をつくるという仕組みでございます。

○平野委員 それでいって、中国へ行きました。中国で何らかの処理をするんでしょう。中国で処理した部分と、今度中国から戻ってきた部分との照合はどこでやるんですか。

○水島参考人 SAY企画では、紙の申告書が入りましたときに、識別番号、SAY企画の内部で使う識別番号をそれぞれのデータにつけます。そ

の識別番号が、先ほど申しましたPDFと、それから全体のTIFFと、それから氏名と仮名だけのTIFF画像、それぞれに同じ番号がつきます。それによって照合をして確認をしているということでございます。

○平野委員 そこにミスはないんですか。中国で作業してもらったミスは全くないんですか。

○水島参考人 中国で作業いたしておりますのは、OCRで読み取れる率が低くなる氏名と仮名について、中国にペリファイア入力をするを再委託したというのが内容でございます。

中国から納品されたデータについては基本的にミスがないというふう聞いておりますが、その氏名のデータについて、実は、源泉徴収票に御家族のお名前を、扶養されている方のお名前がことしから書いてございます。その入力に依頼したわけでございまして、その入力に関して、最終的に誤りは五十五万件ございました。

○平野委員 ちょっとますますわからなくなってきましたが、要は、中国ではペリファイアをやっている。日本では光学機器で読み取っている。中国の方が精度が高いんですか。

○水島参考人 結果として、そのように理解をいたしております。

五十五万件の誤りが発生した内容でございますが、中国から戻つてまいりました氏名の入力されたデータを、SAYが機構に納品データとするためにこの番号で名前を上書きしたわけですが、その上書きのシステムに間違いがあったというふうな聞いております。

○平野委員 時間が来ましたが、私、まだ一問目でとまっているんですね。まことに、理事長、申しわけないので、理事長にこんな細かいことを聞くのは恐縮であります。改めて、しっかりとフローチャートを出してもらつたところ、やはりマイナンバーというデータと一緒にひつついているものですか、ちゃんとトリミングしているから大丈夫ですというふうなIBMが言っているというけれども、本当にどうなんだと

いうのがわからないものですから、それをやはり我々わかるように、理事長を信用しないわけではありません、理事長だって直接見たわけじゃないでしょう、報告を受けてやっているだけでしょ。したがって、この部分はしっかりとした確証が我々委員にとれるようにしてもらうことが大事だと思ひますし、それが逆に国民の年金に対する不信感を払拭していくことの一步にもなっていると思うので、ぜひ、後で結構です、事務方から私にまず説明をしていただきたいと思ひます。

大臣に、貴重な時間、座っていただいて、でも、耳を塞いでいたわけと違うでしょう。一番悪いのは厚生労働省なんだよ。だから、そのことを含めて、大臣も、やはり本当に、具体的な仕組みの中でトラブると、データですから、いろいろなことが派生してくるということだけはぜひ頭に入っていたらいい、私の質問を終わりたいと思ひます。

一問しかやっていませんから、まだたくさん残っていますから、またやりますよ。よろしくお願ひします。

ありがとうございます。

○高島委員長 次に、初鹿明博君。

○初鹿委員 おはようございます。初鹿明博です。

本日に今の審議を聞いていても、わからないこととか、より聞きたいことがふえてしまつて、準備をしていた質問を全部やり切れないので、ちょっと飛ばしながらいきたいと思ひます。まず最初に、お配りしている資料を一枚めくっていただいて、こちらを見ていただきたいんですが、野村不動産の過労死に関する文書について、きのうも質疑が行われ、理事会にもきょう報告があつて、後ほど多分、山井議員が質問すると思うんですが、守らなければいけないと思ひますが、特別指導という非常に特別なことをやつて、会社名まで公表しているわけですから、やはり何がきっかけで調査に入つたかということは、私は、もう少し出

せる範囲で明らかにしていただきたいなということを思ひます。これは要望で、後ほど多分、山井議員が詳しくやると思ひます。

私は、この問題のヒアリングをしていて、一つあれつと思つたことがあるんですね。それは、今皆さんのところにお配りしているこのデータなんです。これは、脳・心臓疾患及び精神障害のうち裁量労働制対象者に係る支給決定の件数なんです。今回の野村不動産の件、本来だったら裁量労働制で働いてはいけな人が裁量労働制で働いてたということで特別指導の対象になつたということではないわけですね。

この野村不動産の過労死した人はこの数字に入るのかということとヒアリングの際に聞いたら、入らないというわけですよ。つまり、裁量労働制の対象になつていて人が労災の申請をした場合、そして支給決定された場合は数にカウントされるんですが、法律に反して裁量労働制の働き方で働かされた人たちが、例えば病気になつたり、また精神疾患を発症して労災の支給を受けることになつたとしても、その数が明らかにならないんですよ。

私は、これは問題じゃないかと思ひますよ。ね。これから裁量労働制を拡大しようと皆さん方は思つていらっしゃるわけですね。今はその対象になつていなくて、これから拡大をされてしまうような人たちの中に、実は物すごい数の労災が起つていて、中には亡くなつていく人もいるかもしれない。その数がわからないわけですよ。私は、ぜひ今後、本来だったら裁量労働制の対象にならないのに裁量労働制で働かされて、そして病気を発症して労災の支給が、申請をしたり支給をした、その数を明らかにしていく必要があると思ひます。そういう集計もするべきだと思ひます。

それともう一つ、この集計をして、始めていただいたのは、これは結構なことなんです。この中で、やはり過労死や過労自死、又は障害が残るような重篤な疾患になつていて、そういう数もやはり明らかにする必要があると思ひます。

我々は、裁量労働制によつて過労死がふえるんじゃないか、そういう懸念を持つていらっしゃるわけですよ。ですから、裁量労働制で一体どれぐらいの方がそういうことになつていくのかということも、やはり数字としてきちんと示していただきたいと思ひますので、その二点、大臣にお伺ひさせていただきます。

○加藤国務大臣 前から御議論させていたたいしておりますように、個別の過労事案について、私どもの方から個々に説明をし、回答するのは控えておりますので、その個別の事案を前提に、それがどつちに入るかと言われても、なかなかお答えできないので、一般論で議論させていただきたいと思ひますが、例えば、裁量労働制というところで働いていて、しかし、我々が監督指導に入つた結果として、それは適用されるべきではない状況だつたという場合には、それは、もともと取消しということになりますから、当初にさかのぼつて、その人は、いわゆる通常の雇用形態で働いていて、その人ふに認識をされ、そして、それをベースに、仮にその方が労災請求をして、そして決定を受けた場合は、この欄でいえば、全体に入つていて、裁量労働制のところには入っていない、これが今の実態だと思ひます。

これは、これまでずっとそういうことでやらせていただいたのでありますけれども、ただやはり、よく考えると、これはどういふための資料かといへば、結果的にどうだつたかというよりも、やはり、どういふ体系の中で、雇用形態の中で働いていたかということが多分問われるわけでありまして、その辺、少し集計の仕方を、我々、検討させていただいて、それが違法かどうかは別として、その方がどういふ雇用形態の中で働いていたのかということで、やはりしっかりと、いふ形で集計をした方が、議論には私はそぐうのではありませんかというふうに思つていらっしゃるわけですが、どこまでさかのほることができるか、ちよつとそれはこれから検討なんです、いづれにしても、そういう方向で考えていきたいと思つております。

それから、済みません、二点目がちよつとわからなかつたんですが、さらに、詳細は……。

○初鹿委員 過労死や過労自死や、また障害が残るような重大な疾患になつた数も、裁量労働制では何件ありました、あります、また、今大臣が答弁されたような、本来適用すべきじゃないのに適用されていた人の数が何人いますというの、きちんとはつきりするべきじゃないかという御質問です。

○加藤国務大臣 今お示しいただいている資料では、下の方の精神障害の方にかかわるところだと思ひます。

基本的に、括弧が死亡案件、外書きがそれも含めた数字ということでございますので、これを見ていただくと、括弧の中に数字が入つていて、これは、自殺で亡くなつた、いわゆる過労自死の件数がそこに盛り込まれている。それを除いた数字、これはちよつと計算していただかなきゃならない、今言われたような労災として認定すべきような障害、障害というんでしょうか、状況が残つていて、こういうことでございまして。

○初鹿委員 いずれにしても、実態がきちんとわかるような発表の仕方とか、公表の仕方をしたいと思ひます。

それでは、次は、優生保護法について少し質問をさせていただきます。

新聞の記事を資料でお配りさせていただいておりますが、もう昨日も委員会で大変、答弁されていまして、厚生労働省として地方自治体に対して、まず文書の保全を求めている、そして今後は、どういふ文書があるのかということについて報告をするように調査をしようということまで今行つていらっしゃるんですね。昨日、多分、福島議員から、社民党の福島さんからは、実際に集まつた資料の調査の内容はこれこれこういうことをしてください、という質問があつたと思ひます。

それに加えて、私からは、一つつけ加えていた
だきたいの、今回、対象は地方自治体ですが、
地方自治体ではなく、民間の福祉施設、入所施設
や病院にも、カルテが残っていたり、さまざまな
資料が残っている可能性が高いですね。ですの
で、地方自治体だけではなく、そういう民間の
社会福祉法人とか医療法人とか、資料が残っ
ている可能性のある、そういう施設に対しても調
査に協力するように求めているのだと思います
ますが、いかがでしょうか。

○加藤国務大臣 現状についてちょっと御説明さ
せていただきたいと思いますが、まず、与党の
ワーキングチームなどから要請もございましたの
で、まず保全をしていくということで、これはも
う、どの資料というんじやなくて、かわるもの
はとりあえず保全してくださいということをし
上げました。これはもう既に通知をいたしまし
た。

あと、具体的にそれぞれがどういう資料を持っ
ているのかということ、我々がいろいろ今勉強
させていたいて、こんなものあるんじやない
か、あんなものあるんじやないかということと
りあえず全部調査をし、そして、それをどうす
るかについて、また与党のPTの皆さんなども御
相談をしたいと思っている、これが今の状況で
ございます。

そこで今前提としているのは、地方自治体が
持っているというものを前提にお話をしており
ますけれども、さらに、今言った議論、超党派の議
連であり、また、与党の中でも当然出てくると思
いますので、そうしたことも踏まえながら、我々
はしっかりと対応させていただきたいと思いま
す。

○初鹿委員 それと、もう一点、大臣に確認した
いんですけれども、これまで大臣ずっと、当時は
合法であったという答弁を続けております。前の
塩崎大臣のときから、当時は合法で手術が行われ
ていたという答弁を続けているんですが、昨日、
超党派の議連でお話を聞きました佐藤さんという

当事者の義理のお姉さんのお話ですと、その当事
者の方は知的障害があるということで療育手帳を
持っているんですが、その療育手帳には、はつき
りと遺伝性ではないと書かれているんですね。遺
伝性ではないと書かれているにもかかわらず、遺
伝性だということで、四条に基づいて強制不妊手
術がされていたわけです。つまり、当時であつて
も合法とは言えない。違法というのか、不法と言
えばいいのかわかりませんが、少なくとも
合法ではない手術が行われていた可能性もあるわ
けであります。

この点について、まず大臣として率直にどう感
じるのかということ、やはり、この点もきちん
と調べていくことが私は非常に重要だと思いま
すので、御所見を伺います。

○加藤国務大臣 私どもが合法と申し上げたの
は、個々の事案そのものではなくて、そういう制
度があったということ自体は、これは委員御承知
の、法律にのっとっていたという、そこに言及を
させていただいたということでございます。

今のこのような旧優生保護法をめぐる議論の中
に、大きく言うと二つあるんだと思います。一つ
は、そもそもそういう制度をつくったことをどう
我々は考えていくべきかという話と、もう一つ
は、今委員御指摘のように、その制度が、是非
かは別として、その制度としてきちんと運用され
ていたのかという、多分二つ、あるいはもっと、
もう少し分けられるかもしれません、そういう議
論があるんだと思います。

それも含めて、これから超党派議連やPT等で
御議論がなされていくと思いますので、それらも
踏まえながら、我々、注視をさせていただき、ま
た、必要な対応があれば対応させていただきたい
というふうに思います。

○初鹿委員 ぜひよろしくお願いいたします。
そして、この問題は、議員立法でこの法律はで
きているわけですね。やはり、国会全体、これ
は与野党を問わず、我々の先輩方が間違った判断
をしてしまった、国会としての非常に大きな責任

だと思えますし、国民も当時この法律を支持して
いた。また、マスコミもどうやら、国民の世論を
受け入れていく方向に、世論喚起というのか、世論
を進めるような方向で動いていたということが何
となくわかってきているわけでありまして。つま
り、国民全体がやはりこれを真摯に反省をして、
障害を持っている方の人権を本当に踏みにじつて
きたということを反省して、前向きに取り組んで
いかなければならない非常に重要な問題だと思
うんです。

その上で、きょうはNHKの方に来ていただい
ております。なぜNHKの方に来ていただいてい
るかという点、先日、質問主意書を出させていた
だきました。ネットメディアのワセダクロニクル
というところが、かなりこの問題について、情報
開示請求をしていろいろな文書を手に入れたり、
また公文書館に当たっていったりして、かなりい
い調査をして記事を書いているんですが、その中
で、宮城県調査をしたことでわかったことが記
事にあるんです。

一九五七年に宮城県で宮城県精神薄弱児福祉協
会という団体がつくられました。これは、東北電
力の当時の社長が会長になって、小学校の校長会
長とかPTAの会長だとか医師会の会長だとかが
役員になっていて。そして顧問には、県知事、仙
台市長を始め、県議会議員、当時の衆参の国会議
員もみんな名前を連ねていて、その中に、地元の
有力紙である河北新報の会長や、NHKの仙台放
送局に当たる、当時は仙台中央放送局と言ってい
たんですが、その局長も就任をしていたというこ
となんです。

また、続きの記事を見ますと、最初に顧問に
なっていた局長が東京に転勤になって新しい局長
が来たら、またその局長が同じ役職につくという
ように、どうもNHKの局長の充て職のような形
にこの顧問という職がなっていた可能性があるわ
けですね。

そこで、NHKにお伺いするんですが、これは
事実なのかということ、ほかの県で同じような

ことはあったのなかったのかということと、こ
れはNHKという組織としてこういう団体に協力
しようという意思決定がどこかでなされていたの
かどうかということをお聞かせください。

○中田参考人 お答えします。

御指摘の方々が当時NHKの役職についていた
ことは事実ですが、当該の団体にかかわっていた
かどうかについて確認できる記録は残っておりま
せん。ほかの県についても、そういう記録は残っ
ておりません。また、組織的にということも、そ
ういうことを示す記録は残っておりません。

○初鹿委員 もう一点、質問主意書で政府に対し
ては聞いているんですが、番組で、強制不
妊手術を進めるような番組を当時つくっていたの
かいなかったのか。政府としては承知をしていな
いということですが、ぜひ、先ほども大臣が、調
査をするのに民間にも協力をしてもらおうという
ことにもなるだろうという答弁をしていたので、公
共放送なわけですから、放送機関として世論の形
成にどういう影響を及ぼしたというのは非常に重
要な問題だと思えますので、当時、そういう番組
があったのなかったのかということの調査をきち
んとNHKでしてもらいたいと思うんですが、
いかがでしょうか。

○高島委員長 初鹿君に申し上げます。

大変いい質問をさせていただいていると思いま
すが、きょうは年金をめぐる質疑でありますので、
時間的には御配慮いただきたいと思えます。

○中田参考人 NHKのデータベースで調べまし
た結果では、御指摘のような内容の番組を制作し
たという記録はございません。

○初鹿委員 ぜひきちんと調べていただきたいと
いうことを指摘して、年金の方に移りますが、ま
ず加藤大臣にお伺いします。

昨日、高橋千鶴子議員からの質問の際に、一月
十日以降も委託が続いていたことに対して、私自
身全部頭が回っていなかった、そういう答弁だつ
たんですが、要は知らなかったということ
を言ったんだと思いますが、大臣、そもそも、委

託をし続けていたこと自体、これは適当だったのか、それとも、やはり不適切なことだったと考えているのか、どちらですか。

○加藤国務大臣 そういう意味では、全体の作業がどういうふうになっているかというのが頭に入っていないかということ、そこに頭が及ばなかったというのが、先日申し上げたということでございます。

一月十日以降が云々というお話もありますが、当委員会を始め、そこでの委員会では、むしろ、それよりもっと前の、例えば十月とか十一月、十二月にも、もっと気づけたんじゃないかという御指摘もいただいております。私も聞かせていただきながら、そうした情報が機構の理事長等トップにも上がつていなかった、こういう実態があったし、もし本当に十月であれば、まだ違う選択肢も、これは後づけですから何とも言えませんけれども、あつたんじゃないだろうかという思いもしておりますので、まさにその点は強い反省材料として、これから外部の有識者にもしっかり御議論いただきながら。

それからもう一つは、一定まで来ると、もう頼まざるを得ない状況でありますよね。いろいろなもの、期日に来ていますから。そうすると、その辺のリスクを考えたときにどういう発注の仕方があるのか、その辺も含めて御議論いただく必要があるんじゃないかと思ひます。

○初鹿委員 最後のところが私は非常に重要なんだと思うんですが、仮にそうであつたとしても、頼まざるを得ないという状況なのかもしれないけれども、不適切なことが行われているということがわかつた時点で、契約を解除するかどうかは、最終的に、どんなことが行われていたのかというのがはっきりしないといけないと思ひますが、作業自体は、やはり私は一旦とめる必要があるんじゃないかと思ひます。今後、同じようなことが起こつた場合です。

今回、そのまま続いてしまつて、結局これだけのことがわかつて、しかも二度手間になるような

ことまでやつていたわけですから、私は、やはり、何か問題が起つて、かなりこれは深刻だなと思つた時点で、契約が続いていても一旦とめるべきだと思ひますが、いかがですか。

○加藤国務大臣 まず、原則は、私はそうなんだろうと思ひます。

ただ、その上で、全体の作業をどうするか、それから、今出てきた問題を、一時的には何かの形でブロックできるかどうか、そうならないようにできる手段があるかどうか、そういったことも検討していく中で最終的な判断をするんだろうというふうに思ひます。

○初鹿委員 では次に、先ほどの平野先生の質問の続きという関連で行きますけれども、やはり我々がわからないというか、疑問というか、不審に思っているのは、SAY企画から中国の再委託先にどんなデータが行つていたのかということなんです。本当はマイナンバーも含む情報が渡つていたんじゃないか、本当に名前だけ切り取られていたものが渡つていたのかどうか。ここが、IBMの外部調査の結果でも、結果だけ、結論だけ書いてあつて、それが本当に確認できているかどうか明らかじゃないんですよ。

きょう理事会に提出された資料を見ても、きのうの答弁と先ほどの水島理事長の答弁がそれのつとつたものなんですけれども、あくまでも、まず、SAY企画から中国に送られたデータのやりとりは、クラウドのサーバーに送るのに、切り取られたデータを送るようなシステムになつていましたということですね。じゃ、実際に中国にその切り取られたデータが残っているのかといつたら、ここに書いてあるとおり、セキュリティ対策で、一月月経過しているで消去されているというところで、要は、SAY企画から中国側にどんなデータが行つていのかどうかは、もう既に残つていない。つまり確認ができない。

作業をこうやってやつていましたというのは、実際に実演してもらつて確認をしているということですが、じゃ、本当の作業をそうやってやつて

いたのかどうかは定かじゃないですよ。理事長、確認はしていないわけですよ。だから、そう思うと、やはり、本当はどうだったのかなというのを非常に疑問に思つたわけですね。

まず、一つ確認ですが、じゃ、SAY企画に、もともと、この申告書を画像化したものは残っているわけですね。残っているんですね。じゃ、名前だけ切り取つた全ての人のデータというのは残っているんですか。

○水島参考人 全てかどうかは確認をいたしておりませんが、かなり大量に、氏名と仮名だけのデータが残っていることは事実でございます。

○初鹿委員 残っているのは確認はしているというのでいいわけですね。

○水島参考人 私どもの事務局が確認をいたしております。

○初鹿委員 ただ、本当に最初の工程から最後までそのやり方でやつていたのか、どこかの時点で切りかえたのか、それは定かではないですよ。いかがですか。

○水島参考人 まず、その二つの情報を切り出すシステムをつくるのは、中国に再委託するためにつくつたわけでございます。私どもは、検査は抜き打ちで行つておりますし、その時点で大量に残つていたわけでございます。その時点で、例えばデータシステムを変更するということは基本的にはできないわけでございますので、当初からこの二情報であつたというふうに考えております。

○初鹿委員 抜き打ちで行つたと今言いましたけれども、いつ抜き打ちで行つたんですか。

○水島参考人 一月六日は抜き打ちで行つておりまして、その後、システムの確認は一月十日でございます。これは抜き打ちではございません。

○初鹿委員 つまり、昨年作業されていたものが同じようにやつていたかどうかの確認はできていないということですね。

○水島参考人 昨年まで行つていたシステムの内容について確認をしたということでございます。

○初鹿委員 途中で変えている可能性もわからない

いんだと思ひます。

そもそも、やはり画像データがあつて、それを切り取る作業をして、ワンクッション置いて、それで再委託しているわけですよ。その作業をするぐらいだったら、名前を打ち込んだ方が早いんじゃないかと私は思つてしまふんですね。だから、そう思うと、本当にずっとその作業でやられていたのかというのは、私は疑わしいなと思ひます。

それと、皆さんに受託業務の自主点検結果報告書というのを、十月分と十一月分と資料をお配りしてありますけれども、皆さん、ちよつとこれをこつと合せて、透かしてみてください。手書きしている、日付以外の「適」というところ「結果」というところ、全く合いますよ、これ。合せてみてください。つまり、十月分の日ちを変えただけで十一月分をつくつていますよ、これ。合せてみてください。びつたり合ふんですよ、全てが。こんなにきれいに同じように字を書ける人はいないと思ひますからね。

つまり、こういうことがやられていて、年金機構は気づかなかつたわけですよ。だから、非常に私、監査のあり方とかも、ずさんであつたんじゃないかというふうに思ひます。

そして、きょうの理事会の報告によると、日本IBMの報告書に、我々、山井議員が指摘をしましたけれども、結果しか書いていなくて、では、本当に氏名と振り仮名、漢字だけが渡つていたのかどうかの確認ができていないんじゃないかという指摘に対して、第三者機関にこの日本IBMの実地監査を更に検証させると。監査したIBMを更に監査するという報告になつていふんですよ、これは、ここに書いてあるとおりよろしいわけですね。

○水島参考人 その検証は厚生労働省でおやりになるというふうに聞いておまして、私どもが委託をいたしました内容について、厚生労働省の……済みません、私はゆうべの情報でございます。機構で行います。

まず、ちょっと御理解をいただきたいのは、最終報告は、IBMから、これからきちんと出てまいります。

今お手元に、私どもから御提出をさせていただいており、27001の項目に沿ってチェックした内容が全てもございます。そこに、こういうふうなチェックしたということが書いてございます。最終報告はそれを言葉にしていくわけでございますが、基本的には、結論だけ書いてあるというところではございませんで、こういうステップで監査をしたということについては、あの中間、あの時点の報告書について、報告だけが書いてあるということではございません。

○初鹿委員 そう言いわけしましたけれども、でも、やはり第三者機関に、もう一回ちゃんとチェックしてもらわなければならないということになっているわけですね。つまりは、IBMのこの調査の結果も、皆さんとして、十分に信頼に足ると思えていない。まだマイナナバーが本当に中国に行っていないとは断言できないと思っているから、もう一回調査するんじゃないんですか。

○水島参考人 御指摘のとおり、万が一のことがないように、念には念を入れて監査を行うということでございます。

○初鹿委員 ぜひ、しっかり調べて、本当にマイナナバーが行っていないかというのを確認していただきたいと思えます。

そして、時間になってしまったので、最後に一つだけ。

先ほど平野議員の質問の中で、そもそものこの工程というんですか、申告書が来たら、それをまず審査機関にチェックしてもらって、また機構に戻ってきて、これをSAY企画に渡しというように、マイナナバーが入っている申告書が結構第三者の目に触れるような形でぐるぐる回っているわけですね。やはり、情報の取扱いとして本当にこれは正しいのかということに疑問に思

います。

先日の質疑で、この入力作業の外部委託自体をやめて機構がやるべきじゃないかということを私は言いましたけれども、それをやるかどうかは別にしても、そもそもこの扶養親族等申告書にマイナナバーを書くこと自体、私はちょっと考え直してもいいんじゃないかということ、仮に書くことになったとしても、そうやって外部に渡すときには、マイナナバーのところは消す形で渡すようにするべきじゃないかと思いますが、きょうは財務省の審議官にも来ていただいてありますので、ちょっとその点をお答えいただいて、質問を終わらせていただきたいと思います。

○高島委員長 既に持ち時間が経過しておりますので、答弁は簡潔にお願いいたします。

○田島政府参考人 お答えをいたします。

マイナナバーに関するお話でございます。各種所得情報や扶養情報等をより正確かつ効率的に突合するという趣旨で、扶養申告書にも記載をお願いしていることになっております。この取扱いは、普通の会社の給与所得者が勤務者の会社に出す場合も同様の仕組みとなっております。我々には必要と考えてございますが、いずれにしても、きょう御議論がございましたように、委員の御指摘のような不安や懸念が抱かれることのないよう、日本年金機構において適切に情報を管理していくことが重要であると考えてございます。

○初鹿委員 終わります。

○高島委員長 次に、厚生労働関係の基本施策に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。本件調査のため、本日、参考人として日本年金機構理事長水島藤一郎君の出席を求め、意見を聴取し、また、政府参考人として内閣官房内閣参事官吉住啓作君、内閣審議官向井治紀君、人事院事務総局職員福祉局長中山隆志君、個人情報保護委員会事務局局長其田真理君、総務省大臣官房審議

官堀江宏之君、文部科学省大臣官房審議官白間竜一郎君、厚生労働省大臣官房年金管理審議官高橋俊之君、大臣官房審議官土屋喜久君、医政局長武田俊彦君、健康局長福田祐典君、医薬・生活衛生局長宮本真司君、雇用環境・均等局長川見君、子ども家庭局長吉田孝君、社会・援護局長定塚由美子君、老健局長濱谷浩樹君、保険局長鈴木俊彦君、政策統括官藤澤勝博君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○高島委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○高島委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。安藤高夫君。

○安藤高夫委員 本日はどうもありがとうございます。最初に、医師の働き方改革について御質問させていただきます。医師の働き方改革に

関しましては、今後、プロジェクトチームで議論を重ねることになっておりますが、きょうはその論点について御質問させていただきます。医師の働き方改革は、労働衛生における十分な配慮を前提とした上で、特に、救急、そしてまた産科、僻地医療というものは、これは二十四時間体制での医師の対応が必要です。これは現在の医師数でも維持するのが非常に困難な状況でございますけれども、一方的に医師の勤務時間を制限すると地域医療が崩壊に至ってしまいます。これは十分な調査を行ってからやる必要があるのではないかと考えています。また、拙速に働き方のみを規制するのではなくて、医師の需要、偏在対策、それから専門医のあり方も相関させて検討することが必要だと思っております。

医療法の一つの四の定めだと、良質かつ適切な医療を長期的に確保していくことが大前提でございます。医師の自己研さんを抑制するような規律

を設けるべきではないと考えております。

医師の労働の特殊性を明確にした上で、現行の一般的な労働規制を踏まえて、もちろん、他職種との連携を踏まえて、現場からの提案を受けて、医師の労働法制を制定していただけることが一番だと思っております。この点、いかがでしょうか。よろしく御願い申し上げます。

○牧原副大臣 まさに先生は専門家でいらっしゃいます。我々も、医師は長時間労働の実態にあるということでございますので、時間外労働規制の対象とはしますが、一方で、応招義務が課せられていたり、今先生が御指摘のような特殊性を踏まえた対応が必要であると考えております。

このため、働き方改革実行計画においては、改正法の施行期日の五年後を目途に規制を適用することとし、医療界の専門家の皆様も参加の上で検討の場を設けて、質の高い新たな医療と医療現場の新たな働き方の実現を目指し、二年後、つまり今からすると来年になりますけれども、を目的に、規制の具体的なあり方、労働時間の短縮策等について検討し、結論を得ることとされました。これを受けまして、現在、医師の働き方改革に関する検討会を立ち上げて、本年二月には中間的な論点整理も取りまとめたところでございます。

この論点整理では、時間外労働規制のあり方について、例えば、医師の長時間労働の現状、地域医療の実態、医療機関の役割や診療科等ごとの多様性を踏まえて時間外労働の上限時間を設定する必要はあるのではないか、あるいは、医療機関で診療を中心とする医師については労働時間の裁量性はないのではないか、医師においても非常に多様な働き方があることや将来の医師の働き方を見据えれば、時間給ではない制度等の新たな労働時間制度の検討も必要ではないかといったさまざまな意見が挙げられておりまして、こうした意見も踏まえながら、引き続き、実態を考慮した検討が必要とされております。

医師の健康確保のみならず、提供する医療の質や安全を確保する観点など、さまざまな観点から

検討を進めてまいりたいと思っております。
○安藤(高)委員 どうもありがとうございます。

ぜひ、医療法、医師法を踏まえて、また現場の声を踏まえて、よろしく願いたいと思っております。

先ほど申し述べさせていただいた論点を踏まえて、幾つかの質問をさせていただきたいと思っております。

一つは、専門医のあり方ですけれども、臨床研修医、それから専攻医は、医師として研さんを積む非常に重要な時間です。医療界の自主的な取組として、アメリカでは、ACGME、米国卒後医学教育認定評議会のような、専門医の研修プログラム等を総合的に、そして横断的に評価する仕組みがございます。また、地域ごとに診療科ごとの定数を決めています。日本でもそのような取組ができれば本当にいいのではないかと思っています。

また、専門医の養成においては、医療需要を踏まえた国全体の専門医の必要性について、どう考えるのか。総合的に診ることができる専門医、また専門医の数については、都市部と地方という構造で医師の偏在が議論されております。地域別の配置というの、これは非常に重要なことでございますので、これについても伺いたいと思っております。

また次に、医師の業務とタスクシフティングですけれども、現在行われている医師事務作業補助者とか、特定看護師、あるいは医師の、例えばオペの一部の補助ができるフィジシャンアシスタントですとか、あるいは医師の仕事の代替ができるようなナースプラクティショナーなどについてどういうふうにかえられるのかということをお聞きしたいと思っております。よろしく願います。

○武田政府参考人 ただいま何点か御指摘をいただきました。お答えを申し上げます。まず、総合診療専門医でございますけれども、この総合診療専門医につきましては、地域におけ

るニーズに的確に対応できる、地域を診る医師としての役割が期待をされておりますので、日本専門医機構において、新たな専門医制度における十九基本領域の一つに位置づけられ、平成三十年度からの養成開始が予定をされているところでございます。

厚生労働省といたしまして、こういった総合診療専門医の養成支援など、必要な経費の計上も行ってまいりますので、引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

また、御指摘ございました専門研修における診療科ごとの必要数ということでございますけれども、専門研修における診療科ごとの都道府県別定員設定につきましては、そもそも、エビデンスに基づいた将来の診療科ごとの必要な医師数、これを明らかにすることがまず必要であると考えております。その上で、医師が将来の診療科別の医療ニーズを見据えて適切に診療科を選択すること、診療科の偏在の解消につながっていくものと考えてございまして、今後、国といたしまして、将来の診療科ごとの必要な医師数についてお示していく方向で考えているところでござい

また、タスクシフティングについてもお尋ねがございました。医師の働き方改革につきまして、医師の働き方改革に関する検討会、ここの議論を踏まえまして、本年二月二十七日に取りまとめられた「医師の労働時間短縮に向けた緊急的な取組」におきまして、医師から他職種へのタスクシフティング、いわゆる業務の移管などの取組が盛り込まれているところでございまして、静脈採血、静脈注射などについては、原則、医師以外の職種により分担し、実施することで医師の負担を軽減する、こういった取組についても促していきたいと思っております。

厚生労働省といたしましては、こうした取組について、まずは都道府県や病院団体などを通じて医療機関への周知にしっかり取り組むとともに、各医療機関において速やかに実行されることを強

く期待したいと考えております。

いずれにいたしまして、御指摘いただきましたように、医師の働き方改革、さまざまな論点がございまして、私ども、鋭意、各種論点について検討を重ねてまいりたいと思っております。

○安藤(高)委員 どうもありがとうございます。

現場でもさまざまな今、いいアイデアが出てきておりますので、そういうことも踏まえて、よろしく願いたいと思っております。

次に、最近、何でもエビデンスが重要というふうな時代になっておりますけれども、科学的な介護についてちょっとお話をさせていただきたいと思っております。

三月九日の、科学的裏付けに基づく介護に係る検討会の中間報告では、二百六十五項目のエビデンスが示されました。科学的介護については、介護業務の効率化や介護の質の向上、さらには介護費の削減にも資すると考えられています。国としても進めていくことと理解をしております。

例えば、現場からでは、要介護認定とか介護報酬の要件のさまざまなことを、チェックする人によって評価がぶれるということがあります。例えば一部介助ということですが、これも非常に難しいデータ項目に関して、今後どのような方針をお伺いしたいと思っております。よろしく願います。

○濱谷政府参考人 お答えいたします。お尋ねの介護のビッグデータの収集に当たりますのは、血液検査の結果とか、あるいは体重、握力といった機械で測定される項目だけではなくて、先生御指摘のとおり、利用者のADLの状況など、評価において評価者の判断を要する項目も重要であるというふうに考えております。

これらの項目のデータ収集に当たりましては、評価者の主観によって評価結果に揺れが生じないよう、評価基準を詳しく明確にする必要があると

いうふうに考えております。

御指摘の要介護認定調査におきましては、認定調査員の主観によりまして評価結果に差が生じないように、調査項目ごとの詳細な評価基準、あるいは、判断に迷うケースでとるべき対応等を記しましたテキストを用意しておりますので、これをもとに評価を行っております。

また、リハビリテーションマネジメント加算Ⅳというのがありますけれども、これで提出が求められるデータにつきましては、利用者の日常生活動作につきまして、全介助、一部介助などの選択肢から選ぶことになっておりますけれども、これにつきましても、世界的に広く用いられております詳細な評価基準、具体的にはバーゼルインデックスでございますけれども、この定義を使用いたしております。

今後のビッグデータの収集に当たりまして、評価者によりまして評価結果に揺れが生じないよう、詳細な評価基準を示してまいりたいというふうに考えております。

○安藤(高)委員 どうもありがとうございます。

ぜひとも、わかりやすいんですけれども、複雑になり過ぎないように、よろしく願いたいと思っております。

次に、社会保障における効率化を考えてみました。その中で、病児保育についてですけれども、現在、国では保育の受皿づくりが進んでおります。心身の発育に着目した上で、保育のあり方を考えていく必要があると思っております。それを踏まえて、受皿という意味での病児保育について御質問をさせていただきたいと思っております。

例えば、診療所とか病院の空き時間とか空きスペースを活用して病児保育ができないかということとです。

これに関しては、大森の医師会立の診療所では、最初、休日、夜間の対応が中心でございまして、平日は施設を使わなかったんですね。そこで、病児保育にぜひ取り組んだ方がいいんじゃない

いかということでも区の方に言ったんですけれども、診療所の用途外の使用で、できないということだったんですが、それを、交渉して、うまくハードルを乗り越えて、四月からできるようになりました。こういうふうな現場のアイデアがうまく取り入れられて、効率化、無駄を省くということになっていくとすばらしいと思います。

こういった方向性について、どういうふうにお考えか、ちょっとお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○吉田政府参考人 お答えいたします。

御質問いただきました病児保育事業、病氣になったお子さんの保護者が希望に応じて就労できるようにするために非常に重要な事業だと私も受けとめております。直近三カ年で、利用児童数及び施設数、ともに約三割ずつ増加するという状況でございます。

その病児保育事業の実施場所につきましては、事故防止及び衛生面に配慮していただいているなど幾つかの要件を満たしていただいた上で、その専用スペースとして、病院、診療所などの空きスペースを利用して柔軟に事業を実施していただくことも可能となっております。

こうした事業の実施について、関係者の方々あるいは自治体の方々など広く周知徹底をさせていただきながら、多くの方々の御理解・御協力をいただいて、病児保育事業の推進に取り組んでまいりたいと考えています。

○安藤(高)委員 どうもありがとうございます。

今、空き家利用とかそういうことも言われていますけれども、新しい施設をつくると非常にお金もかかりますので、ぜひ、今あるものを大事にしていくような施策をお願いしたいと思えます。

最後の質問になりましたけれども、これも医療費の効率化に役立つことですけれども、再製造のSUDについてでございます。

例えば、医療における超音波メスというのがこ

ざいますけれども、使ったときに、最初の先っぽだけかえればいいんですけれども、その後のさまざまな器具とか長いコードも全部かえなければならぬ。これは本当に、リサイクルとかりユースをするとは非常に医療廃棄物も減りますし、資源の有効利用になるのではないかなと思っております。

この制度を、SUD、単回使用医療機器という意味ですけれども、これは一回限り使用できることとされている医療機器を示しています。海外では、このSUDに関して、外部の処理工場に処理して再利用ができるということになっていきます。日本でも、去年の七月、やつとこういうことができるようになってきています。それはとてもよかったと思います。

このSUDの市場規模は約一・五兆円でございます。SUDの約一割が再製造に適するそうなんですけれども、仮にその半分ができたとしても、七百五十億円の医療費削減になると思っています。

しかし、これをやるためには、日本では、ちょっと聞いたお話だと、さまざまな制限があつて厳しい、あるいはスピードが少しゆっくりではないかという話がありますので、ぜひ、これは医療費の削減それから病院のコスト削減にもなりますし、また、医療廃棄物が減少して地球に優しい環境づくりにもつながっていきますので、ぜひこれを早くやっていただけたらと思いますが、そこら辺のことについて伺いたいと思います。よろしくお願いたします。

○宮本政府参考人 お答えいたします。

先生御指摘のとおり、単回使用の医療機器、SUDでございますけれども、この有効活用というものは、私どもにとりまして重要な課題と認識しております。

ただいま先生から御説明いただきました御指摘いただきましたように、昨年七月に、使用済みの単回使用の医療機器につきましても、再製造した上で、再度、医療機関にて使用できるようなことができるような仕組みを導入させていただきました

した。

再製造につきましては、感染症などの保健衛生上の危害の発生を防止し、安全性を確保することが重要だと考えております。このため、使用時に医療機器に付着した血液ですとかあるいは病原微生物などの除去に関するガイドラインを作成しまして、これを関係する事業者の方々に示すことで安全性の確保を図りたいと考えております。

これによりまして、事業者の方々にとりましては、医療機器の再製造に係る承認取得に向けた見通しが立つということが期待できることでございますので、事業展開を促すことができると考えております。

また、再製造の推進を目的といたしまして、本年一月に、事業者の方々などから成る単回使用医療機器再製造推進協議会という関係団体が発足しております。新しい仕組みでございますので、この再製造が円滑に進むよう、この協議会を含む関係者の方々よく意見交換をさせていただきまして、適切な制度運営に努めてまいりたいと考えております。

また、当然、その再製造の承認審査に当たりましては、PMDAの相談なども活用いただけるよう、適切に取り組んでまいりたいと思っております。

○安藤(高)委員 ぜひ、質を担保した上で、余り厳し過ぎないようにお願いしたいと思っております。

最後に、これからまた消費税の問題のテーマになってくると思えますけれども、ぜひ、今、医療機関は建てかえですとかあるいはIT投資に非常に投資をしておりますので、ぜひそこら辺の議論をしっかりとさせていただきたいと、あと、受動喫煙問題に関しては、私は医師ですので、より厳しい対応をお願いしたいと思えます。

これで質問を終わらせていただきます。本日はどうもありがとうございます。

○高島委員長 次に、中野洋昌君。

○中野委員 公明党の中野洋昌でございます。

通告に従いまして質問をさせていただきます。冒頭、私からも年金の問題について取り上げさせていただきます。

この問題にしましては、既に我が党の議員からもさまざまな指摘もさせていただいております。また、提案もさせていただいております。業務のあり方の見直しにつきましては、外部有識者を入れた調査会、これを立ち上げる、こういう話も伺っております。日本年金機構におかれましては、きょう理事長に来ていただいておりますけれども、国民の信頼を取り戻すべく真摯に反省をいただきたいと思います。具体的な業務の改善、これについては直ちに検討、速やかに開始をしていただきたい。私からも冒頭、まずはお願いを申し上げます。

その上で、きょうは、年金の実際の受給者の皆様の立場から、現場を回りますと大変に多くの御心配の声というのをやはりいただくわけでございますので、その立場に立ちまして、今後の対応について、概括的にはさまざま説明はしていただいております、確認的なことも含めまして、一つ一つ具体的に教えていただきたい、このように思っております。

まず、現在、源泉徴収に影響があつた方というのは約十四万九千人ほどいらっしゃる、こういう数字を発表されました。この方々は、二月の段階、源泉徴収の額が間違つたという事で、本来よりも多く徴収をした、年金の支払いでいうと少なく支払われた方もいらっしゃいますし、本来より源泉徴収が少ない、年金の支払いでいうと多く支払われている方、それぞれいらっしゃると思います。また、この源泉徴収をいつ正すのかという点に関しまして、三月の段階で既にその処理が終わっている方もいらっしゃるし、また、四月、これからこうした処理をしていく、こういういろいろな方がいらっしゃる。

ですので、具体的に年金を受給されている方の立場に立つて、それぞれの方に、では、どの段階でどのような郵送物が届いたり、あるいはそれが

何種類届いたり、それを受けて一体どうすればいいの、いつごろ間違っていた源泉徴収というのが是正をされるのか、こうした点につきまして少し具体的に説明をちょっとしていただきたいというふうに思います。

○水島参考人 このたび、当機構によります業務委託、事務処理が適切でなかったと、大変多くのお客様に御迷惑をおかけいたしました。改めて深くおわびを申し上げます。

御質問にお答えをさせていただきます。ちょっと長くなりますが、お許しをいただきますと思います。

三月の二十日に大臣からお呼出しをいただきまして、一連の対応等に対して大変厳しい御指示を頂戴いたしました。

その中で、御迷惑をおかけした方々に対し、四月の対応として、二月十四日時点で判明した委託業者の入力漏れにより二月の支払い時に正しい源泉徴収額とすることができなかった方、これは六万七千人の方でございますが、この方々におわび状をお送り申し上げるということがございます。それから、委託業者の入力漏れによりまして二月の支払い時に正しい源泉徴収額とすることができなかった一万七千人の方でございますが、これらの方々に対して、四月のお支払い時に、正しい源泉徴収額を算定し調整をすることともに、おわび状をお送り申し上げます。三点目が、委託業者の入力誤りにより二月の支払い時に正しい源泉徴収額とすることができなかった方に対して、四月の支払い時において、正しい源泉徴収額を算定し調整することともに、おわび状をお送り申し上げます。御指示でございます。

御指示を踏まえまして、四月のお支払いにおける正しい源泉徴収額の算定、調整作業は完了させたところでございます。現在、該当するお客様への種々、おわび状等の送付準備を進めているところでございますが、まず、おわび状に関しましては、四月五日ごろに送付を開始する予定でございます。

でございます。

また、支払いを調整する金額等につきましては、別途お送りいたします年金振り込み通知書によりまして、お客様に年金額をお知らせすることとしております。三月のお支払い時に正しい源泉徴収額との調整を行った方に対しては、既に三月七日にお送りいたしましたところでございます。四月のお支払いで調整を行う方に対して、おわび状と同日でございますが、年金振り込み通知書をお送りすることとしたしております。

おわび状には、源泉徴収お問い合わせダイヤルを照会先として記載をいたしまして、お客様に御不明な点がある場合には、そちらで個別に丁寧に御説明申し上げます。

加えまして、御提出がない方々でございしますが、まず、そもそも一度も御提出いただいていない方に対する再勧奨でございますが、四月二十日前後に再勧奨を行いたいと思います。

また、一度御提出いただきましたが、不備、不備と申し上げるのは大変恐縮でございますが、御記入の内容に、更に御記入いただくところがある方でございますが、その方々に対しては、四月の下旬、まだ日にちが決まっておりますが、できるだけ早くお送り申し上げます。実は大変ショートノーティスになりまして、四月の二十日にお送り申し上げます方は、四月の末までに御返送いただければ、六月の定時払いで調整をさせていただきますことができると思います。それから、四月の下旬でございますが、にお送り申し上げます方に、一日までは、私も努力をして何とか六月までに、六月で間に合うように努力をいたしたいと思っております。

加えて、更に可能な努力を積み重ねるつもりでございますが、現在、そのような予定で進めているというところでございます。

○中野委員 ありがとうございます。

おわび状が、四月の、先ほど五日とおっしゃいましたか、発送を開始する。それを受け取れば、これは源泉徴収が間違っていたということがわかる。それと別便で、具体的な変更の額について、また別便で送られてくる。それを見ると、ふえる、減る、こういうことがわかる。具体的にはそういう形で、一つ一つしっかりと正をしていただくということをお話しいただきました。

このニュースになりまして、やはり、今、自分が対象なのかどうかということがわかっておられる方もいらっしゃる。二月の段階で額が違いますからおかしいという方もいらっしゃる。わからない、まだ気づいていない、こういう方もいらっしゃるかと思います。今、コールセンターを開設しておりますけれども、問合せの現状、これについてはお伺いをさせていただきますと思います。

また、先ほど、四月の五日から発送を開始するとおっしゃられたおわびの文書、これは恐らくこの十四万九千人に向けて送られるということだと思っております。それが来ればかなり問合せも殺到するのではないかと、こういうふうに思います。一つ一つしっかりと対応できるように体制も整えていただきたいと思います。これもお願い申し上げます。

○水島参考人 お客様に対する対応は、まず、フリーコールのコールセンターで原則として対応をさせていただいております。もちろん、全国の事務所でも対応をさせていただいております。

源泉徴収お問い合わせダイヤル、フリーダイヤルを名称はどのようにいたしておりますが、現在入電状況を個別に申し上げますと、二十七日がまず最初でございますが、総呼数が五千二百三十七件、応答数が四千七百六十四件でございます。応答率は九一・一％でございます。二十八日は、総呼数二千二百二十六件、応答数二千六十九件、応答率は九二・九％でございます。昨日は、速報値でございますが、総呼数、お問合せが

千三百三十件ございまして、応答数二千五百五十四件、応答率九四・三％というところでございます。

御指摘のとおり、お問合せの内容は、ほとんどが、御自身が対象となっているかどうかという点、及び中国に情報が出ていることはないの、という御確認の電話がほとんどでございます。

お問い合わせダイヤルにしまして、現在、最大六百席で対応いたしております。九〇％を超えておりますので、九〇％を超えるときはほとんど対応ができていないということでございますが、最悪の場合は九百席まで対応ができる体制をとっておりますが、その対応をとりますと、実は、一般のねんきんダイヤルの応答率が下がるという問題がございます。したがって、基本的には最大六百席で対応することになるかというふうに思います。

いずれにいたしましても、御指摘のとおり、四月上旬からおわびの文書をお送り申し上げますので、その際には大変大量のお問合せをいただくということを想定いたしております。体制に抜かりがないように準備を進めてまいりたいというふうに考えております。

○中野委員 機構からこうした多くの方に文書送付であったりさまざまなことをするとき、いつも、話題というのか、注意喚起ということよく言われますが、機構をかたった形で、こういう詐欺みみたいなものがあつてはいけないということは指摘がよくされます。

念のための確認なんですけれども、今回の件にしましては、先ほど申し上げられたおわびの文書の送付、そして支払いの額の変更の通知、これの送付、郵便物としては二種類、機構から届く、これ以外には機構から、電話であつたり訪問であつたり、そうした受給者の方のアプローチは一切行わないということを確認させていただきます。

源泉徴収についても、これは自動的に調整をしていくということで、機構の方からは特に、これを振り込んでくださいますかという働きかけは

いなことは一切行わないということを念のため確認をさせていただきたいと思ひます。

そして、こういう形で機構がしっかりと皆様に対応していくということについても、やはり私は、周知も含めてしっかりとやっていただきたいと思ひますので、これもあわせて答弁いただきたいと思ひます。

○水島参考人 もちろん、日本年金機構の職員が電話で、あるいは訪問も含めてでございますが、税金を還付する、あるいはお客様の年金受給額あるいは預貯金の口座番号等をお伺いすることはございません。

これに關しましては、私どものホームページで、昨日からトップページにも加えまして、その旨ホームページに掲載させていただいておりますが、厚生労働省のホームページにおきましても同様の内容について揭示をさせていただくようお願いをいたしまして、御承諾を頂戴いたしております。

○中野委員 としても一つ、問合せのダイヤルの中身でも多いとおっしゃっておられました、外国に情報再委託されて個人情報流出をしているのではないかと御懸念の音が、非常に多くいただきます。午前中の質疑でもございましたが、中国に再委託された部分、氏名と振替名だけだったというところで今聞いておりますけれども、本当にそうなのかという声も大変に根強い。どういう形でこれについてチェックをしたのか、しっかりと裏がとれているのか、国民の皆様は安心をしていただくと意味でも、少し詳しく説明をしていただければというふうに思ひます。

○水島参考人 私どもが一月の四日に公益通報で可能性、懸念を把握いたしました、一月六日に特別監査を入れたということについては御報告を申し上げておりました。

同時に、セキュリティ関連系の委託会社でございますが、IBMも同行してSAYの監査を行うとともに、中国の関連企業と言われている企業についても監査を、これに關しては委託をして、その

後、国内監査についても委託に切りかえております。

その結果でございますが、ややちよつと長くりますが、お許しいただきたいと思ひますが、SAY企画は、契約に反して、ペリファイをせずにOCRで入力を行つていたということでございまして、氏名に關しましては、やはりOCRの読み取り精度が悪かったということでございまして、それを中国の関連企業に委託したということでございます。

その際に、氏名と仮名だけをトリミングして委託をしたということでございますが、その確認でございますけれども、一月十日と十二日にSAY企画の特別監査を行つておりまして、IBMと同行でございますが、その中では、SAY企画内のファイルサーバーに、二情報、漢字氏名と仮名でございますが、これだけを切り出したデータが大量に残つていたということでございます。SAY企画から説明を受けたところでは、先ほど一部御説明申し上げましたが、そのトリミングするシステムをつくつてトリミングを行つて委託をしていたということでございました。実際に、そのシステムの内容及び作業工程は、監査に参りました私どもの職員も確認をしているということでございます。

加えまして、一月三十一日から二月二日にかけてまして、IBMによりまして現地企業の監査を行つております。私どもの職員も同行いたしております。セキュリティ規定がございまして、ファイルサーバー内の画像データは既に削除をされておりましたが、SAY企画の作業するための入力システムがございまして、その入力画面は二情報だけだったということでございます。

また、その後、当該事業者、大連の事業者でございますが、の行いましたデータを国内に、返りまして、その上書きをしているわけですが、その内容を紙にしたデータがございまして、その紙にしたデータで確認したところ、二情報であつたということでございます。

これらの状況を踏まえまして、私どもとしては、総合的に考へて、氏名及び仮名の二情報のみが再委託された。そのデータの交換方法はクラウドで、第三者がそこには入れない構造になつております。また、それぞれの作業環境も、基本的にインターネットと遮断された、国内は若干問題がございしますが、中国側はきちんと遮断されておりました。そのような状況も踏まえまして、現状、今申し上げましたように二情報であるというふうに判断をいたしておりますが、先ほど来申し上げておりますとおり、念には念を入れて、その監査内容について、IBM以外の第三者機関に再度検証をさせたいというふうに考へております。

○中野委員 さまざまお伺いさせていただきます。業務の改善というのは、当然しっかりと調査検討して速やかに取り組んでいただく。そして、この源泉徴収、実際に間違つていた方がいらつしやいますので、これへの対応というのは丁寧に、一件一件間違いなくしっかりとやっていただきたい。改めてお願いを申し上げます。

最後に、ちよつと時間がなくなりまして、医療的ケア児について一問だけお伺いをさせていただきます。医療技術の進歩によりまして、医療的なケアを必要とする子供は年々増加しておりますけれども、この受皿の確保というのがなかなか確保されていなくて、保護者の皆様も、本当に負担の大きい中で子育てをされているという現状であるというふうに思ひます。こうした医療的ケア児を支援する受皿体制の強化、これにつきまして、最後、高木副大臣の方から答弁いただきたいというふうに思ひます。

○高木副大臣 お答えいたします。御指摘のとおり、近年、医療の進歩を背景といたしまして、人工呼吸器等の使用や、たんの吸引などの医療的ケアを必要とする子供、医療的ケア児が増加しております。平成二十七年の推計では、全国約一・七万人と承知しております。こうした中で、医療的ケア児やその御家族が地域で安

心して暮らせる支援体制を構築することは極めて重要な課題でございます。

このため、平成三十年度障害福祉サービス等報酬改定におきまして、障害児の発達を支援する施設や短時間預かりする施設、ショートステイなどにおきましては、医療的ケア児を受け入れるために看護職員を配置した場合に報酬上評価するなどの充実を行ったところでございます。

医療的ケア児の受入れが確実に進むよう、今回の報酬改定の効果も見えながら、引き続き、受入れ体制の確保に努めてまいります所存でございます。

○中野委員 ありがとうございます。

済みません。文部科学省からも来ていただきましたが、ちよつと時間がございまして、申しわけございませんでした。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○高島委員長 次に、長谷川嘉一君。

○長谷川委員 私は、立憲民主党・市民クラブの長谷川嘉一でございます。

通告に従ひまして順次御質問をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

最初に、貧困層の拡大がもたらす社会保障制度の現状と将来についてお伺ひしたいと思います。まず一点目として、生活困難者、これは生活保護対象者を除く人たちであります。これは生活受給状況について御質問をさせていただきます。

我が国においては、生活保護対象者はかりではなく、生活保護一步手前の生活困窮者が苦しい生活を送らされている旨を、昨年十二月六日の当委員会会で質問をさせていただきました。保険医療機関では、そのことに向き合わなければならない現実がございまして。地方の医療センターなどでは、医療費の自己負担が払えないために、入院を患者様が拒否をするということも珍しくありません。当然ながら、高額な薬剤等について投薬や注射を拒否するケースも、まれでなくあると聞きます。

まず、そのことをどの程度厚生労働省として把握しているかをお聞かせいただきたいと思ひます。

○定塚政府参考人 お答え申し上げます。

御質問いただきました、経済的な理由で必要な医療を受けられない方の状況、データなどにつきましては、厚生労働省では具体的には把握していないところでございます。

ただし、生活に困窮されている方につきましては、生活困窮者自立支援法に基づいて、全国九百二の福祉事務所設置自治体に相談支援を行う窓口が設置されておりまして、こちらの窓口を経済的な理由で医療を受けにくいという方が相談に来られているという状況でございます。

そうした場合には、御本人の意思も踏まえまして、無料低額診療事業、これは、生計困難者に無料又は低額な料金で診療を行っている医療機関、全国に六百余りございますけれども、こうした医療機関の受診を助めている。また、生活保護の受給が必要だと考えられる方については、福祉事務所の生活保護担当を御案内するように周知をしているところでございます。

今後とも、こうした困窮の状況にある相談の方がお見えになりましたら、早期に適切な支援が受けられるように取り組んでまいりたいと考えております。

○長谷川委員 どうもありがとうございます。

生活困窮者、保護を受けていない方の方が実際には多い、八割方は受けていらつしやらない。また、その前後で苦しい生活をしていらつしやらない方が大勢いらつしやいますので、地方においては、こういう状況が散見されるということではなくて、もう珍しくない状況であるということを変更して御指摘を申し上げておきたいと思ひます。九百二、支援施設があるということでありまして、このセーフティーネットを機能していただけることを要望させていただきます。

次に、企業の収益に対する社会保険料の負担に

ついてお伺いをいたします。

労働者派遣法による規制緩和を受けて、派遣社員などの非正規労働者が急増しております。そのことにより、企業にとつては、給料を低く抑えることができることに加え、健康保険料や年金保険料などの社会保険負担を免れるという現実があります。企業にとりましては、法人税に比べ社会保険負担がはるかに大きい、これが実態であり、実際、国税庁の統計年報を見ますと、二〇一五年度の日本の全企業の六二％は法人税を払っておりません。日本の企業の収益に対する社会保険負担は、国際的に比較して、決して大きくないと考えますが、この辺についての厚生労働省の御見解をお聞かせいただきたいと思ひます。

○鈴木政府参考人 お答え申し上げます。

ただいま社会保険料についての御質問がございました。

御案内のとおり、社会保険につきましては、疾病とか老齢とか失業、こういったような国民の自助だけでは支えきれないリスクに対しまして、これをみんなで支え合うという考え方でございまして、その保険料につきましても、したがって、給付に見合う保険料を御負担いただくということになります。

その中で、今御指摘ございました事業主負担が重いのではないかとございまして、これも、この事業主負担の性格につきましても、そもそも、社会保険に従業員の方が加入をするということを通じて労働者が安心して就労できる基盤を整備する、これは事業主の責任の一つでもございまして、こういった責任に基づくものでございまして、また、逆に労働者の健康の保持、あるいは労働生産性の増進が、社会保険への加入によって安心して労働できるということで図られるわけでございますので、そういった面で事業主の利益にも資するというところだと思ひます。

そういうことで、事業主に一定の御負担を求めているところでございまして、きちんと給付に見合う御負担をいただきますが、しかし、保険料水

準が一概に上昇していくということはありませんので、保険料水準の上昇の抑制に向けたさまざまな努力もあわせ講じながら進めていくということである、かように承知をいたしております。

○長谷川委員 ありがとうございます。

実は、私はこの保険料負担が大きいと言っているのではなくて、逆です。日本の企業の場合、社会保険料に対する負担は諸外国と比べて大きくありませんよということを申し上げたい。実は、これについて、派遣法で、制度から逸脱して、個人的に入られるという方を増加してしまつていて、この内容についてはぜひ御認識していただいて、網の目をくぐるようなことがないようにお願いを申し上げておきたいと思ひます。

次の三番目の質問に移させていただきます。

貧困層拡大と少子化の現実についてお尋ねをさせていただきます。

今や、非正規雇用労働者は全雇用者の三分の一を超えております。総務省の労働調査によれば、二〇一七年四月から六月の役員を省く全労働者は五千四百四十一万人でございまして、その三七％に当たる二千八十八万人が非正規雇用労働者でした。年次経済財政報告によると、正規労働者の給与は勤続年数によってふえてまいりますが、非正規労働者はふえませんが、非正規労働者の七割が年収二百万円に届かないという結果、ある団体の調査結果等もあります。

また、非正規労働者の結婚は非常に厳しく、例えば三十五歳から三十九歳の大学男子の結婚しない率が上がりますが、これは、正規の方は結婚していらつしやらない方が二五・三％。これに比べて、派遣社員、契約社員は六七・二％が結婚しておりません。また、パート、アルバイトについては八五・五％という数字もございまして、結婚後の子供の数についても、男女とも正規雇用の場合は一・九〇人。これに比べて、男性が正規であつてカップルの女性の方が非正規の場合は一・七九人、わずかな差です。しかし、男性が非正規雇用、女性が正規であつても、この場合は一・

〇九人。半分近い数しか出生できない。これが実態であります。

男女とも、非正規労働者の場合はこの非常に厳しい状況がございまして、こうした中で、合計特殊出生率を上げることが少子化対策の一つの目安となつておりますが、出産適齢期の女性の減少が進んでいる現実を考えますと、合計特殊出生率が多少上がったとしても、出産児数は減少をこのままでは続けることになってまいります。

必要な少子化対策の一つとして、非正規労働者増加に伴う貧困層の拡大防止があると考えますが、厚生労働省のお取組をお聞かせいただきたいと存じます。

○宮川政府参考人 お答えさせていただきます。

先生御指摘のとおり、非正規労働者の数が一時期ふえておりましたけれども、最近では不本意非正規という形で一定数ふえていたところでございますが、最近、その数字の増加傾向は抑えられている状況でございます。

いずれにいたしましても、この非正規労働者対策というのは非常に重要な観点でございまして、一つは、不本意非正規をなくしていくという形の中での、いわゆる正社員化を求める方々を正社員にしていくという政策を進めることと、あわせて、正規と非正規の間の不合理な待遇差をなくしていくということが大変重要な観点だと思ひます。

今回、準備しております働き方改革関連法案の中におきましても、いわゆる同一労働同一賃金といたしまして、正規と非正規の間の不合理な待遇差を解消していくという法律を入れさせていたでいておりまして、それらの政策を通じてまして、非正規労働者の正規化なり、あるいは処遇改善ということに努めてまいりたいと思つております。

○長谷川委員 御答弁ありがとうございます。

詳しいことには言及いたしません、非正規雇用労働者の増加に伴う貧困層の拡大を防ぐことは少子化対策の最も重要な要件の一つであるという

ことを改めて申し添えさせていただきます。

次に、四番目として、貧困層の拡大がもたらす将来の社会保障について伺い申し上げます。

まず、被用者保険では、健康保険料、年金保険料の五〇％が、先ほど御説明いただいたように、企業主負担、雇用主負担が発生しますが、非正規雇用労働者の場合、被用者保険への加入は、これは現実としてなんです、現実として制限され、国民年金に加入することが多くなっているのが実態であります。

また、厚生年金に加入できない場合は国民年金のみになります。企業、いわゆる雇用主の負担が少ない分、保険料の個人負担が重くなつてしまっている。現実として、給料が少ない上に、社会保障において正規労働者より不利な扱いを受けていることになっております。

二〇一五年度、国民健康保険被保険者数、三千五百五十万人の前年度、二〇一四年度の平均所得は百四十万円となっております。一九九三年度の被保険者の前年度の平均所得が二百四十万円でありましたから、この二十二年間で四二％も減少しているということになります。二〇〇八年四月一日の後期高齢者医療制度の施行以降、七十五歳以上の高齢者が国民健康保険から外れたことを考えると、所得の減少は四二％よりも大きいと考えるのが妥当かと思えます。

その減少した所得の中から、実態としては、国民健康保険料を払う、単身世帯では年間十四万二千円、国民年金保険料、単身で十九万八千円、これを支払わなければならない。極めて厳しい財源から年間三十四万もの出費をしているというのが現実であります、このことについて厚生労働省の御見解をお聞かせ願いたいと思えます。

○藤澤政府参考人 お答え申し上げます。

まず、貧困の拡大ということではございますけれども、相対的貧困率につきましては、高齢者世帯の増加等により、これまで長期的に上昇傾向にございましたけれども、雇用が大きく増加するなど経済の好転を背景に、直近では改善に転じている

ところでございます。

いずれにいたしましても、我が国の経済社会が持続的に発展をしていくようにするためには、格差あるいは貧困の固定化や世代間の連鎖の防止にしっかりと取り組んでいく必要があると考えております。

また、我が国は、国民皆保険制度などを通じて医療や介護などのサービスを社会全体に保障をしておりますけれども、今後、少子高齢化が進行し、御指摘のように、社会保障の負担の増加も見込まれる中で、低所得の方であっても制度の保障の網からこぼれ落ちないようにし、必要なサービスを受けられるようにする必要があると考えております。

○長谷川委員 まず、ぜひそのような方向を考えていただきたいと思いますと同時に、今申し上げた内容については全省挙げてしっかりと御認識をいただき、担当部署には激励等々を与えていただければありがたいということを国民の代表として申し上げておきたいと思えます。

次に、今の問題について、もう一つ話を進めさせていただきますが、生活保護を受給している貧困層の中に、無理して国民保険料を納めているにもかかわらず、自己負担が払えないために必要な医療を受けていない人たちが相当数いるということは、先ほど冒頭に申し上げました。貯蓄のない、あるいは極めて厳しい非正規労働者の老後はどういうことになるのでしょうか。

国民年金八十万円だけでは生活できません。生涯、非正規雇用から抜け出せないといえれば、老後に生活保護を受給せざるを得なくなります。国民年金を受給しながら、生活保護においては、当然、生活保護費からその分が差し引かれます。苦しい中から無理して国民年金料を支払っても、将来、生活保護を受けざるを得なくなつたときには、生活保護費からこれが差し引かれる。

こういったことであれば、年金保険料を支払わずに当座の生活に回す方が、御本人にとつての生涯の可処分所得総額は多くなります。当事者にと

りまして、国民年金保険料を支払わないことに経済的合理性が存在することになってしまふ。今、どのくらいの方々が国民年金料をちゃんとお支払いになっているかは今後の御指摘にさせていただきますが、このことについて伺いをしたいと思います。

このように、現在、非正規雇用労働者の増加とそれに伴う貧困層の拡大は、将来、未来にわたって、我が国の医療保険制度、年金保険制度、生活保護制度などの社会保障制度を持続可能なものとする上で、放置できないのではないかと考えます。

今まさに対策をとらなければならない問題と考えますが、厚生労働省の御所見をお伺いいたします。

○定塚政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、働く中で、あるいは年金保険料を納めながら働いていても、なかなか、高齢に達するにつれて困窮に陥っているという方が現在でも多く見られるところでございます。

こうした状況を踏まえまして、現在、困窮状況に既にいる高齢者に対しては、年金について、年金受給資格期間の短縮などによる収入の確保、また一方で、医療、介護の保険料負担軽減などによる支出の軽減という両面から低所得者対策を行つてきているところでございます。

さらに、こうした方々、将来困窮状況に陥るといふ方がないようにということで、高齢になる前からの予防的な取組ということも大変重要と考えておりまして、そうした観点からは、今回、改正法案も提出させていただいております生活困窮者自立支援の中で、家計管理もしながら、高齢になつて困窮に陥らないような予防的支援をしつかりしてまいりたいと考えております。

○長谷川委員 どうもありがとうございます。

これについては厚労大臣にも御所見をというふうなことで考えていたんですが、今御答弁いただいた内容でもよろしいかと思いますが、大所高所からの観点で、大臣の御所見をお伺いできればと

思います。

○加藤国務大臣 非正規という方がふえてきている。その非正規の方が、どういう就業の理由とありますが背景でついているかによつても、これも随分違つてくるころはあると思えます。中には、単身で非正規ということであれば、より一層問題は深刻化していくのではないかと思います。

そういった意味において、やはり、社会保障制度にしっかりと乗っていただくという意味においては、国民年金もありませんけれども、働く場合には、厚生年金というものでカバーされていく必要もあるんだと思えます。これまでも適用拡大をしてまいりましたけれども、更にそういった意味での努力をしていく。そうすることによって、将来の年金額が、国民年金に比べれば、より高い水準がキープされる。

それから、配偶者という立場で働いている方においても、やはり将来を考えれば、御自身の年金が確保されるということは、御自身の暮らしの安心にもつながっていくのではないかとこのように思っております。

先ほど局長からお話をさせていただいた、生活保護、また、その手前でどう抑えていくのかというのと同時に、制度としても、非正規で働く方も、まずは、今回、働き方改革で出させていただきましたように、処遇についても合理的に、要するに、不合理な格差を解消して、しっかりとその働きぶりに応じた評価がされ、そしてそれに基づく賃金がなされていく。そしてまた、そうした働き方においても、できる限り厚生年金等が適用されていく、そういったことも考えていく必要があるんだらうと思えます。

○長谷川委員 どうも御答弁ありがとうございます。

持続可能な社会保障制度、それから先ほど言った人口減少、また現在の日本の国の財政状況等、どこをとつても将来に対する不安は払拭できないものであり、一部署の問題ではないかもしれせんが、今、若い方たちは、年金はもらえないとい

うふうに思っている方たちが実は過半数。実態では、私の周辺で聞くと、もらえないよね。当然、その人たちは、払っていない人たちが大勢いらつしやる。このことだけは更に申し上げておきたいと思います。

次の質問に移させていただきます。通告の二番目の介護離職についてでございます。

まず一番目として、介護離職の現状把握についてお伺いいたします。

厚生労働省は、地域包括ケアシステム構築により、在宅介護を推進しようとしております。私も地域でその構築現場に身を置き、その推進に取り組んでおりますが、そこで常に問題になるのが介護離職の問題であります。

まず、介護を理由としてやむを得ず離職せざるを得ない状況があることを、労働と医療、介護、福祉とを所管する厚生労働省としてどのようにお考えになっているのかをお聞かせ願います。

〔委員長退席 橋本委員長代理着席〕

○宮川政府参考人 介護離職の現状把握についての御質問をいただきました。

まず、介護離職そのものについてでございますけれども、総務省の就業構造基本調査によりますれば、平成二十三年十月から平成二十四年九月までの間に介護、看護のために前職を離職した者の数は約十・一万人となっております。

男女誰もが親等の介護が必要な時期にも仕事と両立させて働き続けることができ、その能力を発揮できる社会とすることは、女性の活躍あるいは少子化対策、男女の希望の実現の観点、さまざまな観点、その他の観点で、仕事と家庭の両立の支援が非常に重要だと認識しているところでございます。

○長谷川委員 どうもありがとうございます。次の項目に移させていただきますが、介護離職の二及び三は同時に御質問をさせていただきますと思います。

まず、改正育児・介護休業法施行後約一年六カ月になるとは思いますが、この現状認識についてお

尋ねをしたいということ、国家公務員の介護離職について、これをあわせてお伺いいたします。

改正育児法は、昨年の一月一日に施行され一年半がたちますが、民間事業者において、同法改正の施行に当たり、懸命に、きめ細かく対処されている事業所もあると聞いております。私が地域包括ケアシステム構築現場で多く耳にするのは、民間企業の介護離職だけではなく、国家公務員、特に、かつて厚生労働省職員だったという多くの介護離職者の声であります。

人事異動で地方異動となり、介護ができなくなる旨を訴えても異動は変わらない。介護で異動できないなら介護休暇をとれと言われ、言われるままに介護休暇を出しても、介護休暇は分割三回まで合計六カ月。都市部では六カ月で入所施設も決まらず、結局、その後離職することになった。また、暫定的に今のまま置いてやるが仕事はしないなどと言われ、まるで座敷牢に閉じ込められたようで、暗に離職を選択するようにしつけられたなどというものであります。

そもそも、同法二十六条「労働者の配置に関する配慮」では、事業主は、その雇用する労働者の配置の変更で就業の場所の変更を伴うものをしようとする場合において、その就業の場所の変更により就業しつつその子の養育又は家族の介護を行うことが困難となる労働者がいるときは、当該労働者の子の養育又は家族の介護の状況に配慮しなければならぬとあります。

また、同法二十八条では、厚生労働大臣は、第二十一条から前条二十七条までの規定に基づき事業主が講ずべき措置及び子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべきその他の措置に関して、その適切を定め、これを公表するものとあります。

厚生労働大臣の、労働者の仕事と家庭の両立の実現における責任は重大であります。民間に対するものとイコールではありませんが、同法六十一

条には公務員に関する適用についても言及しております。

国家公務員の人事異動について、この観点からどのようにあるべきとお考えか、厚生労働大臣の御所見をお伺いいたします。

○宮川政府参考人 まず、私の方から育児・介護休業法の施行状況について御説明させていただきますと思います。

平成二十九年一月一日に施行されました育児・介護休業法改正法におきましては、先生御指摘のとおり、介護休業の分割取得などの見直しを行ったところでございますが、法改正後、現在までにおきまして、企業等からの、改正法の内容につきまして、半日取得の考え方など、介護のためのさまざまな問合せをいただいているとともに、説明会でも多くの御質問をいただくなど、関心の高さを認識しているところでございます。

厚生労働省におきましては、企業における仕事と介護の両立支援の取組が進みますように、一つは、事業主が介護離職を防止するための仕事と介護の両立支援のモデルの作成や事業主への普及、あるいは円滑な介護休業取得や職場復帰のための介護支援プランの策定支援、あるいは両立支援等助成金の支給などにより支援を行っているところでございます。

今後、改正内容の着実な定着に努めるとともに、施行後の企業の取組状況などについては、来年度、調査を行いたいと考えているところでございます。

○加藤国務大臣 制度的には、公務員と民間とは別体系になっているわけでありすけれども、公務員においても介護離職ゼロを目指していかなくてはならないと考えておりますし、厚生労働省においては、毎年、家族の介護を行っている職員の状況や介護休暇の取得の意向等を把握するため、職員から、介護シートというものを配って提出していただき、人事配置や業務負担の軽減などに配慮させていただいているところであります。

また、仕事と育児・介護両立支援ハンドブック

を作成し、介護休暇を初めとした仕事と介護の両立支援制度、どのような制度があるのかということを具体的に周知を図っております。

さらに、これは内閣人事局でありますけれども、全国十一ブロックで仕事と介護の両立のためのセミナーに希望する職員を参加させ、家族等の介護に直面したときの対応や介護保険サービスの利用等に関する知識等の習得をさせていただいているところでございます。

私自身の経験からいっても、制度はわかっているけれども、自分の近くでどうそれを活用するかというのはなかなかわからないわけですから、やはり日ごろからこういったことをそれぞれの職員あるいは働く方々に周知をしていく、そして、何かあったときに、心構えを持っていくということが、いわゆる介護休業の中においてさまざまな介護サービスを提供してもらえらる仕組みをつくっていく、こういったことにもつながっていくんじゃないかと思っております。

○長谷川委員 ありがとうございます。大変端的な御答弁であったかと思います。

現在、厚生労働省は、地域包括ケアシステム構築により在宅介護を推進する立場であります。随より始めよという言葉がありますが、地域包括ケアシステム及び育児・介護休業法を所管する厚生労働省における人事異動において、介護離職に追い込まれることのないように、そのことにより在宅介護を阻害することがないようにすることは、厚生労働省として当然であると考えます。民間事業者ではないとしても、育児・介護休業法第二十六条で規定する内容に従い、ワーク・ライフ・バランスを無視した、パワーハラスメントととられかねない人事異動強要が起りませんように、くれぐれもお願いを申し上げます。

次に、お許しをいただいて、技工士の数の減少について端的に御質問……

○橋本委員長代理 長谷川君に申し上げます。時間は参っておりますので。

○長谷川委員 では、これについてはまた後日

の、せっかく準備していただいているかもしれないが、後日の御答弁ということでもよろしく願います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。丁重なる御答弁ありがとうございます。

○橋本委員長代理 次に、西村智奈美君。

○西村(智)委員 立憲民主党の西村智奈美です。昨日、旧優生保護法下における強制不妊手術を考える超党派の議員連盟の二回目の会合が開かれまして、そこで厚生労働省から、三月二十八日付で自治体に宛てて、「旧優生保護法に関連した資料の保全について(依頼)」という、この資料についても御説明をいただきました。

私たち、第一回目の会合のときにも、やはりこの全体像を明らかにすることが必要だ、厚生労働省はその調査を行うことができる恐らく全国で唯一の組織でありますので、そこが先頭に立ってやっていただきたいということを議論からも申し上げていたんですけれども、このような形で依頼が出たということ自体は評価したいというふうに思っております。ただ、調査の範囲と内容につきまして、まだやはり懸念がございます。

旧優生保護法のもとで強制不妊手術といいますが不妊手術を受けた方々は、さまざまな報道などでは約一万六千人とされていますけれども、これは、保護法の第四条と第十二条に基づいて、本人の同意を得ることなく強制不妊手術を受けた方々、この方々を称して一万六千人とおっしゃっているわけですね。

それ以外にも、第三条に基づいては、ハンセン病や遺伝性となされた疾患を対象に実施された不妊手術となっておりますけれども、これは、表面上は本人の同意が必要だということにはなっていますが、実質的には、拒否することが難しかった状況の中で手術を受けられていたのではないかとはいふに考えております。

ですので、この調査の範囲も、三条、四条、十二条、ここまで含めると一万六千人ではなくて現時点では約二万五千人と言われておりますが、こ

の方々、この範囲を対象に調査が行われるのだというのを厚生労働省からもう一回確認をしていただきたいと思うんですけれども、いかがですか。

○加藤国務大臣 今、まさに与党のPT等から、調査の内容をまず検討してくれということ、宿題を負っております。私どもの方として、この旧優生保護法下においてさまざまな資料がつけられていたと思いますので、一体どういう資料があるのか、それを今網羅的に検証し、またそれをお示しする中で、今委員御指摘の点も含めて、御議論をいただきますが、それに対応していきたいというふうに思っております。

○西村(智)委員 それに対応するというのは、つまり、三条、四条、十二条、その条文を根拠に行われた手術全般についてということでもよろしいですか。

○加藤国務大臣 ですから、調査の段取りもあろうかと思っておりますので、その辺は、資料を与党PT等にお示しをしながら、ではどういう形でこの調査を進めていくのか、そういった御指示をいただき、それに対応させていただきたいと思っております。

○西村(智)委員 これは与党PTだけではなくて超党派の議員連盟もございますので、そちらの声もぜひ聞いてくださるようお願いをします。そこは強い要望です。

それから、自治体に今回は、情報をまずは保全してくれ、資料を保全してくれという依頼をされたようなんですけれども、国が保有している資料、これもあると承知いたしております。図書館の中、それから厚生労働省の書庫の中等々にもありましょし、また、旧優生保護法では、都道府県の優生保護審査会の決定に異議がある場合には中央優生保護審査会で再審査を行うということが定められておりました。それに関する書類の存在、これもあろうかというふうに思います。ここはぜひ精査をしていただきたい、これが一点。それから、都道府県が国の機関委任事務として

行ったもの、優生手術に関する庶務は、優生保護法に基づいて国の機関委任事務として当時行ったものであって、判断に迷った場合には都道府県から国に問合せが、いわゆる照会がされているというふうに承知をいたしております。ですので、国が優生手術に関連して発出した通知、これを全て開示して、それもあわせて調査する必要があるというふうに考えますけれども、この二点について、大臣、いかがですか。

○加藤国務大臣 済みません、一点目と二点目がどういう差異があるか、ちよつと今理解できていませんが、ただ、いずれにしても、これから都道府県等の地方自治体に、そうしたまず保全をお願いし、調査をしていくわけでありまして、厚生労働省の所有しているもの、保管しているもの、これについてもしつかり調べさせていただきたいと思えます。

○西村(智)委員 ぜひ、よろしくお願いいたします。それでは、けさの理事会に提出いただきました、野村不動産における企画業務型裁量労働制に関する特別指導の関連資料についてお伺いをしたいと思います。

黒塗りでした。三種類のペーパーが出されてきて、大変多くの部分が黒塗りになっている。先日の山井委員の質問で、どの情報がどの理由によって黒塗りにされているのか明らかにしていただきたいという要請をして、理事会で協議をしましたところ、けさ出てきたペーパーは、皆さんのところに資料としてお配りすることはできなかったんですけれども、監督指導の実施に支障があるとか、それから、企業情報であるという理由で黒塗りになっているという説明がございました。これは大変おかしな話でして、理事会に出席されておられた理事の皆さんは御承知だと思ふんですけれども、その理事会で説明に来られた審議官は、三つの理由によって黒塗りにしていますというふうにおっしゃったんです。一つは個人情報情報の保護、そして二つには法人等の権利、競争上の地

位その他正当な利益を害するおそれ、そして三つには監督指導の円滑な実施に支障を来すおそれという観点からマスキングをしましたということなんですけれども、なぜこれは個人情報情報の保護を理由として黒塗りにされたところがないんですか。

〔橋本委員長代理退席、委員長着席〕

○加藤国務大臣 私が聞いていた範囲で答弁させていただきますけれども、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第五条の、いわば一号が個人情報情報の保護、二号が法人等の権利云々かんぬん、それから四号、六号が監督指導の円滑な実施、この大きく三つの要因を申し上げたわけでありまして。

そして、後者の二つについてはお示しをさせていただきますながら、一つについてお示しをするということはあるかということも含めてお出しすることは適切ではないということ、これは、それが無いという意味ではなくて、どこにあるかということをお示しすること自体もそれは控えた方がいい、こういう判断でそういう資料が出されたというふう

に承知をしております。

○西村(智)委員 おかしいですね。理由が三つ示されているのに、出されてきた答えには二つしか答えがないんですよ。一つ目の答えは一体どこですか。それをあわせて、私は、審議官は分類を説明してくださるんだと、どこが個人情報情報に関するもの、どこが企業情報、どこが監督指導の実施に支障があるということを示されるんだというふう

に思っていたんですけれども。

なぜ個人情報情報の保護は、では、このペーパーの中には個人情報情報はないということでもよろしいんですか。

○土屋政府参考人 お答え申し上げます。先ほど大臣が御答弁申し上げたとおりでございますが、まず、今回のこの提出をさせていた

いまして、個人情報の保護もそこに含まれております。

その上で、今回の御要請の中で、それぞれの部分についての理由によるかということでございましたけれども、個人情報の保護という観点につきましては、そのことに言及をするということになりますと、前から申し上げておりますように、労災補償の個別の事案については、これは申請者の方の個人情報をお預かりをして業務を行っている中で、その個人の情報の保護をするという観点から、基本的には、その案件があったかなかったかを含めて、御回答を申し上げるということとを差し控えていただいているわけでございまして、先ほど申し上げましたように、どの部分にその個人情報の保護という観点が入っているかということに私どもが言及をいたしますと、その時点で、今申し上げたような個人情報の保護ということにかかわってくるようになりますので、今回理事會に御報告した資料でも、記述の存否や、具体的にどこが該当するかをお示しすることはできないというふうにご回答申し上げた次第でございます。

○西村(智)委員 今のお話ですと、この黒塗りされた部分の中に、労災にかかわる部分があったというところなんですかね。

いや、先ほど審議官は、これを、個人情報の保護の理由は、労災の事案を明らかにしますと云々かんぬんというふうに言われたので、この中に労災の情報があったということなんですよ。審議官は恐らくそれを前提に答弁をされておられるわけです。

私、なぜ、この問題を私たちがこれほどまでに明らかにしたい、明らかにしなければいけないと思っているかといえ、これは、予算委員会で総理も大臣も、本当に繰り返し、裁量労働制の取扱いとしてこれほどやっていますというふうに繰り返し答弁をされた事例だからなんです。それをもって、恐らくは、裁量労働制の企画業務型の対象を拡大しても大丈夫だ、働き方改革の関連法案を出しても大丈夫だということをきつと言いた

かつたんでしょう。

だけれども、その端緒が労災、しかも過労死であったということであれば、これは全く別の話であるし、これは私は、もし本当に、この特別指導の端緒に、本当に過労死あるいは労災ということが端緒としてあったのであれば、とてもとても、あんなふうに堂々と予算委員会で、テレビ入りのところで、これほど取締りを行っていますというふうなことは言えないはずだというふうに思うんですよ。

大臣、裁量労働制の拡大は、今回、撤回をされました。もうこの野村不動産のことについても、大臣の口から本当のことをそろそろお話しになってほしいのではないですか。

○加藤国務大臣 まず、今委員御指摘でありますけれども、委員からも、委員がこの事例を挙げて御質問されたので、それにお答えをしたということとで、私は、裁量労働制一般の議論の中で、私の方からこれを持ち上げて、こういう事例がありましてと言ったことはありません。したがって、その中で、こうした、確かに裁量労働制においてもいろいろな課題があります、そしてそれが見つかった場合にはこうやって対応しております、そういうことを申し上げているわけでありまして、今回の特別指導においても、監督指導として入って、そしてその結果として、全体としてどういう状況なのか、これは全社的にやっている、対象者も多い、そういうことでこういう判断をしたというところでございまして、したがって、それについて、むしろそこにおいて今回対応させていただいたということでございます。

それから、過労死の問題については、これまで幾度も申し上げておりますように、すこぶる個人的な情報ということなので、その取扱いに對しては十分私は考慮していかなければならない、こういうふうにご考えております。

○西村(智)委員 ちよっと時間が限られておりますので、そろそろしなげないかと思ひながら、私、これは加藤大臣もダブルスタン

ダードだと思ひますよ。

電通の高橋まつりさんのことについては、これはもう既にいろいろな方がいろいろなところで名前をおっしゃっているの……(発言する者あり)御連族が同意したからという話がありますけれども、今、この理事会に示されたペーパーの中の根拠としては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第五条の各号に照らしてと書いてあります。個人情報保護法です。この条文は何かというと、個人情報について、本人の同意があれば公開することができるといふふうになっているんですよ。本日に本人の同意、とられましたか。私、聞いている限りでは、それはとられたというふうには承知いたしております。

今回の野村不動産の件は、本人の同意、当然とれないわけでありまして、また、この件について、会社の方は既にそういった案件、労災案件があったということは言っているわけでありまして、このこととは、ぜひぜひ大臣、そんなに、これは私、何も個人のお名前を挙げてくださいますというふうに言っているわけではございません。そのほかの案件についても、全て明らかにしてくれというふうに言っているわけでもありません。

だけれども、なぜこんなに隠すのかということが本日に不思議でならないんです、特にこの件について、ということをおっしゃって、また引き続き、いただいたペーパーもよくよく精査して質問をさせていただきたいと思っております。

そして、きょうは働き方改革について一点伺いたいと思っております。

労働基準法第三十六条、これは行政指導の根拠条文だといふふうに、その性格を私は承知しておりますけれども、三十六条の第九号が行政指導のための根拠となる条文だといふふうに理解しておりますけれども、それでよろしいでしょうか。

○加藤国務大臣 現行法において、三十六条に九号というのは存在していないんじゃないかと思ひますが。

○西村(智)委員 失礼しました。

今回、働き方改革関連法の中で、行政指導の根拠条文として、九号が加わるということになりますか。

それで、この間、裁量労働制が全面削除されたということとで、いろいろな各政党での議論が改められて行われて、私たち立憲民主党の中でも、政府から出されようとしている働き方改革関連法についてどう対応するかということで今いろいろ議論をしておりますけれども、この三十六条九号に關して、中小企業へ配慮すべきだという議論が与党の中でなされているやに承知いたしております。大臣、このことを御存じでしょうか。

○加藤国務大臣 まず、法案全体について、その詳細を今与党の中で、確かに、自民党の中のレベルでいえば、部会が終わったということではありますけれども、まだまだ党として決定をしていないということなので、余り逐条について今私どもの方から申し上げるのはいかがかというふうに思ひます。

ただ、委員の御指摘があります。当然、党の中においての議論においても、やはり中小企業の方々にはさまざまな状況があるので、そういった状況はいろいろと配慮する必要がある。しかし、実態において今回の規制はしっかりと適用していくということ、そして、本日にいろいろな指導をした上でやはり問題だということがあれば、それはそれに應じた対応をすべきである、そこについては何ら変わっていないというふうに認識をしております。

○西村(智)委員 恐らく、この九号が行政指導を行うときの根拠条文になってくるんだというふうな思ひます。

それで、私が聞いておりますところ、中小事業主に対してこの助言及び指導を行うに当たっては、中小企業における労働時間の動向、それから人材の確保の状況、取引の実態その他の事情を踏まえて行うよう配慮するというところで検討されているということがあるんですけども、大臣、こういったことが検討されているということに對

して、厚生労働大臣としてどういうふうにお考えですか。

○加藤国務大臣 今そういったことも含めて党の中で御議論をいただいているということでございますが、ただ、いずれにしても、例えば、労働管理部門がしっかりとできている大企業と、そういったものがない形で実際に仕事をしている中小企業、それから下請という立場でいろいろな事情があるとか、やはりそういったことは当然考えていかなきゃいけない、そういった指摘を党の中でもいただいているということでございます。

○西村智委員 厚生労働大臣として、私、今の答弁はいかがというふうに思いますね。

つまり、行政指導をやる立場が厚生労働省であって、それは厳格にやるんだということをやはり厚生労働省としては言わなければいけないと思うんです。今のお話は、労働管理がしっかりしている大企業と中小企業で対応を分けてもいい、こういうふうに答弁されたんですか。

○加藤国務大臣 今、対応を分けてもいいということではなくて、本質は何かといえば、きちんとそれぞれの会社で労働管理を行ってもらうように、どうしていくのかということでありますから、それに当たって、大企業だったら、これをやってくれと言ってできる場合、やはり中小企業においては一緒に考えて考えなきゃいけない場合があって、結果において、そこで働く方々の労働条件をどう確保するかということに我々は心を砕いていかなくちゃならない。そういった意味での議論をいただいているということでありまして、結論において到達すべきものが違つていいということではなくて、しっかりとそうしたところに向かうためにどうすればいいのか、それぞれの状況の中で考えていく必要があるのではないかと、そういった観点で、与党の中において御議論をいただいている、こういうふうな承知をしております。

○西村智委員 しかし、到達すべきポイントが、ゴールが同じということであれば、なぜあえて今、私が紹介したような条文が必要なんですよ。

うか。書く必要はないと思いますけれども、いかがですか。

○加藤国務大臣 先ほどから申し上げてますように、まだ法案を出しておるわけではございませんので、その必要があるかないか、まさにそれも含めて党の中で御議論いただいているというのが今の状況でございます。

○西村智委員 出されたときには、もう一回これは聞かなければいけません、極めておかしい内容だと私は思います。ダブルスタンダードに必ずなつていくし、そして、中小事業主とか中小企業とか、労働時間の動向、人材の確保の状況、取引の実態、何だか非常に言葉の定義もそれぞれ極めて曖昧で、わかりにくいものがたくさん含まれております。そういったものを厚労省、労働局、監督官が本場に把握できるのかどうか、非常に疑問です。私は、これを入れてしまつたら本場に大変なことになる、厚生労働省として、あき前例をつくつてしまふことになるということ、これはやるべきではないということ強く申し上げたいと思っております。

そして、最後に一点だけ、産業界のことについて伺いたいと思います。

厚生労働委員会の中には極めてすぐれた産業界のドクターもいらつしやるんですけれども、やはり事業場と産業界の契約によつて、産業界の皆さん、お仕事をされていますから、中には、例えば自分の専門外だからということ、なかなか、産業界に相談しても、事業場の相談に乗つていただけないというふうなこともあるようなんです。

実際に、労働安全衛生法という法律があつて、その中で産業界の職務ということが規定されてはおりますけれども、これは義務ではないということとなんです。義務である職務もあるんだけれども、やらなくてもいい職務も結構記載されています、その中で、例えばストレステックなどについてはマニュアル等々も示されているんです。が、やはりこれは私、産業界の皆さんに、その能力とか役割をきちんと發揮していただくために、

契約のあり方、これについて、今はもう現場任せということになっておりますが、もう少し、こういったことを職務としてやっていただきたいんですよというのを厚労省として示していくべきではないかというふうに思うんですけれども、大臣、いかがですか。

○加藤国務大臣 今委員御指摘もございました、基本的に、まずは事業主に、そうしたことをしっかりとやってくれということが課せられ、そして、産業界を指定した場合には、こういうことをやつてもらわなきゃならない、行わせなければならぬ、こういう規定になっております。

メンタルの話については、労働安全衛生規則の第十四条の第三号で、心理的な負担の程度を把握するための検査実施となつておりますけれども、この第十四条そのものにおいては、医学に関する専門的な知識を必要とするもの、こういうふう注がついておるわけでありまして、場合によってはメンタルヘルス、ある部分についてはお医者さんじゃない方にお任せをし、そして医学的な対応が必要になつたら受ける、こういった役割分担をするということ、制度的にできないことはないんだらうと思います。

ただ、いずれにしても、今委員御指摘のように、仮に区分をした場合には、では、どこまでが産業界にやつていただく、そしてその入り口のところをどうするのか。やはりそこはきちつと決め、そして産業界の方にも認識をしていただく、それから、社員の方にもそこをよく理解してもらう。そういった努力は私は必要だというふうに思っています。我々も、そうやっていくように努力をしていかなければならないと思います。

○西村智委員 契約のあり方について、例えば、厚労省でガイドラインというか、ひな形をつくるというか、そういったことについては検討していただませんか。

○高島委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕
○高島委員長 速記を起してください。

加藤厚生労働大臣。

○加藤国務大臣 今、一つは、全国の産業保健労働支援センターを通じて、事業所と産業界を対象とする研修を行つていますが、その研修で使う、事業所、事業者と産業界を中心とする効果的な産業保健活動についてのテキストをつくることにしております。そのテキストにおいて、産業界の事業所におけるメンタルヘルスに係る相談対応へのかかり方についても明確化し、その周知をまずは図っていきたいというふうに思っています。

○西村智委員 結局、産業界の方々も、何をやらなければならないのか、何をどこまでやたらいいのか、明確でないということが、この役割をまだ十分に發揮できていない理由の一つではないかというふうに思ふんです。メンタルヘルスとかストレステックだけの話ではありません。ぜひそこは、契約のひな形をつくるなりして、全当事者にそういったことが行き渡るようにしていただきたい。お願いして、終わります。

○高島委員長 次に、大西健介君。

○大西健介委員 希望の党の大西健介でございます。

特別国会は、私、議連の理事になつた関係で一旦、厚労委員会を離れたけれども、またこうやつて戻ってくるのができて大変うれしく思います。この後、長い本会議も予定をされておりますけれども、どうぞよろしく願ひいたします。冒頭、通告してないんですけども、ちょっとお聞きしたいというふうに思います。

昨日の毎日新聞の夕刊ですけれども、牧原副大臣について、さいたま市の認可保育園の存続を求める署名、これの紹介議員ということで牧原副大臣がなされた、しかし、その署名簿を流用して、その署名をした人たちのところに、昨年の十月の衆議院選前に牧原副大臣の事務所がはがきを送付したということが問題になっております。その中では、八月より厚生労働副大臣を拝命し、年金、子育て、介護を守り抜く活動を今後継続してまいりますということが書かれてあるということでございます。

ございます。

きょうの報道を見ますと、事務所の方から、保育園存続に関して陳情を受けた方々に結果報告をしたもので、選挙に関するものではない、だから問題ないんだということで、事務所の方では取材に答えておられるようですけれども、一点確認をしますけれども、これは、署名簿に書いてあった住所情報、個人情報、これを、問題はないと言われているけれども、利用したということは間違いないんですか。

○牧原副大臣 この案件ですけれども、去年の選挙の直後に、一番、皆さん御承知のとおり、選挙直後という結構大変な状況の中で、もう本当に三日、四日以内に、膨大な質問を要求されて、それに答えないと記事にするぞ記事にするぞというかなりのきつい取材があつて、そして、十一月の半ば過ぎだっと思ひますけれども、非常に、我々からするとおどしとめられるようなきつい取材だったので、弁護士を通して、本件の適法性等を確認しながら、適法であるという旨を答えているということでございます。

その報告については、署名をとったPTAの人たちから依頼も受けて、確認も受けて、出してくれということで、非常に、結果、閉園しそうだつた四十年続いている無認可保育園が閉園しないで存続をするということが九月の半ばぐらいに決まったものですか、その時点で、そういう依頼を受けて、我々としては準備をしたというものでございます。

○大西(健)委員 いや、私の質問にお答えいただいているんですけど、記事では、そのはがきが届いたのは昨年の選挙の前、公示前だということなんですけれども、私が聞いているのは、署名者の同意を得ずに、いわゆる個人情報を使ったのかどうなのか、この事実関係を確認させていただいておられます。

○牧原副大臣 署名者というよりは、署名を集めたPTAの関係の皆さんからの承認と依頼を受けて、我々として出してこれとお願いをされたもので

でございますので、個々の同意を受けたかどうかというのはちょっとこちらではわからないですけれども、我々としては、非常にいい結果で、そして、四十年続いた保育園が続いて、そしてみんなやめなくて済む、またあるいは来年以降入る人はいれるんだということが決まったわけですから、できるだけ早く報告をしてこれという趣旨でやつたものでございます。

○大西(健)委員 その署名用紙には、名前や住所など署名者の個人情報要望の提出以外には使用しないということが明記されているということですが、実際にそのはがきを受け取った方の中には、非常に困惑をしたと、あるいは署名簿が流用されたのではというような指摘が上がっているということでありまして、この点は、副大臣、もう一度精査をしていただきたいというふうに思います。

それからもう一問、これもちょっと、済みません、通告をしていないんですけれども、本委員会の委員でもある白須賀委員、自民党の厚生労働部会長代理ということでありますけれども、まさに働き方改革、これから法案も議論されようかということでありまして、これに関する自民党の中の合同会議の中で、自身が運営する保育園で病児保育のために採用した看護師について、雇って一カ月後には実は妊娠して産休に入ると言ってきた、人手不足で募集したのにそれは違うだろうと言った瞬間に労働基準監督署に駆け込んだという発言をされたということが記事になっております。

これはマタハラ発言ではないかというふうに御指摘がありますけれども、ここで厚労省に御確認、大臣に確認したいんですけれども、今の発言はマタハラ発言に当たりますでしょうか、当たりませんか。

○加藤国務大臣 そういう新聞記事が出ていたことは承知しておりますけれども、そこでだけ判断しろと言われても、なかなか判断し得ないということだと思ひます。

ただ、いずれにしても、マタハラ等、あつてはならないということはそれとおりでありますし、我々も、そうならない、そういうことがないようにならなければならない、いかなきやいけないうと思っております。

○大西(健)委員 マタハラがあつてはならないことは当たり前なんですけれども、要は、採用して一カ月で妊娠してやめると言われた、そして、それを違ふらうと言つたら労基署に駆け込まれた、こういう発言はマタハラに当たるとどうかというところを、厚労省の見解を聞いています。

○加藤国務大臣 個々のケースについては、先ほど申し上げているところでございます。

それから、どういう状況の中で、しかも、今、誰が誰に対して、まあ、誰かというのではありませんけれども、誰かに対してどう言つたのかということと、正言直言して、コメントは差し控えたいと思ひます。

○大西(健)委員 これはまた、私、後ほど正式に厚労省の回答を求めたいと思ひますけれども、一般論として、採用してすぐやめると言われたら、妊娠してすぐやめると言われたら労基署に駆け込んだというふうな発言というのがマタハラに当たるとどうかというの、これはまた改めて聞かせていただきたいというふうに思ひます。

それから……(発言する者あり)

○高島委員長 静粛に願ひます。

○大西(健)委員 済みません、じゃ、一般論として、今申し上げましたように、採用してすぐ妊娠したと言われた、それは違ふらうと言つたら労基署に駆け込まれたということと言ふことは、一般論としてこれはマタハラに当たるとどうかというのを、理事会に厚労省の見解を提出していただきたいと思ひますけれども、委員長、お取り計らいをお願いいたします。

大臣、これから働き方改革をしつかりやって、過労死をなくしていくために労基署はしつかり仕事をしてもらわなきゃいけないのに、与党の部会長代理が、労基署は大嫌いだ、こういう発言をしたというのは、これは労基署を所管している大臣としてどのように受けとめられるか、御所見をいただきたいと思ひます。(発言する者あり)

○高島委員長 御静粛に願ひます。

○加藤国務大臣 いずれにしても、報道の一つ一つについてコメントするのは差し控えたいと思ひますけれども、いずれにしても、国会議員の皆さん方には……(発言する者あり)

○高島委員長 大臣の答弁中です。御静粛に願ひいたします。

○加藤国務大臣 労働基準監督署がどういう役割を果たしているのか、どういう思いでやっているのか、そういったことをしつかり御説明をし、理解を求めるように努力をしていきたいと思つております。

○大西(健)委員 まさにこれから働き方改革、幾らいい法案をつくつても、それが守られなければ意味がないわけで、その点においては、労基署の皆さんにしつかり仕事をしてもらわなきゃいけない中で、与党の部会長代理から、労基署は大嫌いだという発言が本当にあつたとしたら、これは私はとてもない発言だと思ひます。

それでは、質問に入つていきたいというふうに思ひます。

さて、予算委員会、裁量労働制のデータの捏造というのが問題になりました。この問題を他に先駆けて取り上げてきた法政大学の西充子教授が予算委員会の公聴会に出席をされたときに、このように言われております。この問題は、単にデータの不備という問題ではなく、政府の審議会における政策立案プロセスの問題や政府の国会対応の問題を凝縮して示してみせた事例だと考えている。私も、そのとおりではないかなと思ひます。私には、こういう結論ありきで、それに合わせてデータをつくつて、そして政策決

定プロセスがめめられている、こういう事例がほかにもあるんじゃないかなというふうに思っているんです。きょうは、ちょっとその一つを取り上げたいと思うんです。

皆さんのお手元に資料として、厚労省の資料ですけれども、加熱式たばこにおける科学的知見、こういう資料をお配りさせていただきました。これの一番上の罫の三つ目の丸のところに、加熱式たばこ喫煙時の室内におけるニコチン濃度は紙巻たばこに比べれば低いということが書かれています。そのバックデータというのが下に載っているんですけれども、下から二番目の罫ですけれども、喫煙時の室内におけるニコチン濃度というのが書かれています。ここに書かれている数値でありますけれども、紙巻たばこ、千から二千四百二十マイクログラム・パー・立方メートル、それから加熱式たばこ、二十六から二百五十七マイクログラム・パー・立方メートルという数字が書かれています。

これは、紙巻きよりも低いとはいえず、加熱式たばこにもニコチンが含まれているんだということとを言いたいという資料ではないかというふうに思うんです。

ただ、ここに書かれている数値、これについては、国際がん研究機関、IARCがまとめた研究論文の中の数値と比べても大体八十倍くらいという非常に高い数字になっている、専門家の皆さんが見て、これはあり得ない数字だという御指摘があります。

そこで、私、質問主意書を出したんです。というのは、ここには、この数値というのは、換気のない狭い室内で喫煙した場合と書かれているんですけれども、じゃ、その実験をした条件というのはどうだったのかということ質問させていたいただきました。

二ページ目ですけれども、皆さんのところに質問主意書と答弁書をお配りしております。左側が答弁書なんですけれども、少し網かけをしておきました。これを見て、ちょっと私、びっくりし

した。縦〇・八メートル、横〇・八メートル、高さ二・二メートルと。これは電話ボックスよりも狭い空間です。そこで、扉が閉められ、換気口及び排水口が目張りされた状態で、約三十分の間に五十回の煙の吸入を行った。これは高い数字が出るのは当たり前じゃないですか。私は、ちょっとこれはびっくりしました。

何の説明も書かずにこの数字をゴシックで書くというのは、これは国民や我々国会議員に対して誤解を与える、そういう可能性があるんじゃないかというふうに思いますけれども、大臣はどういうふうに思われるでしょうか。

〇加藤国務大臣 今の御指摘の研究は、同一環境下で喫煙した場合の室内ニコチン濃度について紙巻きたばこ加熱式たばこを比較する、こうした目的の中で、厚生労働省が国立がん研究センターに委託をして、一定の条件下で測定をしたということでありまして、具体的には、今、委員の質問主意書に出したような状況の中でそれが出されたということだということに承知をしております。

受動喫煙を受ける程度について、当然、喫煙場所の広さ、時間、あるいは喫煙者数によって大きく異なるものでありますけれども、これを議論するときは、望まない受動喫煙をいかに防がたいという観点で我々は議論したわけでありますから、安全サイドに立つて、より健康影響が生じる場合を勘案して検討することが適当だということで今回の調査が行われたということでございます。

資料等においてそこまで細かいことが書いてないではないかという御指摘であるとするならば、ちょっとその辺は、ホームページでどこまでどう書いているかをもう一回チェックをして、そうした、どういう環境下というのか、どういう条件下で示されたかということについては、必要な情報を提供していくことは検討しなければならぬと思います。

〇大西(健)委員 今申し上げましたように、紙巻きたばこのこの数値が、専門家が見ると、こんな数字はあり得ないという高い数字になっている。

要は、国際機関の調査の八十倍ということでありますので。

今言ったように、IARCの数値の八十倍に紙巻きになっている。同様に、例えば、単純に考えると、加熱式のたばこにこれを当てはめると大体〇・三から三・二になる。〇・三とかというのは誤差の範囲、三・二もほとんどニコチンがないというふうにも言ってもいいような濃度なので、それだと、加熱式も規制対象にしたいと思っている厚労省にとつては都合が悪い数字なんです。だから、あえてこういう数値を、数字をいじって、うそではないけれども、しかし誤解を私は与える数字だと思っております。

ですから、やはりそこは、今大臣言っていたいただきましたけれども、ちゃんと、こういう条件でやっているんですよ。専門家が見ると、明らかに、おやつ、こんな高い数字はあり得ないと思うけれども、我々素人が見ると、ああ、そんなものなのかなと思っちゃうわけですよ。これはやはり、私、誤解を与えたいと思いますので、この資料は訂正するなり、ちゃんとその条件を書き込むなり、今後、受動喫煙について国会でも審議を進めていくわけですから、そのときこの資料を使用されるんだったら、ぜひそこは資料を訂正していただくということをお願いできますでしょうか。

〇加藤国務大臣 一つは、国会等に出す資料において、どういう形でその辺を付記するのかということ。それから、今、多分ホームページで出ていくというふうに承知をしておりますから、そこに對して、実験というんでしょうか、この研究をした条件、そういったものを記載する、そういう方向で検討させていただきたいと思っております。

〇大西(健)委員 ぜひよろしくお願いしたいと思います。

それでは、次に移りますけれども、資料の三ページ目ですけれども、ほくら除去クリームによる健康被害についてというものです。

これは私の知り合いの友達の皮膚科の先生がブログに上げておられるんですけれども、ほくら除

去クリームというのを使用しているサロンで処置を受けて、そしてひどい傷跡になったという患者さんが皮膚科に駆け込んできている。このサロンでは、このブログの記事に書かれていますけれども、漢方成分でほくら除去などというふうになつていくけれども、実際には、硝酸銀とかトリクロ酢酸という化学物質で皮膚を腐食させているだけだということ、やけど状態とかと同じ状態だということでありまして。

厚労省は、平成十三年に「医師免許を有しない者による脱毛行為等の取扱いについて」という通知を出していたにいたるんですけれども、この通知の中でも、酸等の化学薬品を皮膚に塗布して、しわ、しみ等に対して表皮剥離を行う行為を医師免許を有しない者が行うことは医師法違反であるというふうにはっきり言っていたにいたっております。

実は、この問題のサロンに対しては愛知県の福祉部も何度も指導等をしていたにもかかわらず、行為の速やかな停止を求めるような対応がなされなかつたために、つい最近までこのほくら除去というのをずっと続けてまいりました。

次のページですけれども、これはそのサロンのことしの元旦のブログなんですけれども、これを見ると、二〇一七年をもちまして、ほくら除去の施術業務を終了しましたと書かれているんですね。私も、よかつたな、やつと観念してやめたのかと思つたんですけれども、その下に、ブログは引越しましたといつてリンクが張つてあつて、そのリンク先に飛ぶと、右側なんですけれども、オリエンタル、ほくら悩みセルフコースと書かれています。これはちょっと何か嫌な予感がするんですよ。そこだけ見ると詳しい内容は書かれていないんですけれども。

そこで、確認をしたいのは、皮膚を腐食する薬品をそのサロンが塗るんじゃないかと、患者さんというのか、来たお客さんに塗ってくださいとアドバイスをして、みずから塗らせる、こういう行為は違反行為に当たるんでしょうか、どうでしょう

か。

○武田政府参考人 一般論でございすけれども、医師法十七条に規定する医業といひますのは、当該行為を行うに当たりまして、医師の医学的判断及び技術をもつてするのでなければ人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある行為、すなわち医行為を、反復継続する意思を持って行うことと解しておりまして、これを無資格者が行えば医師法違反となるとございす。

御指摘の、患者自身にほころ除去の薬品を塗布させる行為につきましては、例えば、患者の治療方針を決定し、投薬などの行為を行えば、当該行為は医行為に該当し、無資格者が反復継続する意思を持って行えば、医師法第十七条違反となると考えられます。

当該行為が医師法に違反するか否かにつきましては、個別の具体的状況に応じて法令に照らして判断する必要がありますので、法令に違反する事案があるのであれば、関係機関と連携し、対応を行つてまいりたいと考えております。

○大西(健)委員 この記述には、ほころで悩んでいる人は、その悩みを御自分で解消することができまふと書かれていふんですけれども、私はこれは脱法行為の疑いが強いといふふうに思つていふす。

この問題のサロン、これまで、たび重なる指導、注意を無視したりとか、ごまかしてほころ除去を続けてきた。極めて私は悪質だといふふうに思つていふす。

二〇一一年には、東京都の足立区で無資格でほころ除去を行つていた業者が医師法違反容疑で警視庁に逮捕されていふす。

先ほどの平成十三年の通知の中には、「悪質な場合においては、刑事訴訟法第二百三十九条の規定に基づく告発を念頭に置きつつ、警察と適切な連携を図りたいこと。」といふふうに書かれていふす。

ですから、私は、ぜひ、このまま放置しておくとか被害が拡大するおそれがある。被害者の中に

は、やはり、ほころといふのは人によつては非常にコンプレックスになるといふことで、そこにつけ込んでいふわけでも、思春期のお子さんなんかも含まれていふんですね。ですから、医師法違反のほころ除去に対して、この通知にあるように、悪質な場合にはちゃんと、刑事告発も辞さないんだといふことを、大臣、ここで明言していただけまふでしようか。

○加藤国務大臣 委員の御指摘がこの案件ということになりますと、ちよつと個別性が強くなり過ぎるわけでありまふが、一般論として申し上げれば、医師法等の法令違反が疑われる事案に関する情報に接した場合には、厚労省としては、各都道府県等と連携し実態把握をし、そして各都道府県に対し必要な指導を行うよう求めるということで対応するわけでありまふが、さらに、指導を行つても改善が見られないなど悪質な場合においては、関係都道府県と、また捜査機関と適切な連携を図つた上で対応していくことが必要だといふふうに考えております。

○大西(健)委員 確かに、個別の話についてはお答えはいただけないといふふうに思ひますので、本件について私から厚労省にも情報提供していふすので、愛知県福祉部に対して、ちゃんと警察と連携して適切に対応するよう厚労省からも御指導いただければなといふふうに思つております。それでは、次のテーマに移りたいと思ひますが、産後ケアの問題についてお聞きをしたいと思ひます。

資料の次のページをごらんいただきたいんですけれども、産後うつ状態になる人といふのは十一人に一人といふふうに言われていふす。ただ、NPO法人のマドレポニータといふところが調査をしたところによれば、産後うつといふ診断は受けていないけれども、その一歩手前だったと思ひと答えられていふ産後の女性といふのは約八割に上つていふことで、やはり何らか産後、体調が悪いとか気分が落ち込むとかいふんな、いらするとか、そういう経験される方が多いいふす。

だといふふうに思ひます。

産後うつといふのは、この①に書いてあるように母体そのものの危機だけではなくて、②、③といふところにありますように、乳児の虐待だとか夫婦不和につながる、こういうリスクもあるといふことであります。例えば、虐待で死亡した子供の約四割が零歳である。それから、母子世帯になった、離婚するケースですけれども、一番下のお子さんの年齢が零歳から二歳という人が最も多く、三割を超えていふ。あるいは、妊娠時の夫に対する愛情が七四・三%だったのが産後一年で三六・八%に落ちる、こういうような調査結果も出ていふす。

国は、今、産後二週間と一カ月の母親健診の費用助成といふのを行つておりますし、自治体によつては、こういう産後ケアに対してさまざまな助成を行つていふ、宿泊あるいは日帰りの産後ケアに対して助成を行つたりとか、相談業務に助成を行つたりとか、いろんなことをやつておられる自治体がありまふ。

我が国では、妊娠、出産、こまめでは公費のいろんな援助があるんですけれども、それ以降は、例えば予防接種とか、大体系子供を軸にして公費負担の仕組みが組まれていふために、母親が死角になつていふんじゃないかといふような指摘もありまふ。ですから、産後ケアに、今自治体がそれぞれやつていふことですけれども、私はもつともつと予算をつけるべきだといふふうに、一つ思つております。

それから、もう一つは、妊娠、出産に関して、みんな、夫婦もすく夢を描いて、いろんなベビー用品を買いそろえたりとか、楽しみにしていふんですね。ところが、いざ生まれると、夜泣きをするとか、なかなか思うように育児ができなといふとか。やはり、妊娠、出産の夢でいっぱい状態から、産後の状態といふのはいろんな違いがある。そういうことまで、普通、頭が回つていふ。例えばそういうことについても、産後についても夫婦で学んで準備をして、心構えをしていふす。

だけでも大分このリスクを減らせるんじゃないか。

そこで、提案なんですけれども、例えば、母子手帳の中に何か産後うつとか産後ケアに関する情報を書き込むとか、あるいは、母子手帳を渡すときに、こうした産後うつへの対応とか相談先に関する情報とかを渡すといふような、こういう仕組みができれば私はいんじやないかなといふふうに思ひますけれども、この点、いかがでしようか。

○吉田政府参考人 お答えいたします。

御指摘いただきましたように、産後うつを始めとする妊産婦の方々のメンタルヘルス、委員お示しのよう、いろんなお子さんあるいは御本人に対する影響もございすので、それに対する対応といふのは非常に重要であるといふふうに思つております。

今、母子手帳に御言及いただきましたけれども、私も、私も厚生労働省としましても、出産後の心身の健康といふ形で、母子健康手帳に、例えばでありますけれども、産後うつは産後のお母さんの一〇から一五%に起こるとか、あるいは、産後うつかもしれないと思つたときは迷わず医師、助産師、保健師に相談することなどといふのを盛り込ませていただきまして、現場におけるいろいろな妊産婦の方々に対する指導の中で、情報提供として周知をさせていただいていふところございす。

また、事業といひましては、情報提供するだけではなく、産後うつ予防も図るといふ観点から、市町村において、出産後間もない時期の産婦の方々に対象に、身体回復状況あるいは授乳状況、精神状況を把握するといふことで、産婦健康調査事業といふのを二十九年度から開始をさせていただきまふ。相談機関といふ意味では、市町村に、現在、子育て世代包括支援センターといふものを設けて、二十九年度四月一日現在、五百二十五の市区町村に千百六カ所、今展開をしていふす。これを今後

ふやしていくという方針でございますが、その子育て世代包括支援センターなどにおいて、妊産婦の方々へのきめ細かな支援を行っております。

こういうことを通じて、今御指摘いただきましたように、非常に重要な産後うつあるいは産後ケアというものについて取り組ませていただきたい、自治体の方々にも取り組んでいただきたいというふうに思っております。

○大西(健)委員 先ほど紹介したNPO法人等、実際に現場でいろんな取組をされているそういう団体もありますので、そういうところとしっかり連携をして、そういう多様な選択ができるような支援の仕組みというのをつくっていただければというふうに思っております。

次に、放課後等デイサービスの見直しについてお聞きをしたいと思います。

放課後等デイサービスは、二〇一二年度の制度開始以来、急増して、一万件を超えました。その背景には、利用料の九割が公費負担で安定的に利用者が見込める、そういうことから、開業支援を行う、コンサルティングを行うような、そういう業者もあらわれている。それで、福祉とは無縁の営利企業がこの放課後デイサービス事業に参入してきている。その中で、子供に暴言を浴びせたりとか暴力を振るう事例が出てきたりとか、あるいは日が一テレビを見せたりゲームをさせたりとか、適切な支援をしていないというような事業者が出てきているということが指摘をされております。

そこで、厚労省は、職員配置基準の厳格化等を行うということで、もう既に実施をされていますけれども、既存の事業者には一年間の猶予措置が認められてきて、この四月からこれが適用になってくるということでありまして。

放課後等デイサービスで一番多いのは、定員十人ぐらいの、こういう小さいところです。そうしたところでも必ず、児童発達支援管理責任者、児発管と略しているみたいですが、を置かなきゃいけない。大体、十人だと、あと二人のうち

一人は児童指導員又は保育士を置かなきゃいけない。これが満たされなければ翌月からは三〇％減算になるということなんですけれども、例えば小さな事業所の経営者にとっては、三〇％減算というのは非常に大打撃である。児発管とか保育士が急に家庭の事情等でやめちゃった場合に、資格を持つている人を補充するのがなかなか難しいというふうな声現場から上がっております。

児発管もとりに合っているように、保育士も、御存じのように、不足をされているような状態。もちろん見つけたいと思っているんだけど、努力しても、すぐに資格を持っている人が見つけられないような状態で、例えば二月、三月、減算が続くと、こういう小さいところはもう潰れてしまう。そして、潰れてしまえば、利用者が結局、行き場を失ってしまうということになるんじゃないかというふうな声が上がっております。

悪質な業者は、私も、淘汰すべきであって、厚労省がやるうとしていて、これは間違いないというふうにも思いますが、ただ、例えばよくないかもしれないけれども、例えば害虫を駆除しようとして強い農薬を使って作物が枯れてしまったりとか、益虫まで死んでしまうというのでは、これは元も子もないという話でありますので、やはりしっかりと、やるに当たっては、もちろん、指定基準ですから、原則ちゃんと守ってもらわなきゃいけないということではありますけれども、やはり実情をよく見て、この四月からの実施を進めていただきたいなというふうに思っているんですが、大臣、いかがでしょうか。

○加藤国務大臣 放課後等デイサービスについては、今委員からもお話がありましたけれども、かなり急激にそうした施設がふえてきているところにおいて、さまざまな問題が指摘されているところもあるし、一方で、本当地道にずっとやってこられているところもあるというふうな認識をしております。そういうことを踏まえて、今回、今お話があった、児童発達支援管理責任者をどうしていくのか、あるいは人員配置基準

の見直し等々の手当てを講じさせていただいたところでありまして。

放課後等デイサービス、これは子供さんを預かる場所でありまして、当然、やはりそれに見合う体制をいくというものが私は大事ということだとこのように思っています。

ただ、今回の対応の結果として、今の時点で、団体等から強く、こうだ、あーだという話をまだ伺ってはおりませんが、実際これがどうなっていくのかについては、実は、平成三十年度予算において、今回の障害福祉サービス等報酬改定、これは今申し上げただけじゃなくて報酬改定そのものでありますけれども、その効果を検証するというものにもなっております。そして、事業所に対する実態調査を実施することとしておりますから、この実態調査の中においても、今委員御指摘のような点が把握できるようなデータの収集等はしっかりと行っていくと思っております。また、その収集したデータをよく分析をして、今後の対応を考えていきたいと思います。

○大西(健)委員 きのうちょっと、じゃ、児発管って全国にどれぐらいいるんですかと言うと、きのうはちょっとわからないという話だったんですけど、でも、けさお電話をいたしていて、今、研修を受けた人の累計でいうと三万三千人いるという話なんですけれども、例えば、保育士さんだっているのは四十三万人。これは大体三六％なんですけれども、例えば、三万三千にこの三六％を掛けると一万一千八百八十。そういう単純なものではないとは承知の上ですけども、全国一万人以上あるわけですから、やはり偏在もしているでしょう、多分、児発管も。だから、そんなに簡単に、多分、私、急にやめちゃったときに見つけるのは難しいんじゃないかなと思うんですね。ですから、今大臣言っていたいただきましたけれども、一年後を目途にしっかりと検証していただく、今回のこの人員配置基準の見直しによって放課後等デイサービスの経営状況がどうなったのか、廃

業するところがふえたのか減ったのか、こういうことはちゃんと検証していただきたいなと思っております。

今お答えがありましたので、これは結構でございます。

最後に、年金情報入力ミスとか未入力、それから中国業者への再委託の話についてお聞きをしたいというふうに思います。

先日、吉田委員の質問を私、聞いていてちょっとびっくりしたんですけども、水島理事長は、十月十六日の時点で、SAY企画が八百人体制でやるところを百人しか集められていなかったというところに気づいていたということを答弁されました。それからまた、十一月半ばには、本来やるべきペリファイ入力というのをできていないということも確認していたということでもあります。

これまで我々は、十二月三十一日に法令違反窓口に通報があったことをきっかけにして契約違反の再委託が行われたことが発覚したんだという説明を受けてきて、ただ、それに対して、じゃ三月二十日まで何で黙っていたんだ、あるいは、再委託が判明した後もデータを渡していたのは問題じゃないかということも言ってきたんですけども、そもそも、体制がとれていないとか、ペリファイ入力という契約上求められていることが履行されていないというところは、十月十六とか十一月半ばにはもうわかっていたというところで、私は、契約書、仕様書に定められた手順を遵守できていないところで契約違反なんだから、そこで契約解除したらよかったんじゃないか、そうすればこんな被害が広がることはなかったんじゃないか。

契約書の三十二条の第二項八には、契約を解除できる場合として、本契約又は仕様書等に定められた内容に違反したときということが明確に書かれています。十一月半ばに、私は、もう契約を守っていないわけですから、解除すればよかったんじゃないかと思っておりますけれども、水島理事長、いかがでしょうか。

○水島参考人 御指摘のとおり、担当部門は、体制の不足について、十月十六日の打合せにおいて指摘をした、確認をしたということでございます。また、ペリファイを行わずOCRで行っているということについて、十一月十四日に、高井戸に、本部でございしますが、SAY企画との打合せを行った際に是正を指示したということでございますが、その後、遅延の解消に重点を置き、具体的な改善には至らなかったということでございます。

御指摘のとおり、この契約について見直す機会、期限といったしましては、源泉徴収票については、十一月十五日ぐらいに見直しを行えば対応ができたかもしれないというふうに思います。また、源泉徴収税額については、やはり十二月の半ばまでに何らかの対応を行い得れば可能であったかもしれないというふうに考えておまして、このような事態について組織として共有をされなかった、私のところに報告がございましたのは入カミス等々に関しては一月の半ばでございまして、まことに遺憾だと思います。大変申しわけないと思っておりますが、このような事態を起こさないよう、内部体制の確立を図ってまいりたいというふうに考えております。

○大西(健)委員 水島理事長からは、素直に、本当に、十月十六日時点とかそういう早い段階で見直していたら、もしかしたらそれは見直しができただかもしれないという御答弁がありました。ただ、この結果を見たときに、私はやはり、そもそもこのSAY企画というのは大切な年金情報委ねるのに適切な、そういう事業者だったんだらうかということが疑問に思わざるを得ないんです。

資料をごらんいただきたいんですけども、これはカイシャの評判というサイトなんですけれども、口コミ情報として、SAY企画に対して次のような情報が寄せられています。資料をごらんいただきたいと思いますけれども、下から三ページ目ですね。社員やパートさんの人員が少ないのに

予定人数以上の業務を受注するので作業負担が高い。案件を受注するだけ受注して、それからどうするか決める、開発側は人員不足を訴えても売上げが欲しいために、どんどん案件をとりまく。まさにこのとおりなのが今回起こったんじゃないかというふうに思うんですね。

それから、ちよつと時間がないので次のページを見ていただきたいんですが、これは日本年金機構がSAY企画に委託をした平成二十二年以降の事業の一覧なんですけれども、この右側のところに、私、落札価格を予定価格で割り戻した落札率というのを手書きで書いておきました。これを見ると、今回問題になったのは三十二番目のやつですけれども、落札率七五・四%ですけれども、五〇%台や四〇%台もありますし、二〇%台というのものもあるんですね。

こういうふうにとんどんとん仕事を受けて、人も集められないのにとんどん受けているわけですから、さっき言われたように、八百人必要なところが百人しかいないくて、十月十六日ですぐに八百集まるわけじゃないですか。こういう仕事の受け方をしている事業者だったということをやはり日本年金機構が事前に気づくべきだったんじゃないか。

これは、誰でも見られるサイトに書かれているぐらいですから、業界の中ではこういう評判だったと思いますよ。だから、私は、そういう評判を事前に日本年金機構は知らなかったのか、あるいは、こういう安受注というが無理な受注をしているという状況を事前に日本年金機構というのは勘案していなかったのか、この点について、水島理事長、いかがでしょうか。

○水島参考人 まず、御指摘の二〇%台ということに関しては、私ども、低入の調査は、予定価格一千万円以上について低入調査をするというルールになっておりまして、この低入の調査を行っていないようでございます。これに関しましては、やはり、今後を考えますと、このようなことについてもきちっと調査を行うという体制をつ

くらなければならぬというふうに思っております。

また、SAY企画は全体で、本件を除きまして三十二件ございますが、全ての案件について、従来の事務処理誤りを調べてみました。判明いたしましたのは二件判明をいたしました、ミス率としては極めて今までは低かったというふうには認識しております。また、平成二十七年以降はそのようなこともなかったということでございます。

ただ、従来の実績が非常に低額の実績であるということ踏まえまして、やはり今回を新しい案件として捉えるべきだったということは反省点だと思いますし、また、能力に関して、契約前に履行能力を調査する仕組みと申しますか、そのようなものも導入しなければならぬというふうに考えているところでございます。

○大西(健)委員 こういう能力のない事業者に委託をした日本年金機構の責任は重いということを申し上げて、時間ですので、終わります。

○高島委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後零時四十四分休憩

午後四時一分開議

○高島委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。白石洋一君。

○白石委員 希望の党の白石洋一です。引き続きよろしく申し上げます。

お手元に資料も届けさせていたいただいておりま

まず、介護の個人負担の限度設定についてなんです。今、介護の自己負担の上限制度というのは、一つ大きな区切りとして、課税世帯で幾らかのことなんでしょうけれども、月額幾らでしようか。これは恐縮ですけれども、大事な数字なので、大臣、お願いします。

○加藤国務大臣 高額介護サービス費の上限につ

いては、市町村民税が課されている世帯の負担上限額は、全国一律で月額四万四千四百円となっております。

○白石委員 この四万四千四百円というのが非常に大事な数字であります。

私のこの問題提起というのは、これが本当に正しいのか、あるいは応能負担の色合いを累進的にもっとつけるべきじゃないかということが問題提起なんです。

例えば、健康保険制度というのは自己負担について上限があります。その上限の月額、長期は基本四万四千四百円になっております。これに介護制度も合わせたという事情があると思いますけれども、介護の自己負担も昨年の八月からこれに合わせた、合わせたというのは引き上げられたということなんです。

今、現場でどういうことが起こっているかという、低収入、あるいは、介護を受けるわけですから、年金生活者、低年金の方々は、自己負担金が払えなくて、一割ですけれども、一割の自己負担金が払えなくて、本来ならば要介護度からして受けられるべき介護サービスを受けられない状況がある一方で、高収入、高年金の方は、ここでは介護認定は必要ですけれども、受けられた認定のもと、介護サービスをどんどん使って、フルに使って、そのことによって、介護サービスというのはやはり限界があります、貴重なものです、それを使うことによって、利用を押し出してしまっているところがある。これが一つ。

もう一つは、そのことによって、所得の高い人が、自己負担金一割であっても、あるいは二割、あるいはこれからは三割であったとしても、この四万四千四百円で抑えられているがゆえに、自己負担のところが介護財政に入っていない。そのことによって、介護保険料が上がっているわけですね。介護保険料が上がって、そして、先ほど申し上げた低年金、低収入の方々に、より高い介護保険料を支払わされている。

つまり、低収入の方にとっていえば、自分が使

わな高い介護保険料を支払われているのに、介護サービスは受けられない、自制によって受けられない、経済的理由によって受けられない、こういう状況になっていると思うんです。

そのことを踏まえて質問するんですけれども、まず、そもそも、このお手元にある資料にありますが、左側が自己負担の上限額のマトリックスです。これは愛媛県の新居浜市の場合ですけれども、これは基本的に全国同様だと思うんですね。この所得段階、そして所得段階別上限額はどのように決まったのか、政府の方、お願いします。

○濱谷政府参考人 お答えいたします。

まず、高額介護サービス費の自己負担の上限額でございますけれども、市町村民税課税世帯につきましては、先ほど大臣から申し上げましたとおり、月額四万四千四百円、それから、市町村民税非課税世帯につきましては月額二万四千六百円、また、そのうち年金収入が八十万円以下の方などにつきましては月額一万五千円と設定されております。

この所得段階、あるいは所得段階別の上限額の考え方でございすけれども、家計への影響を考慮して定めるとい考え方になっておりまして、具体的には、先生御指摘のとおり、医療保険における高額療養費の所得区分、あるいは負担上限額を参考にしながら設定しているところでございす。

○白石委員 その根拠のところが、参考にしながら設定しているということなんですけれども、そこが聞きたいんですね。

つまり、これによって相当に介護制度については逆進性が強いものになっている。つまり、所得が高い人にとっては介護サービスにかかるお金というのは非常に割合が低いのに対して、所得の低い、低収入の人についてはより負担が重い、割合が高いということになっているんですね。

特に問題視するのは、課税世帯以上の方々について全一律ということになっていることなんです。

す。例えば、自己負担じゃなくて、介護保険料であれば、相当細かく設定しているんですね。それはお手元の資料の②の介護保険料の六十五歳以上のマトリックスなんですけれども、これでいうと、第五段階がちょうど境目になっていて、そこから上、本人課税となると、第六段階から第十一段階まで五段階分けられていて、上の方は相応に負担をお願いしている、一・八五倍まで負担をお願いしている、ちゃんと払ってもらっている、滞納者も少ないということなんです。一方、本人非課税世帯から下のところは、最初、〇・四五倍というふうにして、それ相応に、応能負担的になっているわけです。

ところが、どうして自己負担の上限額については非常に大ざっぱなのかということ、そこをもうちょっと、参考にしながらというところを教えてください。

○濱谷政府参考人 具体的な設定については、さまざまな経緯を経てこうなっているわけでございすけれども、基本的な考え方といたしましては、保険料につきましては、基本的な負担能力にに応じて設定する、一方で、給付につきましては、保険料を納めていたというふうな基本的な考え方、平等に給付するというような基本的な考え方、がもとともございす。

その中で、経緯といたしましては、そうはいいまして、所得が多い方につきましては一定程度の負担を高額介護サービスについてもつけていたということ、現役並み所得者の方につきましては四万四千四百円といった区分を設定したという経緯がございす。

また、その中で、今回の改正につきましては、そういう意味では、一定の負担能力のある方については、ある意味、一定の負担を御負担いただくというところで、一般の方につきましても四万四千四百円といった負担を御負担いただくといった改正をしたところでございす。

そういう意味では、ある意味、給付段階で、給付の平等ということと負担能力に応じた負担という

うことにつきましてどういった組合せをするのかということにつきまして、これまでいろんな考え方のもとに設定してまいったというようなこととでございす。

○白石委員 ちょっとまだ腑には落ちていないんですけれども、先ほどおっしゃった自己負担の金額は、ことしの八月から、現役並み世帯、現役並みの所得のある方については三割負担をお願いする。でも、現役並み所得がある人については、月額四万四千四百円の上限がかかっていたら、ちょっと語弊がありますけれども、せっかく三割負担してくださいますよと言っても、実際は四万四千四百円、前年どおりということになって、財源効果はないということになるんじゃないでしょうか。

○濱谷政府参考人 お答えいたします。

そういう意味では、高い給付を受けている方々につきましては、おっしゃるとおり、上限にひっかかりますので、財政効果はないということになります。一方で、そこまで給付が、少ない方々につきましては、三割負担でいわば財政効果があるわけでございすので、御指摘のとおり、財政効果が縮小するという意味ではおっしゃるとおりでございすけれども、三割負担によりまして一定の財政効果はあるということも事実でございす。

○白石委員 それで、大臣、提案なんですけれども、所得の高い方々については応能負担を求め、その原資でもって今の市民税課税世帯でも低い限度額を設けることができる。そして、非課税世帯からまた更に所得の低い方については更に低い上限額を設定することができる。その財源に持ってくるのができるんです。所得の高い人については、四万四千四百円じゃなくて、五万円なり十万円なり十五万円なり、もつと階層を分けて、介護保険料だつて一・八五倍までお願いしているわけなんです。そのようにしてそれを財源にして、一般世帯四万四千四百円を引き下げる。そして、それよりも更に下の方については低い上限額

を設けることができる。そのような検討をされてはと思うんですけれども、御所見をお願いいたします。

○加藤国務大臣 委員の、今、高額介護サービス費について、特に医療と比べて、医療はかなり、もう少し上の区分があるじゃないか、こういう御指摘だと思ひます。

これまでも何度か、この負担額を引き上げるといふことをやらせていただいているところでありまして、これを更に引き上げていくということについて、逆に、先ほどおっしゃった、ことしの八月から三割負担になっていくわけでありまして、けれども、そのときに、上限額はともかくとして、実際、そうした高所得者の方がどのぐらい負担をするのか等、やはりそうしたところを見ていく必要があるんじゃないかと思ひます。

そこがかなり、この今の上限があるために、三割負担したものが増収につながっていないのが、あるいはどうなのか、それによつての対応というのも出てくるんじゃないかと思ひますので、別に私ども、否定するつもりもありませんけれども、余り効果がないときにまた上げていくという手続をするかどうかということ等々、総合的な判断をさせていただく必要があるんじゃないかと思ひます。

○白石委員 大臣、上限額を上げることを私は言っていないんです。倍率を所得の高い人についてはちゃんと設けて高い上限額にしよう。そのことによつて標準的な、先ほど一番最初に答えていただいた四万四千四百円を引き下げることで、できるんじゃないかというのが私の提案です。

○加藤国務大臣 済みません。私の意味も、今の四万四千四百円の層を、上のところを切り上げる、そこだけをまた上げる、そういう御提案だといふふうに出てきていますので、今申し上げたように、そこは一つの検討材料ではあると思ひます。

ただ、今申し上げたように、そこを上げたときに実際のどのぐらい財政効果があるのかなどなどについては、しっかりと見きわめていく必要があるだ

ろうと思います。

○白石委員 ぜひ検討をお願いします。介護保険料では、この右のマトリックスのようにやっているわけです。

次のテーマに移ります。年金です。

年金について、まず一つ目は、これは一番最初の厚生労働委員会でも申し上げたんですけれども、私、ずっと歩いていて、年配の方がやはり一番関心があるのは年金です。年金をもう下げないでほしい、これは必ず言われます。若い人も、何はともあれ、とにかく年金だけしっかりまずやってくれということですね。あるいは、全然諦めているからもう期待しない。この二つに一つ、どちらかです、若い方は。

これだけ年金について、もうこれでは生活できないという声が大い割には、私、国会に戻ってきて、政府の検討、本格的にされていないんじゃないかなというふうに感じるわけです。どうしてかな、声が形になっていないからかな、その声を、数字で、統計で示す必要があるんじゃないかと。

それで、まず一問目なんですけれども、年金の手取りベースのデータはあるわけです。今ちょっとデータで問題になっていきますけれども、年金があつて、そこから介護保険料、そして七十五歳以上の方は後期高齢者医療保険料を引いて、さらには、けさもやっていますけれども、人によつては源泉徴収をしてお支払いする、これを日本年金機構はやっているわけです。データがあるわけですね。

もうこれはデジタルであるわけですね。アナログじゃない、紙のベースじゃない、デジタルでデータとして使えるんじゃないか。これだけしか毎月もらっていない人がこれだけいるんだ、過去から比べてどうなっているのか、リアルな生活実態調査となると思うんですけども、この点、いかがでしょうか。

○加藤国務大臣 今委員御指摘のように、年金か

らは、介護保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療制度の保険料、個人住民税が特別徴収されているところがございます。そして、その特別徴収された後の手取りが年金として支払われるということでありまして、日本年金機構においては、個々の受給者における支払い額、今回ちょっとそこに問題があつたわけでありまして、個々にデータを持つておりますが、ただ、もともと、それ自体を統計データとして使うという発想がありませんから、システムとしては、データはありますけれども、それをつくり出してきて集計するというシステムにはなっていないということでもあります。

また、他方で、特別徴収者の対象は、もう御承知のように、当該年の四月一日現在において六十五歳以上であること、また、当該年の四月一日現在において特別徴収の対象年の支払い額が年額十八万円以上であるということ、その中には、特別徴収されている人と、今言った条件に当たらないために、されていない方も混在をしておりますので、そこから一種の統計データとして有意なものを取り出せるのかという課題があるというふうな思いです。

また、他方で、委員の御指摘、多分、そういった実質で物を考えていくべきじゃないかというところに委員の問題意識があるんだろうと思うます。そこにおいては、家計調査や全国消費実態調査によつて、年金を含むさまざまな収入、また、税、社会保険料といった非消費支出を含むさまざまな支出の実態を把握することが可能でありますから、統計データという意味においては、こうしたデータを活用して国民の生活実態を把握し、政策議論につなげていくことが大事なんだろうというふうな思いです。

○白石委員 もちろん、今の年金データにはノイズがある、差し引いてそれを解釈しないといけない部分があるのは当然です。でも、これは四千万件あるわけですね。

先ほど本会議で言っていた消費実態調査という

のは、五万件程度からやる。それで、岡本議員がおっしゃっていた、生活に困窮している人は書きもできないんじゃないかと。同様のことがやはり高齢者についても言えると思うんです。よく字が読めないから書けない。そこに困窮している高齢者の実態がちゃんと反映できているかどうかという、私は疑問だと思ひます。それよりもむしろ、四千万件ある年金データの方がずっとリアルな実態をあらわすんじゃないかなというふうに思ひわけですね。

もちろん、家計調査、そして消費実態調査、そして今の年金データ、フローのものです。ですから、別途、どれだけストックがあるか、金融資産を持つているか、これはまだわからない、それも差し引いて考えないといけない、分析しないといけないにせよ、フローのデータとしては、年金の手取りベースの支払い、給付のデータ、これを分析することが一番だと思うんです。

もう一度、大臣、お願いします。

○加藤国務大臣 先ほど申し上げたことは、まさに、今は、集計できるようにしたい集計するというのは確にあるのかもしれませんが、集計できないデータ。システムにするということに對してそれなりの費用がかかるわけでありまして、そうすると、その集計した結果がどれだけ統計データとして有意なものかということもよく考えていかなきゃいけないだろうということもよく申し上げたところでございます。

○白石委員 目的は、年金で最低限の生活をしてほしい、そのために制度を見直すということなんです。

ですから、データ、エビデンスなしにやるというところであれば、それも一つの手だとは思ひます。でも、年金生活者は、一番気にしているのは手取りベース。年金が下がっているというのは、年金の額面は下がっていないかもしれない、でも、介護保険料が上がって、下がっている、そういうところがあるんです。

それをどういうふうに救つていくのかというの

は、総合合算方式かもしれませんが、ほかに何かあるかもしれない、ペーシックインカムかもしれない。その政策は、また別の議論になると思ひます。次の段階の議論になると思ひます。

次の質問に移ります。

今、ねんきん定期便やねんきんネットがあつて、これは一つの進歩だと思ひます。自分がどれだけ払つてきたのか、そして、この調子で払つていけば、幾ら六十五歳からもらえるのか、これがわかるようになってくる。これは一つの進歩だと思ひます。

しかし、厚生労働委員会、最初のときの議論でも答弁してもらいましたけれども、そこにマクロ経済スライドは加味されていないということなんです。

このマクロ経済スライドは非常に大きなインパクトを持ちます。基礎年金部分については三割減価する、そして、二階建ての厚生年金部分、所得比例の部分についても一割弱は減るだろうと。それも、今の経済見通しにおいてです、今の比較的前提を置いてそういう状況になっている。

でも、ねんきんネットなりねんきん定期便でもらつて、自分がこれだけもらつたというふうな思つてたのが、実際、マクロ経済スライドが発動されたら、大きく見通しが狂うわけですね。人生設計が狂うわけです。ずっと地元を歩いていると、昔はもつと年金がもらえと思つて、貯金もそれほどせずに、あるいは貯金をどんどん取り崩し、あるいは大きな家を建ててしまつて、でも、意外と年金が少なくて、それがどんどん減つてくる、固定資産税がかさむ、でも売れない、こういう方がふえている。人生設計が狂つていっているんです。

そういう悲惨な方をふやさないためにも、もつと現実を見てもらう。このねんきんネットなりねんきん定期便で、マクロ経済スライドを加味した給付の見通しを示すべきだと思ひます。ぜひ、いかがでしょうか。

○高橋政府参考人 お答え申し上げます。現在のマクロ経済スライドの仕組みですけれど

も、平均余命の伸長ですとか被保険者数の減少といった人口構造の変化、これを、賃金、物価がプラスの場合に限り、その伸びの抑制を図る形で年金額に反映させるわけでございます。

ねんきんネットやねんきん定期便におきましては、こういう経済の実態に応じて変動する条件に一義的な仮定を設定して、それによって個々人の将来の年金額試算をお示しするというのは大変難しい。経済の前提はいろいろ変わりますから、どの前提で計算式をねんきん定期便に反映させるかというのは、これは非常に、一義的に大変難しいと考えてございまして、現在、マクロ経済スライドは反映しない、したがって物価の変動等も反映しない現在額としての年金額をお示しをさせていただいております。

いずれにいたしましても、将来、マクロ経済スライドが適用されていく中でどのような年金制度の姿になっていくか、これにつきましては、さまざまな経済前提を用いた財政検証でお示しをいたしまして、将来見通しなどを国民の皆様にはわかりやすく周知していくことが大切であると思っております。

現在の年金制度、保険料の納付や免除の手続も含めまして周知も必要と考えておまして、今後とも、わかりやすい周知に努めてまいりたいと思っております。

○白石委員 最後になります。

ねんきんネットは、前提条件をいろいろ変えて、自分で打ってみることができるとも、現在の貨幣価値で出るようになっていくわけですね。ということであれば、現在の貨幣価値で、マクロ経済スライドが発動される条件かどうかというのとは別として、三割減の金額、あるいは、二階建ての部分については、七年ぐらい、マクロ経済が発動されたその姿を現在貨幣価値で示すべきだと思っております。その前提条件であるとか、実際のマクロ経済スライドとはこうですとよというの、リンクして別途詳しく見れるようにすればいいと思いませんか。そのことを提案します。

て、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○高島委員長 次に、山井和則君。

○山井委員 二十五分間、質問させていただきます。

過労死ゼロ、働き方改革の質問をさせていただきたいと思いますが、冒頭、一、二問、年金の再委託のことについて質問をさせていただきたいと思っております。

きょうも何人かの議員の方々、質問されましたけれども、中国に、五百万件の中国の業者に年金情報が流れた、その中にマイナンバーも含まれているのではないかと。それで、それに関してIBMが調査結果を出した。前回の私の質問も聞いてくださったと思いますが、ところが、この配付資料にもありますように、結論としては、振り仮名と名前のみという結論が書いてあるんです、結論が。

ところが、その証拠、根拠、調査結果はないんです、この報告書に。それで、さらに聞くと、いやいや、実は名前と振り仮名だけの画面があるんですと。その画面、じゃ、くださいと言ったら、その画面が出てきまして、配付資料の十七にこの画面がありました。でも、これが証拠ですと言う割には、報告書にはこれが入っていないんですよ。つまり、これ、きつちりと、本当にマイナンバーが五百万人分、中国の業者に流れているかどうかというのは、これはまだ確認できていないんじゃないんですか。

それに関して、きょうの理事会で、理事の方々の御尽力によってペーパーが出てまいりました。どういうペーパーかといいますと、この配付資料の一番裏に書いてあります。つまり、きょう出てきた理事会に対する厚生労働省年金局の回答では、こう書いてあるんですね。厚生労働省としては、日本年金機構を通じて、IBMの報告内容を聴取している。IBMに、報告書に記載された結論を得るに至った根拠を改めて示していただいた上でと。つまり、私が指摘したように、根拠が報

告書に出ていないことは認めたわけですが、厚生労働省は。

今回、IBMが行った実地監査や報告などのプロセスについて、第三者的な機関に、専門的な立場からもう一度検証させるように指示している。ということとは、加藤大臣、厚生労働省として、名前と振り仮名以外が中国の業者に流出している可能性があると認識をされているから、改めて第三者的な機関に専門的立場からもう一度検証させるというふうに指示しているということでしょうか。

○加藤国務大臣 今、日本年金機構がセキュリティ支援事業者として日本IBM株式会社を委託をして、SAY企画からの再委託に基づき中国の関連事業者が昨年十月から十二月に実施したデータ入力作業を対象として調査をしていただいている、そして、調査については、今委員御指摘のような、氏名と振り仮名以外の情報は再委託先事業に渡されていない。ただ、その報告書の中には、具体的なその根拠が書いてないわけでありまして、私も、私どもが年金機構から聞いている話としては、SAY企画に対して抜き打ちで行った特別監査において、申告書の画像データから氏名部分を切り取る作業はシステム化されており、作成手順のヒアリング及び実際の作業工程を確認した、また、中国の関連事業者に対する実地監査、これは一月の三十一日から二月の二日でありまして、入力作業用画面の提供を受け、氏名部分のみの画像により入力を行っていたことを確認したというのを聞いておりまして、それをまた根拠として先ほど申し上げた報告書になっているということなので、私も、私も、第三者に改めて確認をするという、確認をされていることを確認をするという、確認をさせていただき、その根拠となることをきちっと報告をしていただかないと第三者の機関に諮ることができない、そういうことで、今委員お読みいただいた形で機構に対してIBMからそうしたことを出していただいて、そして、その上で、第三者機関にお

ける確認をしてももうべきではないか、こういうことを申し上げていただいております。

○山井委員 大事な答弁だと思っております。ということとは、現時点においては厚生労働省も、中国の業者に氏名と振り仮名しか流れていない、そういう根拠は確認できていないということでしょうか。

○加藤国務大臣 いや、私どもは、だから先ほど申し上げた、今、報告書にはついておりませんが、踏まえて機構あるいはIBMが出した結論について、氏名と振り仮名以外の情報は渡されていなかったということ、それは一応受けとめてはおります。

ただ、その中で、いろいろ御議論がありますので、それを改めて確認する必要があるということ、で第三者機関にお願いをする、そして、お願いするにしても、IBMがどういう、より細かい判断基準等々について出している、それが第三者機関で審査をしていただくことにおいても大事な条件になってくる、こういうことを申し上げていくわけでありまして。

○山井委員 つまり、ここには根拠が全く入っていないから、現時点においてはこのIBMの調査は不十分だと認識しているということでしょうか。

○加藤国務大臣 いや、不十分か十分かということではなくて、まずいろいろ聞いた限り、IBMの報告はそれとして受けているわけでありまして、ただ、国民の皆さんからもいろいろ御懸念の話、また委員会等からもお話を聞くものですが、改めてそれを確認する必要があるだろう、そういうことで今申し上げたところでございます。

○山井委員 答弁になっていないじゃないですか。根拠は報告書に入っていない、根拠はないけれども、SAY企画やIBMや中国の業者が言っている。でも、そうしたら、何でこの報告書に根拠が書かれていないんですか。そういう甘い姿勢だからだめなんです。

とにかく早速に再調査して、次回の理事会でこの結果を早急に言ってください。というのは、これは対外的には、五百万件は、マイナンプーは流れていないというふうに皆さんおっしゃっているんですから。それがまだ確認できていないということになれば、これは前提が崩れますからね。理事会で、次の理事会にはちゃんとファイナルアンサー、マイナンプーが中国に流れていたのか流れていなかったのか、はつきりと出してください。

委員長、お願いします。

○高島委員長 次回の理事会に提出するかどうかというのは、委員長が決めることではないと思います。(山井委員)委員長、協議してください」と呼ぶ後刻、協議はいたします。

○山井委員 この問題も非常に深刻な問題ですが、次、重要な働き方改革の議論をしたいと思えます。

○高島委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○高島委員長 速記を起してください。

加藤厚生労働大臣。

野村不動産の過労死が起こりました。新聞の報道でも報じられておりますし、新聞の取材に対して、野村不動産も過労死が起こったということを認めております。にもかかわらず、厚生労働省、厚生労働大臣は、まだ過労死の野村不動産の事実を認めておりません。

○加藤厚生労働大臣 速記を起してください。

○山井委員 けさの記者会見でも、是正勧告というところについて認めたというふうに、私、聞いております。質問通告もしていますから、答えてください。

それで、特別指導をやつて、六百人が裁量労働制の違法であつたということで特別指導したけれども、その資料を出してくれと言つと、この黒塗りであつたわけですね。さらに、理事会において、どういう理由で黒塗りになっているのかと聞くと、きょうの配付資料にもありますけれども、個人情報が入っているのか入っていないかということに関しても答えられないということでありまして、これはやはり過労死を隠蔽しているのではないかというふうに私は思えてならないわけでありまして。

○加藤厚生労働大臣 記者会見でもそうした発言はされていないというふうに聞いております。

○山井委員 是正勧告について、けさの記者会見でも発言があつたと私は聞いていますが、けさの記者会見でも。

そこで、質問通告していますので、お聞きしたいと……(発言する者あり)田村さん、毎回しゃべるの、やめてください、本当に。やめてください。

○山井委員 いや、本当、人の命がかかっている審議をするときに、やめていただきたい。それで、是正勧告をされていたというふうに聞いているんですけれども、十二月二十六日の勝田労働局長が記者会見で、是正勧告をされていた、是正勧告を野村不動産にしたということを発言をされておられます。これは事実でよろしいですか、加藤大臣。

よ、もう。過労死の質問をしているときに何で大声でしゃべるんですか。(発言する者あり)

○高島委員長 御静粛に願います。

質問を続行してください。

○山井委員 いや、本当、人の命がかかっている審議をするときに、やめていただきたい。それで、是正勧告をされていたというふうに聞いているんですけれども、十二月二十六日の勝田労働局長が記者会見で、是正勧告をされていた、是正勧告を野村不動産にしたということを発言をされておられます。これは事実でよろしいですか、加藤大臣。

とめてください。通告もしていますから、とめてください。時間もつたないから、とめてください。

○高島委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○高島委員長 速記を起してください。

加藤厚生労働大臣。

○山井委員 今、理事の方が協議してくださいと言いましたが、まだ後刻質問させていただきますと思いますが、少しだけ言いますと、この黒塗りに対する配付資料が出てきたのも、けさの朝の理事会です。さらに、そういう、東京労働局長が十二月二十六日、そしてけさの記者会見で是正勧告をと認めたのは野村不動産に対してしたということ、記者会見の後です。ですから、そういう意味で、当然、きょうの質問の前に、私は、シンプルにファクトだから確認していただきたいと言つたわけで、電話一本していただいたらいいのになというふうなことを思うわけでありまして。

なぜここまでこだわるかというところ、隠しているんじゃないかというふうに私は思っています。

例えば、きょうの配付資料の中にもありますけれども、過去にも、過労死のことを答弁しているケースがあるんですね。九ページ、平成十五年三月二十五日、このときは、八ページにありますが、ダヴオスという販売会社で二十四歳の方が過労死をしてしまわれました。そのニュースがNHK

Kニュースで流れた。

それを受けて、沢たまき参議院議員が質問をされておられます。九ページにあります。先週の水曜日に、東京労働基準監督署が二十四歳の社員が過労死したことに伴って労災認定をし、上司を書類送検したことが報道されておりました。これに関して政府参考人は、二十四歳の会社員の方が自殺したことにつきまして、御遺族から労災の申請がございました、中身はプライバシーに関することなので省略、業務上であるということ、労災認定されたというふうに、労災や過労死のことを厚生労働省は認められないとおっしゃっているけれども、このように認めたケースがあるのではないかと私は思うわけです。

さらに、きょうは総務省にお越しをいただいております。これは、個人情報保護法のみならず、情報公開法によると、公益がまるといふときには開示できる、そういう項目があります。総務省の参考人、御説明ください。

○堀江政府参考人 情報公開法第七条は、開示の請求の対象となる行政文書に、法第五条各号の開示情報に該当する情報が記録されている場合であっても、行政機関の長が公益上特に必要があると認めるときは、その行政文書を開示することができるとする、いわゆる公益裁量開示という定めを置いております。

これは、不開示情報に該当する情報であっても、それぞれの行政分野を所管する各行政機関の長の高度の行政的な判断により、その行政文書を公にするのことに伴って、不開示とすることにより保護すべき利益を上回る公益上の必要性があると認める場合には開示することができるという規定でございます。

○山井委員 私は、今回は、この規定に当たるとは、働き方改革あるいは裁量労働制の中で過労死がふえるのかどうかというのは、これはもう国民的な心配なんです。それで、この六百人の違法な

裁量労働制の中で、そして、かつ、高橋議員や西村さんに対しても、しっかりと監督指導していると厚生労働省が胸を張っておっしゃったモデルケースにおいて過労死が起こったのかどうか、もしかしら、野村不動産に対するその調査自体が、過労死があつてから調査になったのかどうかということは非常に重要なことであつて、今後の私たちの、過労死をゼロにするための議論に非常に重要なですね。

それで、私は、この情報公開法、情報開示請求もしております。そのうち、黒塗りの資料が改めて正式に来るんですけども、それに対しては、この配付資料にもありますように、異議申立てということもできます、十一ページにありますように。

私は、やはり公益裁量開示ということに該当するのではないかな。なぜならば、過労死が明らかにならないと、なぜ起こったのか、どうしたら予防できるのかということを国会でも議論できないんですね。

それで、今回、野村不動産で過労死が起こったということは、新聞で報道されて、野村不動産も認めて、それをコメントで認めて、誰もが知っている。それを、厚生労働省だけがまだに、野村不動産で過労死があつたことは言えませんが、真つ黒ですというのは、私は、これは本当に過労死の対策を、ある意味でブレーキをかけてしまつていくことになるのではないかと思います。

ですから、私は、もし私のやつている情報開示請求でも不開示という決定が来たら、ここにあります審査請求を、総務省の情報公開・個人情報保護審査会に対してさせていただきたいと思つております。

さらに、今までのケースでも、ダイオキシンの被害などについて個人情報を開示したケースが厚生労働省にあります。そのときも、ここにありますように、開示することが公益にかなうということであつたわけでありす。

ですから、加藤大臣、これは加藤大臣の裁量で

できることですので、ぜひとも、やはりここで、この野村不動産で過労死が起こったのかどうかということは、非常にやはりこれは重大なことなんですね。このことはもうオープンにもなつていくわけですから個人情報でもないと思ひますので、ぜひ、労災認定、労災申請、過労死があつたかどうか、そういうことぐらい開示をしていただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○加藤国務大臣 一つは、特別指導になつた背景はるる説明をしているところでありまして、実際、監督指導に入り、そしてそこで全社的に、そして大量な形で本来裁量労働が適用できない、その実態を踏まえて特別指導を行つた、これが全てでありますから、別にその脈絡の中で、今おっしゃつていらっしゃるようなこと、個別のことについて申し上げるわけにはいきませんが、ファクトとしては、特別指導のファクトはそこにあるというところをこれまでも御説明させていただいてい

わけでありす。

他方で、今、労災の話がありました。年間、それぞ、過労自死も入れば、二百人近い方が亡くなつておられる。これはしかも認定された部分だけでありますから、実際、更にいろいろな議論があるんだらうと思ひます。それに対して、私もそれはそれをなくすべく最大限努力していく、これは当然のことだと思ひます。

ただ、じゃ、それを議論するときに、今委員の御指摘から見れば、あらゆるものを全部出してこなければ……(山井委員)そんなこと言つていませんと呼ぶいやいや、見てこなければ分析できないじゃないんですか。だから、それはやはり、むしろ、そうではなくて、それはそれとして議論しながら、いかにそれを防ぐかということを我々は議論しながらしていく必要がある。

ただ、やはり労災の申請とか認定とかについては、すこぶる個人情報という部分があります。これまでもそうやつて対処してきたわけでありすから、その姿勢というのはいささか検証していく必要があるというふうに考えております。

○山井委員 私は、一般ルールを変えようと言つてい

初め、悪質だからということ野村不動産に特別指導をやつた。でも、三ページを見てくださ。その経緯、経緯が真つ黒なんですよ。そんな悪質な特別指導に対して、なぜ経緯を国民が知ることができないのか。さらに、次のページの、特別指導についての三ページ目、理由一、何で特別指導をやつたか、理由一が黒塗り。これはおかしいと思ひませんか。

ここまで大問題が起こつた経緯は黒塗り、特別指導を史上初めてやつた悪質性の理由も黒塗り。でも、私は、これははっきり言つて過労死だと思ひますよ。過労死だと思ひますよ。やはりそういうことは国民は知る権利があるんじゃないんですか。ですから、これについて、ぜひ開示していただきたい。

それで、時間も限りますので、次の質問に入ります。

こういふ、私は過労死隠しではないかと。ぜひ開示していただきたい。

そして、昨日、自民党で働き方改革の法案の修正案が何か了承されたということを聞いておりますが、私は本当にとんでもないことだと思つております。

聞くところによりますと、結局、附則に、中小企業の配慮について、行政官庁は、当分の間、中小事業主に対し助言及び指導を行うに当たつては、中小企業における労働時間の動向、人材の確保の状況、取引の実態その他の事情を踏まえて行

うよう配慮するものとする。

これは骨抜きじゃないですか。大企業と中小企業とで何で人の命が変わるんですか。大企業は百時間以上で過労死するけれども、過労死ラインです、中小企業の人は過労死しないんですか。とんでもない改悪だと思ひます。私たちは百時間でさえ長過ぎると思ひつています。きょうも過労死の御家族の方が来られていますけれども、これで過労死がまたふえてしまつと大変なショックを受けておられます。

大臣、こういう附則を入れるということは、大企業と中小企業の指導において差をつけるということになるんじゃないんですか、いかがですか。

○加藤国務大臣 まず一つは、まだ党の中では、自民党のプロセスとして、まだ部会ということなので、最終的な決定に至つていないということ、これを前提にお話をさせていただきたいと思ひますけれども、別に、前、たしか山井委員に申し上げましたけれども、法律の適用そのものから除外するとかいうことは全く考えていないわけでありす。

ただ、実際の指導等に当たつては、やはり、要するに、何が大事なのかといえ、それぞれ企業において長時間労働等がなくなるようにしていく、これが私たちの目的なわけでありすから、それに向かつて、どういうやり方がいいのか、それにおいては、それぞれ、大企業、中小企業においても違ふかもしれない、中小企業の中においても違ふかもしれない、中々企業の中において、大事なことは、パニッシュメントを与えればそれで済むということではなくて、その企業で働き続ける方がよりいい労働条件の中でいかに働いてもらえるようにするか、それを私たちは考えていかなきゃいけないだろうというふうに思ひます。

そういう観点から自民党の中で議論があつて、こういうことが今挙げられている、こういうふう

○山井委員 こんなものを労働基準法に入れて、

違法だけれども指導は手かげんします、大目に見ます、それで過労死が起りました、そんなの、人の命にこれはかわつてゐるんですよ。

結局、大企業と中小企業の指導に差をつける、これは本当に、かつ、取引の実態とか、加藤大臣、労働基準監督署の職員、取引の実態なんかどうやって調査するんですか、お答えください。

○高島委員長 申合せの時間が経過しておりますので、御協力願います。

○加藤国務大臣 いや、これはこれまでも、中小企業に対する対応として、やはり下請関係がある、そういったことを踏まえた場合には、例えば中小企業庁とも連携しながら対応する、そういった取組もさせていただいてゐるわけでありますから、そういった意味において、それぞれの取引の状況等、それを聞きながら、先ほど申し上げておりますけれども、大事なことは、では、どうやって長時間が是正できるのか、どうやってたら労働条件がよりよくなっていくのか、やはりそこに向けて、我々、監督指導の中においても当然企業と一緒に進んでいく、それは大事なことです。

○山井委員 もう終わらせていただきますが、結局、こういうことを法文に書くということは、明確に、現場の労働基準監督職員も萎縮して、ああ、中小企業はもうこれで指導できないということだなど。これは本当に大変なことですよ。骨抜き。まだ決まっていなくておつしやるけれども、だから、決まる前に言っているんじゃないですか。絶対こんな骨抜きはやめてください。中小企業の方々の労働者の命を何と考へてゐるんですか。

それに、最後に申し上げますが、とにかく働き方改革は与野党関係なく円満に合意してやるべきものですから、まさか強行採決をして、労働者の方や過労死の御家族の方々の反対を押し切つて強行採決するなんてことは絶対にやめていただきたいということ強く言つて、質問を終わります。ありがとうございます。

○高島委員長 次に、高橋千鶴子君。

○高橋千鶴子委員 日本共産党の高橋千鶴子です。言いたいことはいっぱいありますが、予定したとおりの質問をしたいと思ひます。

昨日、優生保護法下における強制不妊手術について考える議連の勉強会があり、最初に声を上げた飯塚淳子さん、原告の佐藤由美さんのお姉さん、いずれも仮名ですが、お二人が訴へました。

超党派の議連ができたのは三月六日。メディアの関心も高く、田村元厚労大臣を座長とする与党ワーキングチームが立ち上がり、救済法案を来国会で報道されるなど、急速に動いております。国連人権理事会女子差別撤廃委員会からも勧告を受けていること、社民党の福島みずほ参議院議員が繰り返し取り上げ、二〇一六年、塩崎元厚労大臣が対応を約束し、厚労省の担当課が被害者からの聞き取りを行つてきたと承知しております。

飯塚さんが二〇一五年六月に日弁連の人権救済申立てを行つたのをきっかけに、新里宏二弁護士らが呼びかけた院内集會に私も参加しました。優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するという目的のもとに強制不妊手術が執行されてきたこと、ナチスの断種法の流れをくんだ戦前の国民優生法を引き継ぎ、優生保護法は戦後一九九六年まで、いわば、つい最近まで行われていたのだということに強い衝撃を受けました。

飯塚さんは仙台市の出身で、十六歳のとき、理由を知らされずに手術を受けさせられました。手術を行つた宮城県中央優生保護相談所附属診療所は一九七二年十月に廃止していますが、外來が一切なく、優生手術のみを行う施設であつたこと、その所長である長瀬医師が一九六四年十一月の第九回家族計画普及全国大会において、人口資質の劣化を防ぐため、精薄者を主な対象とした優生手術を強力に進めておりますと発表したこと、この国ぐるみ、県ぐるみの姿勢にも大変衝撃を受けました。宮城県での最年少は、九歳の女の子、十歳の男の子に手術をしていたということです。

そして、一番ショックだったのは、実は、この集會に出るまで、自分自身が全く優生手術という事実を知らなかったことです。恥ずかしく、本當に申しわけなく思ひました。まさに裁判によつて問われているのは国と国会の立法不作為であり、我々自身が正面から受けとめ、全容解明と被害者に対する謝罪と補償を行うべきと考えます。

そこで、大臣に伺ひます。

優生保護法は、戦後、一九四八年から九六年まで続きました。政府は、当時は合法であり、謝罪も補償も必要はないとしてきたこと、手術が適正に行われていたという答弁が繰り返されてきました。大臣は、今もその立場ですか。

○加藤国務大臣 一つ、その制度は、もちろん、当時の法律にのつとつてそうした制度が、法律によつてそういう制度が運用されてきたということでありますが、今委員おつしやつた、個々のそれぞれについて、全てがその法律にのつとつて合法的だったかどうかということも発言したかどうかについては、ちょっと私も承知をしておりません。

ただ、いずれにしても、厚生労働省としては、旧優生保護法から母体保護法への改正の趣旨を踏まえて、全ての人がお互いの人格と個性を尊重し合ひながら共生できる社会、この実現に取り組んでいきたい、そういう思いでやらせていただいております。

○高橋千鶴子委員 大臣、私、個々なんて一言も言つていないんです。午前の質疑でもそういう答弁があつたと思うんですけれども、誰のことを、例えば、たまたま今、最初の申立てをした飯塚さんの話をしましたけれども、その人がどうかという話をしたんじゃないんです。国会の中で、当時合法だったから謝罪も補償も必要ないと言つてきたこと、それから、手術が適正に行われていたこと、全てをすよ、個々じゃなくて全てを、そういう答弁をしたから、それでいいんですかということ聞いてゐるんです。

○加藤国務大臣 今言つた、制度としては、先ほ

ど申し上げた、法律に基づいて運用されていたということ今申し上げたところであります。ただ、全てがという意味において、そういった発言というか答弁をされてきたかどうかについて、ちよつと、私、手元の資料では確認できていないというところがございます。

○高橋千鶴子委員 調べる必要もない、適正だったかどうかは。

もうとつと報道がたくさん出されてゐるわけですよ。当時の法律が合法だという皆さんの立場に立つたとしても、政府の立場に立つたとしても、その政府の要綱から見ても適切ではない、いわゆる子宮の摘出ですとか放射線照射とか、そういうことが行われていたということは、もう周知の事実なわけなんです。

そういうことがあるということの指摘があるのに、はなから調べる必要はないという立場に立つてきたんです。それは、今となつては間違ひであつた、調べる必要はあると見直すべきではないですか。

○吉田政府参考人 事実関係としてお答え申し上げます。

委員おつしやられましたように、これまで国会などにおいて御指摘をいただきました際に、私ども、法を執行する立場にある行政、政府といたしましては、当時、適法において成立してしまつた法を執行するという立場から、この旧優生保護法において運用されていたという、そして、その法律に基づいて行われていたということを前提に、私どもとしては、今御指摘いただきました、過去におけるいろいろな調査その他の御指摘については、法を適正に執行してきたという立場から、御意見、御答弁を申し上げたという事実はございます。

その上で、先ほど来、御意見をいただいておりますように、昨今、いろいろな議論の中で、超党派における議員連盟の動きでありますとか与党の先生方における御議論というものを踏まえて、私ども、その動きを踏まえながら注視をさせていた

だいていというふうには御理解をいただければというふうに思います。

○高橋(千)委員　ですから、どの範囲かというところが随分議論されたわけですが、与党ワーキングチームの要請を受けて、二十八日、都道府県などに旧優生保護法に関連した資料の保全を依頼した。まず私自身は、私は、遅過ぎるとはいえ、資料の保全が最優先でされるべきことは全く同意します。

問題は、調べる必要がないと言っちゃった部分はやはり訂正してもらわないと、政府がそういう立場だから、あるものを出せばいいんだという立場じゃないんだよ、あらゆる努力をしますという立場に立たなきゃいけない、その認識を聞いているんです。

ハンセン病のときもただされたように、そういう立場に立つて全容を解明するんだ、優生保護法三条、あるいは三条が本人同意で済まされてきた、だけれども、それだって、そうではないという議論がいろいろあるんです。それを、決めつけるという意味ではなくて、ちゃんと調べるという立場に立つたということが、聞いていることです。

○吉田政府参考人　お答え申し上げます。

先ほども申し上げましたように、私も、法を執行する立場の行政として、当時において適法に成立しております法の執行の中において、私どもとしては、その全体について調査を行うなどについては、法の執行の立場から、これまで必要はないという趣旨の御答弁を申し上げております。その中においても、御案内のように、また午前の審議においても御発言がございましたように、個別にいろいろな御意見があった場合には、私ども、職員をして誠実に対応させていただいている、そういう経緯だと思えます。

○高橋(千)委員　ちょっと、本当に驚く答弁が続いているんですが、今にも与野党一致して法案ができるのかなと、ことではないかもしれないけれども、そういうふうに向き方向が出てきた

のかなと思っているのに、何でそんなにかたくななんでしょうか。

まだ何も始まっていないわけですよ。政府は、ありもの調査とおっしゃいましたよね。まず資料を、どれだけのものがあるのかを、まず保存してくれ。その上で、やはり恐れることなく全容解明に行かなきゃならないと思うんです。きのうの議連でも、実態を知る手がかりとして、この間、この問題にずっと取り組んできた優生手術に対する謝罪を求める会が具体的な提案をしておりますけれども、まずは相談窓口をつくるべきである。これは、相談といったときに、私のカルテあるのという話ではなくて、私もこういう経験があったけれども、もしかしてそれに当たるのかしらと、そういう人だっていると思うんですね。そういういろいろな手がかりをやはり設けなきゃいけないと思うんですが、その点について、予算措置も含めて取り組むべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○加藤国務大臣　まず、先ほどの件なんですけれども、与党の方からは、まず文書を保全しろ、それから、保存資料の内容を把握する資料を調査しろということでごさいましたので、どういう資料が当時においてあったのかということ、ちょっと私ども、今精査させていただいて、また、どうい、具体的なやり方については、御相談しながら進めさせていただきたいというふうに思っております。

それから、窓口のお話がありました。今、厚生労働省では、これまで申し上げていますが、当事者からお話があれば、担当者が直接話を伺うという対応をしておりますところでもあります。ぜひ、そうした問合せ等があれば、担当部局の職員が適切に対応したいと思ひますし、もし委員からあれば、一体、何課の誰だという必要があれば、そういったことははっきりさせたいと思っております。

○高橋(千)委員　必要なときは予算もという意味で聞きましたが、いかがでしたか。

○加藤国務大臣　予算というのは、例えば相談員をとにかくことなんだと思いますが、現時点、これはいろいろ申し上げていきますけれども、まだそのまでの相談は来ておりませんので、とりあえず、まず窓口で担当の職員が対応させていただきたいというふうに思います。

○高橋(千)委員　やはり、資料を保存しろ、まずしてくださいとお願ひをする。もちろん、きのうは、県だけではないよ、いろいろなところにあるよという指摘がありました。それも大いに話を聞いてもらいたいと思うんです。その先、相談も受けてください、資料も受けてください、だけれども、支援をしますよというメッセージが国からなると、県がどこまで頑張るんだろうということになるわけですから、そこはしっかり早く決断をしていただきたいと思ひます。

そういう意味で、きょう、資料をつけておきましたけれども、きょうの資料は一枚だけです。三月十六日、宮城県議会が全会一致で議決した意見書です。三月十六日付で、これは大島議長宛てなんです。厚労大臣宛てにも出しているはずなんです。

三段落目に、「旧優生保護法に基づき全国で優生手術を受けた約二万五千名のうち、強制不妊手術の被害者は六割を超える約一万六千五百名に達し、本県においては全国で二番目に多い約一千四百名であったことが判明している。」と書いております。その下の段に、宮城県の六十代の女性が仙台地裁に国家賠償を求め、提訴したことなどを受けて、最後のところに、一日も早く政治的及び行政的責任による解決を求めていると。

こうした実態解明と被害者への補償措置を求める意見書も複数上がつていことを大臣は承知しているでしょうか。国としても決断すべきと思ひますが、いかがでしょうか。

○加藤国務大臣　御指摘の、今のは宮城県議会のお話でありますけれども、自治体から意見書、要望書、そして直接私どもの方で受け取ったもの、あるいは報道等を通じて把握しているもの、それ

それぞれございますが、その中には、今委員御指摘のように、実態調査や救済について盛り込まれているというふうには承知をしております。

その上で、今、先ほど申し上げたようなプロセスに入っておりますから、そういったプロセスを進めていながら、また与党ワーキングチーム、議連等もございまして、そういったところでの議論も我々はしっかり注視をし、また必要な対応を図らせていただきたいと思います。

○高橋(千)委員　請願が、まだ参考送付の準備をしている段階のもので、北海道、宮城、三重、鳥取、岐阜県ということで、五道県から意見書が決議されているということを請願課から聞いております。こうした動きが広がっていくと思うんですね。

メディアの皆さんも本当に努力をして、掘り起こしをしていただいております。連日報道があった、手術の記録があったとか、カルテが見つかったとか、そうした努力が広がっているんですよ。何年たってもやはりこれを曖昧にしてはならない、そして急がれるんだと。当事者が高齢になつていというところで声が上がっているわけですから、その声に本当に真摯に応えていただきたいと思います。

きょうは時間が短くて、これで終わりますが、また引き続き、お願いしたいと思います。

○高島委員長　次に、浦野靖人君。

○浦野委員　日本維新の会、浦野靖人です。

あと、きょうも十五分で終わりますので、皆さん頑張ってください。きょう私の質問は、安心してくださいて、全部通告してありますので、しっかりと答弁していただけたらと思います。

きょうは一般質問ということなんですけれども、確認をしておきたい、確認的な質問を最初にしていきたく思ひます。きょうも山井委員が取り上げておりましたSAY企画さんの関連の、日本年金機構のことですね。

今回、個人情報があるいろいろ漏れたんじゃないかという疑いがかかっているわけですが、個人

個人情報保護委員会の方から、今回のこの事案について、委員会としてどういったところが問題かというのをまず確認したいと思います。

○其田政府参考人 お答え申し上げます。

一般論で申し上げますと、今回の委託業者においても、個人情報保護法上、例えば安全管理措置を講ずるなど、個人情報の適正な取扱いに係る規律への対応が求められることとなります。

しかしながら、今回の事案について申し上げますと、当委員会といたしましては、一義的には、日本年金機構における委託業者の監督の問題であると認識をしております。

○浦野委員 年金機構、きのうでしたか、指摘をさせていただきましてけれども、きょうも、質問の中身を聞いていますと、結局はやはり、年金機構さんがもうちょっとしっかりしないと、なかなかこの問題、また何か起こすんじゃないかなというふうな危惧をしています。

きょう、午前中とかは水島理事長も来ていたでいていましたけれども、僕の質問は最後なので、最後まで残っていたいくのもかわいそうなので、きょうはもう理事長はいいですよというふうに言ったんですけれども、今、個人情報保護委員会の方に聞きましたけれども、じゃ、年金機構の方の、今回の問題で外部に漏れると困る情報というのはどういう情報なのかというのを教えていただきたいと思っています。

○高橋政府参考人 年金機構は、お客様から大変たくさんの個人情報をお預かりして事務を行っております。個人情報でございまして、これにつきましてはしっかりと管理をして、間違いないような事務を行う、これは基本だと思っております。

今回の事案では、中国の関連事業者と契約に違反して再委託をした、これが大変、契約違反、重大な問題であったわけですが、再委託先の事業者が取り扱った情報は氏名と振り仮名のみ、それ以外の情報は再委託先事業者に渡されていなかった、また、情報セキュリティ対策が組

織面、業務面のいずれにおいても中国の関連事業者においては適切に講じられており、委託された入力情報も適切に管理、削除されて特段の問題はなかったという旨の、委託先のIBM等の実地監査の結果、旨の報告がされてございます。

しかしながら、業務委託契約に違反して再委託あるいは入力上の問題があったというのは、大変重大な問題でございまして、したがって、日本年金機構におきまして、四月早々に外部の専門家から成る調査組織をつくりまして、機構が業務を委託する場合における事務処理のあり方につきましては抜本的な見直しを行ってまいりたいと考えてございます。

○浦野委員 今、漏れたのは二つで、その二つだから問題ないということなんですけれども、例えば、これは確認のために聞いているだけなんですけれども、この二つ以外に、もし何かセットで漏れた場合に、そうなる、というふうなふぶあいうとか、まづいことが起こるといふのはどのように認識をされているのかというのを、ちょっともう一回お答えください。

○高橋政府参考人 年金機構は、お客様の所得情報でございまして、マイナンバーでございまして、あるいは年金額でございまして、さまざま個人情報を取り扱っております。そういう意味で、これらにつきましてもしっかりと管理をしていくということが基本的な責務だと思っております。それによつてどうなるかということではなくて、お客様に、お預かりしている情報、これをきっちり行っていく責務がある、このように考えてございます。

○浦野委員 僕の聞きたいことにはつきりとお答えはしていただいているんですけども、じゃ、例えば、マイナンバーと今回漏れたもの、二つが一緒に外部に漏れていたと仮定して、そうなった場合、どういった悪用がなされるかという想定はされてますか。

○向井政府参考人 お答え申し上げます。マイナンバー制度につきましては、制度設計当

時から、マイナンバーを用いた個人情報の名寄せ、突合等により集積された、集約された個人情報報が外部に漏れいされるのではないかと、他人のマイナンバーを用いた成り済まし等により財産その他の被害を負うのではないかとという御懸念があるという事は承知してございます。

このため、マイナンバー制度を設計する際には、諸外国で問題となつていような成り済ましを防止するために、マイナンバーの利用手続におきまして、その届けを受ける際には厳格な本人確認を義務づけておるところでございまして、具体的には、マイナンバーのみによる本人確認を禁止し、写真付きの個人番号カード等により、番号の真正性、本人の身元確認を義務づけております。

したがって、悪意を持った者が他人のマイナンバーを悪用しようとしても、マイナンバーだけで各種申請等の手続を行うことはできない仕組みとなつてございます。

また、このほか、マイナンバー制度導入に当たり、従来どおり、個人情報報は各行政機関で分散して管理しまして、同じところでは一元管理は行わない、また、各行政機関間で情報のやりとりをする際には、マイナンバーではなく、暗号化された符号を利用するといったシステム面の措置を講じておりまして、仮にマイナンバーを悪用して情報報を抜き出そうとしても、個人情報報が芋づる式に抜き出せない仕組みとなつてございます。

以上のことから、マイナンバーが漏れいして他人に知られたとしても、直ちに何らかの被害が生じるものではないと考えております。

○浦野委員 今確認をしたとおり、やはり、相当な情報報がもげられな限り、マイナンバーを悪用するということとはなかなかできないような仕組みになつていようなのは今確認をさせていたいただきましたけれども、今回の問題は、一部ネット等では、委託先が中国の企業だ、あと、経営者が外国人だということ、それをもつてそういうこと情報漏れいをしているんじゃないかということ危惧している記事とかも散見されております。

そこは、それとこれとは別の問題として国会では議論をしていかないといけないと思っておりますけれども、年金機構がやはりしっかりといたいた以外は、こういった問題は解決できないです、これから発生しないようにするには、もうその努力しかないと思っておりますので、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

最後、地元のことについてお話をしたいと思つて

私の住んでいる生活圏で救急病院が一つありまして、私たちの大阪の南部の方、南河内というところなんですけれども、南河内のところで、その救急病院が今まで多くの患者を引き受けてきてくれた。ところが、これは大学の附属病院です、大学の方針で、今度、堺市に移転をするということになつてしまいました。当初は、一部機能を残すということで地元市とも話がついていて、大阪府ともそういう話で終わっていたんです。ところが、最近、ことしの頭で、年末から頭にかけて、突然、やはり全面移転するというので、救急を受けていたでいた病院がなくなる。これがほぼ決定しました。

私たちの住んでいる南河内でも、もともと、そんなに医療資源の豊富なところでもなかった、その中で救急を受けていたでいた病院が、自分たちの経営判断で違う地域に移転をしてしまう。これだけで、何に困るかというのはいくらも御理解をいただけたと思うんです。一部、救急搬送先が非常に遠くなるんですね、一部の地域の方々からすれば、それは非常に大きな問題だと思うんです。

もちろん、国が、それはあかんとかという指導はできないとは思いますが、それでも、ただ、でも、移転するのが決まってしまうと、その地域に住んでおられる方々の救急医療、もちろん、距離的な問題というのが一番大きいんですけども、中には、高速で走つたらええやんとか言う方もいるんですけども、南河内の特に南部は、高速道路の入り口すらない、高速道路まで走るのに三十

分かつたりとかする様な地域も含まれてい
ます。そういう救急搬送できる病院、一番近い病院
でも、下手をすれば一時間以上かかってしまうよ
うなところも出てきてしましますので、非常に地
域の方々の問題に、移転はまだ数年後ですのま
だ今はなっていないけれども、問題になるの
は、もう間違いなくあります。

一義的には、もちろん、地元市町村、そして大
阪府だとは思いますが、国としてこ
ういったことに何の手だてができるというよ
うなことはあるのでしょうか。

○武田政府参考人 お答えいたします。

今議員から御指摘のありました近畿大学医学部
附属病院の移転の計画につきましては、私ども
も、大阪府を通じて適宜情報をいただいていると
ころでございます。

私どもが聞いているところによりますと、この
近畿大学医学部附属病院は、重症及び複数の診療
科領域にわたる全ての重篤な救急患者を二十四時
間体制で受け入れる役割を有する救命救急セン
ターとして大阪府知事に指定をされ、これまで
南河内医療圏を中心に、三次救急医療機関として
の役割を果たしてきたというふうに認識をしてお
ります。

この近畿大学医学部附属病院は、昨年の十一月
に、大阪狭山市が所在する南河内医療圏から堺医
療圏に全面移転する意向を大阪府に申し入れたと
いうふうに聞いているところでございます。

救急医療提供体制につきましては、国が定める
医療計画の策定指針におきまして、各都道府県が
確保するというふうになされているところでござい
ますので、本事業につきましても、一義的には大
阪府の方で御判断をいただくことになるう
かと思えます。今後、大阪府が設置する南河内
医療圏保健医療協議会において、今後の医療提供
体制のあり方について議論を進めているとも聞い
ているところでございます。

厚生労働省といたしましては、実際に二次医療
圏をまたいだ病院の移転ということになります

と、医療法に基づきまして、都道府県から協議を
受けるという立場にございますけれども、これま
でと同様に、大阪府からよくお話を伺いまして、
この地域の救急医療提供体制の確保に関して相談
があれば必要な助言などを行ってまいりたいと考
えております。

○浦野委員 近畿大学の医学部ですので、某関係
の方が関係者で国会にはいらつしやいますけれど
も、いいそんたくをしていただけたらと思つて、
質問を終わります。

○高島委員長 次に、本日付託になりました内閣
提出、生活困窮者等の自立を促進するための生活
困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案及び
池田真紀君外九名提出、生活保護法等の一部を改
正する法律案の両案を一括して議題といたしま
す。

順次趣旨の説明を聴取いたします。加藤厚生労
働大臣。

生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮
者自立支援法等の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○加藤国務大臣 ただいま議題となりました生活
困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立
支援法等の一部を改正する法律案につきまして、
その提案の理由及び内容の概要を御説明いたしま
す。

近年、単身世帯の増加や高齢化の進展、地域社
会との関係性の希薄化等の中で、生活保護受給者
数は減少傾向にあるものの、高齢の生活保護受給
者は増加傾向にあるなど、生活に困窮する方への
多様な支援の必要性が高まることが予想されま
す。

こうした状況を踏まえ、生活保護に至る前の段
階における支援を含め、生活に困窮する方等の一
層の自立の促進を図るため、この法律案を提出し

たします。
以下、この法律案の内容につきまして、その概
要を御説明いたします。

第一に、生活困窮者自立支援制度における自立
支援を強化します。

具体的には、生活困窮者に対する包括的な支援
体制の強化を図るため、福祉事務所設置自治体
による就労準備支援事業や家計改善支援事業の実施
を努力義務とするともに、福祉事務所設置自治
体の各部署が生活困窮者を把握したときは、自立
相談支援事業等の利用勧奨を行うよう努めること
とします。また、生活困窮世帯の子どもの学習支
援事業において、生活習慣や育成環境の改善に関
する助言等を行うとともに、一時生活支援事業に
おいて、その事業を利用していた方や居住に困難
を抱える方であつて地域社会から孤立している方
に對し、訪問等による日常生活支援を行うことに
より、これらの事業の強化を図ります。

第二に、生活保護制度における自立支援の強化
と制度の適正な運営の確保を図ります。

具体的には、生活保護世帯の子どもの貧困の連
鎖を断ち切るため、大学等への進学の際に進学準
備給付金を支給するとともに、健康管理支援事業
を創設し、データに基づいた生活習慣病の予防な
ど、生活保護受給者の健康管理支援の取組を推進
します。また、医療扶助について、医師等が医学
的見地から後発医薬品の使用を問題ないと判断す
る場合、その使用を原則化します。

加えて、一定の要件に該当する無料低額宿泊所
等において、単独での居住が困難な生活保護受給
者に対する日常生活支援を行う仕組みを創設する
とともに、無料低額宿泊所の最低基準を設けるこ
と等により、貧困ビジネス対策を強化します。

第三に、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促
進を図るため、児童扶養手当の支払回数等を年三回
から年六回に増加します。

最後に、この法律案の施行期日は、一部の規定
を除き、平成三十年十月一日としております。
以上が、この法律案の提案の理由及び内容の概

要でございます。
御審議の上、速やかに可決していただくことを
お願いいたします。

○高島委員長 次に、池田真紀君。

生活保護法等の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○池田眞議員 ただいま議題となりました生活
保護法等の一部を改正する法律案、いわゆる子供
の生活底上げ法案につきまして、提出者を代表し
たしまして、その提案理由及び内容の概要を御説
明いたします。

まず、本法律案の提案理由について御説明いた
します。

我が国の子供の貧困率はOECD諸国の中でも
高い水準にあります。特に、一人親家庭について
は、親の八割以上が働いているにもかかわらず、
貧困率は五〇・八％に達するという特異な状況で
す。

また、ことし二月には、子どもの貧困対策セン
ター、公益財団法人あすのばの調査により、低所
得の子育て家庭の約七割が経済的な理由で塾や習
い事を諦めており、また、子供のアルバイト代を
生活費や学費に充てている家庭が少なくないとい
う厳しい生活実態が明らかになっています。

こうした状況の中、今般、政府は、生活保護基
準を見直し、生活扶助費を最大五〇％、平均で一
八％削減することを決定いたしました。これによ
り、生活保護を受けている子育て家庭のうち、四
割以上で生活扶助が減額されることとなります。

まさに、子供の貧困対策に逆行するものです。
そもそも我が国の生活保護の捕提率は極めて低
いと言われています。にもかかわらず、低所得世
帯との均衡のみに着目して生活保護基準を改定す
る方式が妥当なのか、さらには、今回の見直し後
の生活保護基準は、本当に憲法で保障された健康
で文化的な最低限度の生活を営むのに足るものに
なっているのか、極めて疑わしいと言わざるを得

安倍総理は、本通常国会の施政方針演説において、「格差の固定化は、決してあってはならない。貧困の連鎖を断ち切らなければなりません。」と高らかに宣言いたしました。貧困の責任は子供たちにはありません。今こそ、貧困の連鎖を断ち切るべきときではないでしょうか。

貧困の連鎖を断ち切り、全ての子供たちが、夢と希望を持って、みずからの将来を切り開いて進むことができる社会を実現するためには、大学等に進学しやすくなる支援を含め、子育て家庭の生活を底上げすることが必要不可欠と考え、ここに本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の概要を御説明いたします。

第一に、厚生労働大臣は、平成二十九年に行われた生活保護基準の検証の際に用いられた手法による基準改定によつては、要保護者の最低限度の生活の需要を満たすに十分なものでなくなることを懸念されていることに鑑み、この法律の公布後一年以内に、生活保護基準の改定方法等のあり方を見直し、必要な措置を講ずることとし、この措置が講ぜられるまでの間、現行の基準に比して要保護者に不利な内容の基準を定めてはならないこととしております。

第二に、生活保護における世帯単位の利用に当たっては、要保護者の世帯に属する子供が世帯を単位とする保護を受けつつ大学等に通うことができるように配慮しなければならないとしております。

第三に、児童扶養手当の支給要件に係る児童、障害基礎年金の加算対象に係る子及び遺族基礎年金の支給対象、加算対象に係る子を、二十歳未満の者に拡大することとしております。

第四に、児童扶養手当の月額を、一万円増額することとしております。

第五に、児童扶養手当の支払い期月について、年三回から、毎月に変更することとしております。

以上が、本法律案の提案理由及び内容の概要で

あります。

何とぞ、御賛同いただきますようお願いを申し上げます。(拍手)

○高島委員長 以上で両案の趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時四十二分散会

生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案

生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律(生活困窮者自立支援法の一部改正)

第一条 生活困窮者自立支援法(平成二十五年法律第五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三条」を「第四条」に、「第四条」第九条を「第五条」第十五条に、「第十条」を「第十六条」に、「第十一条」第十九条を「第十七条」に、「第二十六条」に、「第二十条」第二十三条を「第二十七条」第三十条に改める。

第二十三条中「第二十条」を「第二十七条」に改め、同条を第三十条とする。

第二十一条第一号中「第十五条第一項」を「第二十一条第一項」に改め、同条第二号中「第十五条第二項」を「第二十一条第二項」に改め、同条を第二十九条とする。

第二十一条中「第四条第三項(第六条第二項)」を「第五条第三項(第七条第三項及び第十一条第二項)に改め、(含む)」の下に「又は第九条第五項」を加え、「違反した者」を違反して秘密を漏らした者に改め、同条を第二十八条とする。

第二十条を第二十七条とし、第四章中第十九条を第二十六条とし、第十八条を第二十五条とし、第十七条を第二十四条とし、第十六条を第二十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

(情報提供等)

第二十三条 都道府県等は、第七条第一項に規

定する事業及び給付金の支給並びに同条第二項各号に掲げる事業を行うに当たつて、生活保護法第六条第二項に規定する要保護者となるおそれが高い者を把握したときは、当該者に対し、同法に基づく保護又は給付金若しくは事業についての情報の提供、助言その他適切な措置を講ずるものとする。

第十五条を第二十一条とし、第十一条から第十四条までを六条ずつ繰り下げる。

第十条第三項中「第十五条第二項」を「次項及び第二十一条第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

4 国及び地方公共団体は、認定生活困窮者就労訓練事業を行う者の受注の機会の増大を図るよう努めるものとする。

第三章中第十条を第十六条とする。

第九条第一項第一号及び第二号中「第七条」を「第十二条」に改め、同項第三号及び第四号中「前条」を「第十三条」に改め、同条第二項第一号中「前二条」を「第十二条及び第十三条」に、「第七条第三号及び前条第三号」を「第十二条第三号及び第十三条第三号」に改め、同項第二号中「前二条」を「第十二条及び第十三条」に、「第七条第四号及び前条第四号」を「第十二条第四号及び第十三条第四号及び第五号」に改め、同条に次の二項を加える。

3 前項に規定するもののほか、国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、前条の規定により福祉事務所未設置町村が支弁する費用の四分の三以内を補助することができる。

4 生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業が効果的かつ効率的に行われている場合として政令で定める場合に該当するときは、第二項の規定の適用については、同項第一号中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用並びに第七条第一項の規定により市等及び都道府県が行う生活困窮者家計改善支援事業の実施に要する費用」と、同項第

二条中「並びに第十三条第四号及び第五号」とあるのは「及び第十三条第四号(いずれも第七條第一項の規定により市等及び都道府県が行う生活困窮者家計改善支援事業の実施に要する費用を除く)並びに第十三条第五号」とする。

第二章中第九条を第十五条とする。

第八条第一号中「第四条第一項」を「第五条第一項」に改め、同条第二号中「第五条第一項」を「第六条第一項」に改め、同条第三号中「第六條第一項」を「第七条第一項及び第二項」に改め、同条第四号中「第六條第一項」を「第七条第一項及び第二項」に、「生活困窮者家計相談支援事業並びに同項第四号及び第五号」を「生活困窮者家計改善支援事業並びに同項第二号及び第三号」に改め、同条に次の一号を加える。

五 第十条第一項の規定により都道府県が行う事業の実施に要する費用

第八条を第十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

(福祉事務所未設置町村の支弁)

第十四条 第十一条第一項の規定により福祉事務所未設置町村が行う事業の実施に要する費用は、福祉事務所未設置町村の支弁とする。

第七条第一号中「第四条第一項」を「第五条第一項」に改め、同条第二号中「第五条第一項」を「第六条第一項」に改め、同条第三号中「前条第一項」を「第七条第一項及び第二項」に改め、同条第四号中「前条第一項」を「第七条第一項及び第二項」に、「生活困窮者家計相談支援事業並びに同項第四号及び第五号」を「生活困窮者家計改善支援事業並びに同項第二号及び第三号」に改め、同条を第十二条とする。

第六条第二項中「第四条第二項」を「第五条第二項」に、「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給」を「前項に規定するもの」に改め、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を

削り、第四号を第二号とし、同項第五号中「その他」を「その他の」に改め、同号を同項第三号とし、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

都道府県等は、生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給のほか、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業を行うように努めるものとする。

第六条に次の二項を加える。

4 都道府県等は、第一項に規定する事業及び給付金の支給並びに第二項各号に掲げる事業を行うに当たっては、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十一年法律第二百二十九号)第三十一条の五第一項第二号に掲げる業務及び同法第三十一条の十一第一項第二号に掲げる業務並びに社会教育法(昭和二十四年法律第二百七十七号)第五条第一項第十三号(同法第六条第一項において引用する場合を含む。)に規定する学習の機会を提供する事業その他関連する施策との連携を図るよう努めるものとする。

5 厚生労働大臣は、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業の適切な実施を図るために必要な指針を公表するものとする。

第六条を第七条とし、同条の次に次の四条を加える。

(利用勧奨等)

第八条 都道府県等は、福祉、就労、教育、税務、住宅その他のその所掌事務に関する業務の遂行に当たって、生活困窮者を把握したときは、当該生活困窮者に対し、この法律に基づく事業の利用及び給付金の受給の勧奨その他適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(支援会議)

第九条 都道府県等は、関係機関、第五条第二項(第七条第三項において準用する場合を含む。)

む。の規定による委託を受けた者、生活困窮者に対する支援に係る団体、当該支援に係る職務に従事する者その他の関係者(第三項及び第四項において「関係機関等」という。)により構成される会議(以下この条において「支援会議」という。)を組織することができる。

2 支援会議は、生活困窮者に対する自立の支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、生活困窮者が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うものとする。

3 支援会議は、前項の規定による情報の交換及び検討を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対し、生活困窮者に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあつた場合には、これに協力するように努めるものとする。

5 支援会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 前各項に定めるもののほか、支援会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援会議が定める。

(都道府県の市等の職員に対する研修等事業)

第十条 都道府県は、次に掲げる事業を行うように努めるものとする。

一 この法律の実施に関する事務に従事する市等の職員の資質を向上させるための研修の事業

二 この法律に基づく事業又は給付金の支給を効果的かつ効率的に行うための体制の整備、支援手法に関する市等に対する情報提供、助言その他の事業

2 第五条第二項の規定は、都道府県が前項の規定により事業を行う場合について準用す

る。

(福祉事務所を設置していない町村による相談等)

第十一条 福祉事務所を設置していない町村(次項、第十四条及び第十五条第三項において「福祉事務所未設置町村」という。)は、生活困窮者に対する自立の支援につき、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、都道府県との連絡調整、生活困窮者自立相談支援事業の利用の勧奨その他必要な援助を行う事業を行うことができる。

2 第五条第二項及び第三項の規定は、福祉事務所未設置町村が前項の規定により事業を行う場合について準用する。

第五条第一項中「第二項第三項を」第三条第三項に改め、同条を第六条とし、第四条を第五条とする。

第三条第一項中「公共職業安定所その他の職業安定機関、教育機関その他の関係機関(次項第二号において単に「関係機関」という。)」を「関係機関に改め、同条第二項第一号及び第三項中「支給並びに」を「支給」に、「生活困窮者一時生活支援事業、生活困窮者家計相談支援事業その他を」及び生活困窮者家計改善支援事業並びに生活困窮者一時生活支援事業、生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業及びその他の」に改め、同条に次の二項を加える。

4 国及び都道府県等は、この法律の実施に関し、生活困窮者が生活困窮者に対する自立の支援を早期に受けることができるよう、広報その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

5 都道府県等は、この法律の実施に関し、生活困窮者に対する自立の支援を適切に行うために必要な人員を配置するよう努めるものとする。

第一章中第三条を第四条とする。
第二章第一項中「とは」の下に「、就労の状

況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により」を加え、同条第二項第一号中「生活困窮者」の下に「及び生活困窮者の家族その他の関係者」を、「助言」の下に「を」を、並びに関係機関との連絡調整を加え、同項第二号中「第十條第三項を」第十六条第三項に改め、同項第三号中「当該を削り、「一体的」を「包括的」に改め、同条第六項を削り、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 この法律において「生活困窮者家計改善支援事業」とは、生活困窮者に対し、収入、支出その他家計の状況を適切に把握すること及び家計の改善の意欲を高めることを支援するとともに、生活に必要な資金の貸付けのあつせんを行う事業をいう。

第二条を第三条とする。
第一条の次に次の一条を加える。

(基本理念)

第二条 生活困窮者に対する自立の支援は、生活困窮者の尊厳の保持を図りつつ、生活困窮者の就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況その他の状況に応じて、包括的かつ早期に行われなければならない。

2 生活困窮者に対する自立の支援は、地域における福祉、就労、教育、住宅その他の生活困窮者に対する支援に関する業務を行う関係機関(以下単に「関係機関」という。)及び民間団体との緊密な連携その他必要な支援体制の整備に配慮して行われなければならない。
附則第三条から第十一条までを削る。

第二条 生活困窮者自立支援法の一部を次のように改正する。

第三条第六項を次のように改める。

6 この法律において「生活困窮者一時生活支援事業」とは、次に掲げる事業をいう。
一 一定の住居を持たない生活困窮者当該生活困窮者及び当該生活困窮者同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるも

のに限る。)に対し、厚生労働省令で定める期間にわたり、宿泊場所の供与、食事の提供その他当該宿泊場所において日常生活を営むのに必要な便宜として厚生労働省令で定める便宜を供与する事業

二 次に掲げる生活困窮者に対し、厚生労働省令で定める期間にわたり、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の現在の住居において日常生活を営むのに必要な便宜として厚生労働省令で定める便宜を供与する事業(生活困窮者自立相談支援事業に該当するものを除く。)

イ 前号に掲げる事業を利用していた生活困窮者であつて、現に一定の住居を有するもの

ロ 現在の住居を失うおそれのある生活困窮者であつて、地域社会から孤立しているもの

第三条に次の一項を加える。

7 この法律において「子どもの学習・生活支援事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一 生活困窮者である子どもに対し、学習の援助を行う事業

二 生活困窮者である子ども及び当該子どもの保護者に対し、当該子どもの生活習慣及び育環境の改善に関する助言を行う事業(生活困窮者自立相談支援事業に該当するものを除く。)

三 生活困窮者である子どもの進路選択その他の教育及び就労に関する問題につき、当該子ども及び当該子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行う事業(生活困窮者自立相談支援事業に該当するものを除く。)

第四条第二項第一号及び第三項中「生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業」を「子どもの学習・生活支援事業」に改める。

第七条第二項第二号を次のように改める。

二 子どもの学習・生活支援事業
第十二条第四号及び第十三条第四号中「同項第二号及び第三号」を「子どもの学習・生活支援事業及び同項第三号」に改める。

第二十二條第一項中「生活困窮者一時生活支援事業」の下に「(第三条第六項第一号に掲げる事業に限る。)」を加える。

(生活保護法の一部改正)
第三条 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「就労自立給付金(第五十五条の四・第五十五条の五)」を「就労自立給付金及び進学準備給付金(第五十五条の四・第五十五条の六)」に、「第五十五条の六」を「第五十五条の七」に改める。

第十九条第三項中「対する」の下に「次の各号に掲げる」を加え、「(施設介護(第十五条の二第二項に規定する施設介護をいう。以下同じ。))に限る。」を介護老人福祉施設(介護保険法第八条第二十七項に規定する介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)」を「当該各号に定める者若しくは施設」に改め、同項に次の各号を加える。

一 居宅介護(第十五条の二第二項に規定する居宅介護をいう。以下同じ。)(特定施設入居者生活介護(同項に規定する特定施設入居者生活介護をいう。))に限る。)

二 施設介護(第十五条の二第四項に規定する施設介護をいう。以下同じ。)

三 介護予防(第十五条の二第五項に規定する介護予防をいう。以下同じ。)(介護予防特定施設入居者生活介護(同項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護をいう。))に限る。)

第二十七條の二中「第五十五条の六第一項」を「第五十五条の七第一項」に改める。

第三十四条第三項中「被保護者に対し、可能な限り後発医薬品の使用を促すことによりその給付を行うよう努める」を「原則として、後発医薬品によりその給付を行う」に改める。

第三十四條の二第二項中「(第十五条の二第二項に規定する居宅介護をいう。以下同じ。)」及び「(同条第五項に規定する介護予防をいう。以下同じ。)」を削り、「同条第七項」を「第十五条の二第七項」に改める。

第九章中第五十五条の六を第五十五条の七とする。

第八章の章名中「就労自立給付金」の下に「及び進学準備給付金」を加える。

第五十五条の四第二項中「(以下「支給機関」という。))を削り、同条第三項中「支給機関は」を「第一項の規定により就労自立給付金を支給する者」に、「他の支給機関を」を「他の就労自立給付金を支給する者」に改める。

第五十五条の五中「支給機関」を「第五十五条の四第一項の規定により就労自立給付金を支給する者又は前条第一項の規定により進学準備給付金を支給する者(第六十九條において「支給機関」という。))」に改め、「就労自立給付金」の下に「若しくは進学準備給付金」を加え、「(者の雇主)」を「者に係る雇主若しくは特定教育訓練施設の長」に改め、第八章中同条を第五十五条の六とし、第五十五条の四の次に次の一条を加える。

(進学準備給付金の支給)

第五十五条の五 都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する(居住地がないか、又は明らかでないときは当該所管区域内にある)被保護者(十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者その他厚生労働省令で定める者に限る。))であつて教育訓練施設のうち教育訓練の内容その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるもの(次条において「特定教育訓練施設」という。))に確実に入学すると見込まれる

ものに対して、厚生労働省令で定めるところにより、進学準備給付金を支給する。

2 前条第二項及び第三項の規定は、進学準備給付金の支給について準用する。

第五十七條中「保護金品」の下に「及び進学準備給付金」を加える。

第五十八條中「保護金品」の下に「及び進学準備給付金」を加え、「これを「これら」に、「差し押えられる」を「差し押さえられる」に改める。

第五十九條中「就労自立給付金」の下に「若しくは進学準備給付金」を加える。

第六十四條中「第五十五条の四第二項」の下に「(第五十五条の五第二項において準用する場合を含む。第六十六條第一項において同じ。)」を、「就労自立給付金」の下に「又は進学準備給付金」を加える。

第六十五條第一項及び第六十六條第一項中「就労自立給付金」の下に「若しくは進学準備給付金」を加える。

第七十條第五号中「含む。」の下に「及び第五十五条の五第一項の規定により行う進学準備給付金の支給(同条第二項において準用する第五十五条の四第三項の規定により委託を受けて行うものを含む。))」を加え、同条第六号中「第五十五条の六」を「第五十五条の七」に改める。

第七十一條第五号中「含む。」の下に「及び第五十五条の五第一項の規定により行う進学準備給付金の支給(同条第二項において準用する第五十五条の四第三項の規定により委託を受けて行うものを含む。))」を加え、同条第六号中「第五十五条の六」を「第五十五条の七」に改める。

第七十三條第三号中「同じ。」の下に「及び進学準備給付金費(進学準備給付金の支給に要する費用をいう。次号、第七十五條第一項第二号及び第七十八條第三項において同じ。))」を加え、同条第四号中「就労自立給付金費」の下に「及び進学準備給付金費」を加える。

第七十五條第一項第二号中「就労自立給付金費」の下に「及び進学準備給付金費」を加える。

第七十六条の三中「就労自立給付金」の下に「又は進学準備給付金」を加える。

第七十七条の次に次の一条を加える。

第七十七条の二 急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた者があるとき（徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるときを除く。）は、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、第六十三条の保護の実施機関の定める額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金は、この法律に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収することができる。

第七十八条第三項中「により就労自立給付金」の下に「若しくは進学準備給付金」を、「就労自立給付金費」の下に「又は進学準備給付金費」を加え、同条第四項を次のように改める。

4 前条第二項の規定は、前三項の規定による徴収金について準用する。

第七十八条の二第二項中「一部を」の下に「第七十七条の二第二項又は」を加え、同条第二項中「支給機関を」第五十五条の四第一項の規定により就労自立給付金を支給する者に改め、「一部を」の下に「第七十七条の二第二項又は」を加え、同条第三項中「により」の下に「第七十七条の二第二項又は」を加える。

第八十一条の次に次の二条を加える。

（都道府県の援助等）
第八十一条の二 都道府県知事は、市町村長に対し、保護並びに就労自立給付金及び進学準備給付金の支給に関する事務の適正な実施のため、必要な助言その他の援助を行うことができる。

2 都道府県知事は、前項に規定するもののほか、市町村長に対し、被保護者就労支援事業の効果的かつ効率的な実施のため、必要な助言その他の援助を行うことができる。

（情報提供等）

第八十一条の三 保護の実施機関は、第二十六条の規定により保護の廃止を行うに際しては、当該保護を廃止される者が生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第五号）第三十三条第一項に規定する生活困窮者に該当する場合には、当該者に對して、同法に基づく事業又は給付金についての情報の提供、助言その他適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

第八十五条第二項中「就労自立給付金」の下に「若しくは進学準備給付金」を加える。

第八十五条の二中「第五十五条の六第三項」を「第五十五条の七第三項」に、「違反した者」を「違反して秘密を漏らした者に改める。

第八十六条第一項中「第五十五条の五」を「第五十五条の六」に改める。

別表第一の六の項第一号中「就労自立給付金」の下に「若しくは進学準備給付金」を加え、同項第六号中「（平成二十五年法律第五号）」を削り、同表の七の項に次の一号を加える。

三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療費の支給に関する情報

別表第三都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村の項中「第五十五条の四、第五十五条の五」を「第五十五条の四第一項、同条第二項及び第三項（これらの規定を第五十五条の五第二項において準用する場合を含む。）」第五十五条の五第一項、第五十五条の六」に改め、同表都道府県の項中「第七十八条」を「第七十七条の二第一項、同条第二項（第七十八条第四項において準用する場合を含む。）」第七十八条第一項から第三項まで並びに」に改め、同表市町村の項中「及び第七十八条」を「第七十七条の二第一項、同条第二項第七十八条第四項において準用する場合を含む。」及び第七十八条第一項から第三項まで」に改める。

第四条 生活保護法の一部を次のように改正する。

目次中「被保護者就労支援事業（第五十五条の七）」を「被保護者就労支援事業及び被保護者健康管理支援事業（第五十五条の七）第五十五条の九」に改める。

七）を「被保護者就労支援事業及び被保護者健康管理支援事業（第五十五条の七）第五十五条の九」に改める。

第二十七条の二中「被保護者就労支援事業」の下に「及び第五十五条の八第一項に規定する被保護者健康管理支援事業」を加える。

第三十条第一項ただし書中「更生施設」の下に「日常生活支援住居施設（社会福祉法第二十三条第三項第八号に規定する事業の用に供する施設その他の施設であつて、被保護者に対する日常生活上の支援の実施に必要なものとして厚生労働省令で定める要件に該当すると都道府県知事が認めたものをいう。第六十二条第一項及び第七十九条第一号ハにおいて同じ。）」を加える。

第九章の章名中「被保護者就労支援事業」の下に「及び被保護者健康管理支援事業」を加える。

第五十五条の七に見出しとして「（被保護者就労支援事業）」を付し、第九章中同条の次に次の二条を加える。

（被保護者健康管理支援事業）
第五十五条の八 保護の実施機関は、被保護者に対する必要な情報の提供、保健指導、医療の受診の勧奨その他の被保護者の健康の保持及び増進を図るための事業（以下「被保護者健康管理支援事業」という。）を実施するものとする。

2 前条第二項及び第三項の規定は、被保護者の健康管理支援事業を行う場合について準用する。

（被保護者健康管理支援事業の実施のための調査及び分析等）
第五十五条の九 厚生労働大臣は、被保護者健康管理支援事業の実施に資するため、被保護者の年齢別及び地域別の疾病の動向その他被保護者の医療に関する情報について調査及び分析を行い、保護の実施機関に對して、当該調査及び分析の結果を提供するものとする。

2 保護の実施機関は、厚生労働大臣に對して、前項の規定による調査及び分析の実施に必要な情報を、厚生労働省令で定めるところにより提供しなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定による調査及び分析に係る事務の一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。この場合において、厚生労働大臣は、委託を受けた者に對して、当該調査及び分析の実施に必要な範囲内において、当該調査及び分析に必要な情報を提供することができる。

4 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第六十二条第一項中「更生施設」の下に「日常生活支援住居施設」を加える。

第七十条第一号ハ中「被保護者を」の下に「日常生活支援住居施設若しくはその他の」を加え、「入所を適当な」を入所をこれらの」に改め、同条第六号中「被保護者就労支援事業」の下に「及び第五十五条の八の規定により行う被保護者健康管理支援事業」を加える。

第七十一条第六号中「被保護者就労支援事業」の下に「及び第五十五条の八の規定により行う被保護者健康管理支援事業」を加える。

第七十五条第二項第三号及び第四号並びに第八十一条の二第二項中「被保護者就労支援事業」の下に「及び被保護者健康管理支援事業」を加える。

第八十五条の二中「第五十五条の七第三項」の下に「第五十五条の八第二項において準用する場合を含む。」及び第五十五条の九第四項」を加える。

附則に次の一項を加える。

（日常生活支援住居施設に入所中の被保護者に対する保護の実施機関の特例）
16 当分の間、第十九条第三項の規定の適用については、同項中「更生施設」とあるのは、「更生施設、同項ただし書に規定する日常生活支援住居施設」とする。

(社会福祉法の一部改正)

第五条 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第六十二条の見出しを「社会福祉施設の設置」に改める。

第六十三条の見出しを「社会福祉施設に係る届出事項等の変更」に改める。

第六十四条の見出しを「社会福祉施設の廃止」に改める。

第六十五条の見出しを「社会福祉施設の基準」に改める。

第六十六条の見出しを「社会福祉施設の管理者」に改める。

第六十八条の見出しを「施設を必要としない第一種社会福祉事業の変更及び廃止」に改め、同条の次に次の五条を加える。

(社会福祉住居施設の設置)

第六十八條の二 市町村又は社会福祉法人は、住居の用に供するための施設を設置して、第二種社会福祉事業を開始したときは、事業開始の日から一月以内に、その施設(以下「社会福祉住居施設」という。)を設置した地の都道府県知事に、次に掲げる事項を届け出なければならない。

- 一 施設の名称及び種類
- 二 設置者の氏名又は名称、住所、経歴及び資産状況
- 三 条例、定款その他の基本約款
- 四 建物その他の設備の規模及び構造
- 五 事業開始の年月日
- 六 施設の管理者及び実務を担当する幹部職員の名及び経歴
- 七 福祉サービスが必要とする者に対する処遇の方法

2 国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外の者は、社会福祉住居施設を設置して、第二種社会福祉事業を経営しようとするときは、その事業の開始前に、その施設を設置しようとする地の都道府県知事に、前項各号に掲げる事項を届け出なければならない。

(社会福祉住居施設に係る届出事項の変更)

第六十八條の三 前条第一項の規定による届出をした者は、その届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。

2 前条第二項の規定による届出をした者は、同条第一項第四号、第五号及び第七号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。

3 前条第二項の規定による届出をした者は、同条第一項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から一月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。

(社会福祉住居施設の廃止)

第六十八條の四 第六十八條の二第一項又は第二項の規定による届出をした者は、その事業を廃止したときは、廃止の日から一月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。

(社会福祉住居施設の基準)

第六十八條の五 都道府県は、社会福祉住居施設の設備の規模及び構造並びに福祉サービスの提供の方法、利用者等からの苦情への対応その他の社会福祉住居施設の運営について、条例で基準を定めなければならない。

2 都道府県が前項の条例を定めるに当たつては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

- 一 社会福祉住居施設に配置する職員及びその員数
- 二 社会福祉住居施設に係る居室の床面積
- 三 社会福祉住居施設の運営に関する事項であつて、利用者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

四 社会福祉住居施設の利用定員

3 社会福祉住居施設の設置者は、第一項の基準を遵守しなければならない。

(社会福祉住居施設の管理者)

第六十八條の六 第六十六條の規定は、社会福祉住居施設について準用する。

第六十九條の見出しを「住居の用に供するための施設を必要としない第二種社会福祉事業の開始等」に改め、同条第一項中「者は、」の下に「住居の用に供するための施設を必要としない」を加える。

第七十一條中「又は」を「若しくは」に改め、「施設」の下に「又は第六十八條の二第一項若しくは第二項の規定による届出をして社会福祉事業を営業者の施設を」と、「第六十五條第一項」の下に「又は第六十八條の五第一項」を加え、「同項の」を「当該」に改める。

第七十二條第一項中「若しくは第六十九條第一項の」を、「第六十八條の二第一項若しくは第二項若しくは第六十九條第一項の規定による」に、「許可を受けて」を「規定による許可を受けて」に改め、「第六十八條の下に」、「第六十八條の三」を加え、同条第二項中「若しくは第六十九條第一項の」を、「第六十八條の二第一項若しくは第二項若しくは第六十九條第一項の規定による」に、「許可を」を「規定による許可を」に改め、同条第三項中「第六十七條第一項若しくは第二項」の下に、「第六十八條の二第一項若しくは第二項」を加える。

第七十五條第一項中「第六十七條第一項若しくは第二項」の下に、「第六十八條の二第一項若しくは第二項」を加える。

第六十六條の三第一項第三号中「第二條第二項」を「第三條第二項」に改める。

第六十六條 児童扶養手当法(昭和三十一年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第七條第三項中「四月、八月及び十二月の三期」を「一月、三月、五月、七月、九月及び十一月の六期」に改める。

第九條第一項及び第九條の二から第十一條までの規定中「八月から翌年の七月まで」を「十一月から翌年の十月まで」に改める。

第十二條第一項中「七月」を「十月」に改める。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、平成三十年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三條中生活保護法の目次の改正規定、同法第二十七條の二の改正規定、同法第九章中第五十五條の六を第五十五條の七とする改正規定、同法第八章の章名の改正規定、同法第五十五條の四第二項及び第三項並びに第五十五條の五の改正規定、同法第八章中同条を第五十五條の六とし、第五十五條の四の次に一條を加える改正規定、同法第五十七條から第五十九條まで、第六十四條、第六十五條第一項、第六十六條第一項、第七十條第五号及び第六号、第七十一條第五号及び第六号、第七十五條第一項第二号、第七十六條の三並びに第七十八條第三項の改正規定、同法第七十八條の二第二項の改正規定(支給機関を「第五十五條の四第一項の規定により就労自立給付金を支給する者」に改める部分に限る。)、同法第八十五條第二項、第八十五條の二及び第八十六條第一項の改正規定並びに同法別表第一の六の項第一号及び別表第三都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村の項の改正規定並びに次条の規定、附則第九條中地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)別表第一生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)の項第一号の改正規定、附則第十七條中住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)別表第二の五の十一の項、別表第三の七の七の項、別表第

四の四の十一の項及び別表第五第九号の四の改正規定(いずれも「就労自立給付金」の下に「若しくは同法第五十五条の五第一項の進学準備給付金」を加える部分に限る。)並びに附則第二十三条及び第二十四条の規定 公布の日

二 第二条の規定 平成三十一年四月一日
三 第六条中児童扶養手当法第七條第三項の改正規定並びに附則第六條第二項及び第三項の規定 平成三十一年九月一日

四 第四條中生活保護法第三十條第一項ただし書、第六十二條第一項及び第七十條第一号ハの改正規定並びに同法附則に一項を加える改正規定並びに第五條の規定(社会福祉法第六百六條の三第一項第三号の改正規定を除く。)並びに附則第五條、第十條から第十三條まで、第十五條、第十六條及び第十九條から第二十二條までの規定 平成三十一年四月一日

五 第四條の規定(前号に掲げる改正規定を除く。) 平成三十一年一月一日
(進学準備給付金の支給に関する特例)

第二条 第三条の規定による改正後の生活保護法(次条及び附則第四條において「第三条改正後生活保護法」という。)第五十五條の五の規定は、平成三十一年一月一日から適用する。
(保護の実施機関についての特例に係る経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に居宅介護(生活保護法第十五條の二第二項に規定する居宅介護をいう。以下この条において同じ。)(特定施設入居者生活介護(同項に規定する特定施設入居者生活介護をいう。))に限る。)を居宅介護を行う者に委託し、又は介護予防(同条第五項に規定する介護予防をいう。以下この条において同じ。)(介護予防特定施設入居者生活介護(同法第十五條の二第五項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護をいう。))に限る。)を介護予防を行う者に委託して行っている場合においては、これらの介護扶助を受けている者については、

第三条改正後生活保護法第十九條第三項の規定は適用しない。
(費用の徴収に関する経過措置)

第四条 第三条改正後生活保護法第七十七條の二の規定は、この法律の施行の日以後に都道府県又は市町村の長が支弁した保護に要する費用に係る徴収金の徴収について適用する。
(住居の用に供するための施設を設置する第二種社会福祉事業に関する経過措置)

第五条 附則第一條第四号に掲げる規定の施行の際現に第五條の規定による改正前の社会福祉法第六十九條第一項の規定による届出をして第二種社会福祉事業(住居の用に供するための施設を設置しているものに限る。)を行つてゐる国及び都道府県以外の者は、同号に掲げる規定の施行の日から一月以内に、当該都道府県知事に第五條の規定による改正後の社会福祉法(以下この条において「新社会福祉法」という。)第六十八條の二第一項各号に掲げる事項を届け出なければならぬ。この場合において、その届出をした者は、新社会福祉法第六十八條の二第一項又は第二項の規定による届出をしたものとみなす。
(児童扶養手当に関する経過措置)

第六条 平成三十一年十月以前の月分の児童扶養手当の支給の制限については、なお従前の例による。
2 第六條の規定による改正前の児童扶養手当法第七條第三項の規定に基づいて支払われた平成三十一年七月分の児童扶養手当は、第六條の規定による改正後の児童扶養手当法(次項において「新児童扶養手当法」という。)の規定による同月分の児童扶養手当とみなす。
3 平成三十一年八月分の児童扶養手当については、新児童扶養手当法第七條第三項ただし書を除く。)の規定にかかわらず、同年十一月に支払うものとする。
(罰則に関する経過措置)

則の適用については、なお従前の例による。
(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
(地方自治法の一部改正)

第九条 地方自治法の一部を次のように改正する。
(別表第一生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)の項第一号中「第五十五條の四、第五十五條の五」を「第五十五條の四第一項、同条第二項及び第三項(これらの規定を第五十五條の五第二項において準用する場合を含む。)、第五十五條の五第一項、第五十五條の六」に改め、同項第二号中「第七十八條」を「第七十七條の二第一項、同条第二項第七十八條第四項において準用する場合を含む。」、第七十八條第一項から第三項まで並びに「改め、同項第三号中」及び第七十八條を「第七十七條の二第一項、同条第二項(第七十八條第四項において準用する場合を含む。及び第七十八條第一項から第三項まで)」に改める。

(身体障害者福祉法の一部改正)
第十条 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。
第九条第二項中「第三十條第一項ただし書の規定により」の下に「同法第三十八條第二項に規定する救護施設(以下この項において「救護施設」という。)、同条第三項に規定する更生施設(以下この項において「更生施設」という。))又は同法第三十條第一項ただし書に規定するその他の適当な施設」を加え、「生活保護法第三十條第一項ただし書に規定する施設」を「救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設」に改める。

(知的障害者福祉法の一部改正)
第十二條 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。
第九條第二項中「第三十條第一項ただし書の規定により」の下に「同法第三十八條第二項に規定する救護施設(以下この項において「救護施設」という。)、同条第三項に規定する更生施設(以下この項において「更生施設」という。))又は同法第三十條第一項ただし書に規定するその他の適当な施設」を加え、「生活保護法第三十條第一項ただし書に規定する施設」を「救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設」に改める。

(知的障害者福祉法の一部改正に伴う経過措置)
第十三條 当分の間、前条の規定による改正後の知的障害者福祉法第九條第二項の規定の適用については、同項中「又は同法第三十條第一項ただし書」とあるのは、「同法第三十條第一項ただし書に規定する日常生活支援住居施設(以下この項において「日常生活支援住居施設」という。))又は同項ただし書と、「更生施設若しくは」とあるのは「更生施設、日常生活支援住居施設若しくは」とする。
(社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正)

第十四條 社会福祉施設職員等退職手当共済法(昭和三十六年法律第一百五十五号)の一部を次のように改正する。
第二條第二項第二号中「第十條第三項」を「第

七條

第一類第七号

厚生労働委員會議録第六号

十六条第三項に改める。

(老人福祉法の一部改正)

第十五条 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第五条の四第一項ただし書中「第二号」の下に「の規定により入所している六十五歳以上の者」を、「により」の下に「同法第三十八条第二項に規定する救護施設、同条第三項に規定する更生施設若しくは同法第三十条第一項ただし書に規定するその他の適当な施設に」を加え、「その六十五歳以上」を「これら」に改める。

(老人福祉法の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 当分の間、前条の規定による改正後の老人福祉法第五条の四第一項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「若しくは同法第三十条第一項ただし書」とあるのは、「同法第三十条第一項ただし書に規定する日常生活支援住居施設若しくは同項ただし書」とする。

(住民基本台帳法の一部改正)

第十七条 住民基本台帳法の一部を次のように改正する。

別表第二の五の十一の項、別表第三の七の七の項、別表第四の四の十一の項及び別表第五九号の四中「就労自立給付金」の下に「若しくは同法第五十五条の五第一項の進学準備給付金」を、「第七十七条第一項」の下に「第七十七条の二第一項」を加える。

(社会保険労務士法の一部改正)

第十八条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十号の二十四中「第十条第一項及び第十五条第二項」を「第十六条第一項及び第二十一条第二項」に改める。

(児童手当法の一部改正)

第十九条 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項第四号中「若しくは」を「」に改め、「更生施設」という「」の下に「若しくは同法第三十条第一項ただし書に規定する日常生活

支援住居施設(次条第一項第四号において「日常生活支援住居施設」という。)を加える。

第四条第一項第四号中「更生施設」の下に「日常生活支援住居施設」を加える。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正)

第二十条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。

第十九条第三項中「第三十条第一項ただし書の規定により」の下に「同法第三十八条第二項に規定する救護施設(以下この項において「救護施設」という。)、同条第三項に規定する更生施設(以下この項において「更生施設」という。又は同法第三十条第一項ただし書に規定するその他の適当な施設(以下この項において「その他の適当な施設」という。))を加え、「同法第三十条第一項ただし書に規定する施設」を「救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設」に改める。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十一条 当分の間、前条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第十九条第三項の規定の適用については、同項中「又は同法第三十条第一項ただし書」とあるのは、「同法第三十条第一項ただし書に規定する日常生活支援住居施設(以下この項において「日常生活支援住居施設」という。又は同項ただし書」と、「更生施設若しくは」とあるのは「更生施設、日常生活支援住居施設」とする。

(平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法の一部改正)

第二十二条 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第百七号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項第四号中「若しくは」を「」に改め、「更生施設」という「」の下に「若しくは同

法第三十条第一項ただし書に規定する日常生活支援住居施設(次条第一項第四号において「日常生活支援住居施設」という。)を加える。

第四条第一項第四号中「更生施設」の下に「日常生活支援住居施設」を加える。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正)

第二十三条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一の十五の項及び別表第二の九の項中「就労自立給付金」の下に「若しくは進学準備給付金」を加える。

(政令への委任)

第二十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

理由

生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、都道府県等による生活困窮者就労準備支援事業等の実施の努力義務化及びその適切な実施に係る指針の公表、教育訓練施設に入学する被保護者に対する進学準備給付金の創設、住居を設置する第二種社会福祉事業に係る規制の強化、児童扶養手当の支払回数増加等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

生活保護法等の一部を改正する法律案

(生活保護法の一部改正)

第一条 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十号)の一部を次のように改正する。

第十条に次の一項を加える。

2 前項の規定の運用に当たっては、要保護者の世帯の自立の助長を図るため、その世帯に属する子どもが世帯を単位とする保護を受けつつ高等学校、大学、高等専門学校、専修学

校等に就学することができるよう配慮しなければならぬ。

附則に次の見出し及び二項を加える。

(検討等)

16 厚生労働大臣は、平成二十九年に行われた第八條第一項の基準(以下この項及び次項において「保護の基準」という。)の検証の際に用いられた手法による保護の基準の改定によつては、保護の基準が要保護者の最低限度の生活の需要を満たすに十分なものでなくなるこ

と等が懸念されていることに鑑み、生活保護法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第 号)附則第一条第一号に掲げる改正

規定の施行後一年以内に、保護の基準の改定の方法等の在り方を見直し、保護の基準の改定等の必要な措置を講ずるものとする。

17 厚生労働大臣は、前項の措置が講ぜられるまでの間、平成二十九年七月一日における保護の基準に比して要保護者に不利な内容の保護の基準を定めてはならない。

(児童扶養手当法の一部改正)

第二条 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者又は二十歳未満で政令で定める程度の障害の状態にある」を「二十歳未満」に改める。

第五条第一項中「四万千円」を「五万二千五百円」に改める。

第五条の二第一項及び第二項中「平成五年」を「平成二十九年」に改める。

第七条第三項中「毎年四月、八月及び十二月の三期に、それぞれの前月までの分を」毎月、その前月分」に改め、同項ただし書を削る。

第二十九条第二項中「第三条第一項若しくは」及び「児童若しくは」を削る。

(国民年金法の一部改正)

第三条 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第三十三条の二第二項及び第二項中「十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日まで」の間にある子及び二十歳未満であつて障害等級に該当する障害の状態にある」を「二十歳未満の」に改め、同条第三項中第六号及び第七号を削り、第八号を第六号とする。

第三十七条の二第二項第二号中「十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日まで」の間にあるか又は二十歳未満であつて障害等級に該当する障害の状態に在る」を「二十歳未満で」に改める。

第三十九条第三項中第六号及び第七号を削り、第八号を第六号とする。

第四十条第三項中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とする。

第七十二条第二号中「又は第七十七条第二項に規定する子」を削り、「同項」を「第七十七条第二項」に改める。

第七十七条第二項中「若しくは障害等級に該当する障害の状態にあることによりその額が加算されている子又は障害等級に該当する障害の状態にあることにより遺族基礎年金の受給権を有し、若しくは遺族基礎年金が支給され、若しくはその額が加算されている子」を削り、「これらの者」を「当該受給権者」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、次の各号に掲げる区分に應じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中生活保護法附則に見出し及び二項を加える改正規定 公布の日

二 第二条及び第三条の規定並びに次条から附則第八条までの規定 平成三十年八月一日

三 第一条の規定(第一号に掲げる改正規定を除く) 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

(児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 平成三十年七月以前の月分の児童扶養手当の支給要件及び額については、なお従前の例

による。

2 前条第二号に掲げる規定の施行の際現に第二条の規定による改正前の児童扶養手当法(次項において「旧児童扶養手当法」という。)の規定による児童扶養手当の支給要件に該当してない者であつて、同条の規定による改正後の児童扶養手当法(以下この項及び次項において「新児童扶養手当法」という。)の規定による児童扶養手当の支給要件に該当するものが、平成三十年八月月中に新児童扶養手当法第六条第一項の認定の請求をしたときは、その者に対する児童扶養手当の支給は、新児童扶養手当法第七條第一項の規定にかかわらず、同月から始める。

3 前条第二号に掲げる規定の施行の際現に児童扶養手当の支給を受けている者が二十歳未満の者(旧児童扶養手当法第三條第一項に規定する児童を除く)を監護し、又は養育している場合における児童扶養手当の額の改定は、その者が、平成三十年八月中に、その改定後の額につき新児童扶養手当法第八條第一項の認定の請求をしたときは、同項の規定にかかわらず、同月から行う。

(国民年金法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 平成三十年七月以前の月分の障害基礎年金の額の加算並びに遺族基礎年金の支給及び額の加算の要件については、なお従前の例による。

第四条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(以下この条及び次条において「一部施行日」という。)の前日において障害基礎年金の受給権を有する者が、一部施行日において二十歳未満の子(当該障害基礎年金の額の加算の対象となつていない子を除く)を有する場合において、当該二十歳未満の子が一部施行日において加算の対象となる子であるときは、第三条の規定による改正後の国民年金法(次条において「新国民年金法」という。)第三十三條の二第二項の規定にかかわらず、平成三十年八月から、その子の数に應じて、当該障害基礎年金の額を改定す

る。

第五条 一部施行日の前日において遺族基礎年金の受給権を有しない者が、一部施行日前に新国民年金法の規定が適用されていたとするならば、その者が一部施行日まで引き続き遺族基礎年金の受給権を有する者であるときは、新国民年金法第十八條第一項の規定にかかわらず、その者に、平成三十年八月から、新国民年金法第三十七條の遺族基礎年金を支給する。

2 前項の場合において、同項の規定により新国民年金法第三十七條の遺族基礎年金の受給権を取得した子以外の子であつて、一部施行日において同条の遺族基礎年金の受給権を有するものがあるときは、新国民年金法第三十九條の二第二項の規定にかかわらず、平成三十年八月から、その子の遺族基礎年金の額を改定する。

3 一部施行日の前日において遺族基礎年金の受給権を有する者が、一部施行日において二十歳未満の子(当該遺族基礎年金の額の加算の対象となつていない子を除く)を有する場合において、一部施行日前に新国民年金法の規定が適用されていたとするならば当該二十歳未満の子が一部施行日まで引き続き加算の対象となる子であるときは、新国民年金法第十八條第一項の規定にかかわらず、平成三十年八月から、その子の数に應じて、当該遺族基礎年金の額を改定する。

(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(厚生年金保険法の一部改正)

第七条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第六十二条第一項中「第八号」を「第六号」に改める。

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正)

第八条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律

(昭和三十一年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第十六条中「の額」との下に、「平成二十九年」とあるのは「平成五年」とを加える。

理由

要保護者の世帯等の置かれていた経済状況等に鑑み、厚生労働大臣は、保護の基準の改定の方法等の在り方を見直し、保護の基準の改定等の必要な措置が講ぜられるまでの間、平成二十九年七月一日における保護の基準に比して要保護者に不利な内容の保護の基準を定めてはならないものとする。とともに、世帯単位原則に係る規定の運用に当たっては、要保護者の世帯に属する子どもが世帯を単位とする保護を受けつつ高等学校、大学、高等専門学校、専修学校等に就学することができ、児童扶養手当の支給要件に係る児童等を二十歳未満の者に拡大し、あわせて、児童扶養手当の額を増額する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約五百二十億円の見込みである。

平成三十年五月十五日印刷

平成三十年五月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

C